泊発電所 3 号炉審査資料					
資料番号	DB062T-9 r.4.0				
提出年月日	令和4年8月31日				

## 泊発電所3号炉

## 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし

b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記4件

- ・ 竜巻データの更新に関する対応(別添1の3.(3) k.) 【比較表 6-竜巻-125】
- ⇒基準竜巻の設定のうち、当初検討実施時点から時間が経過したことから「竜巻データの更新に関する対応」として、別添資料1の3.(3) k. に項目を追加した。 本項目において、女川と同様に、(a)評価時点以降のデータ更新については、V<sub>B1</sub>については F3 を超える竜巻の報告はなく、V<sub>B2</sub>については竜巻検討地域で観測された竜巻はF0若しくはF 1相当のものがほとんどでありハザードを下げる方向に変化していると考えられるため見直しは不要と判断した旨、(b)将来の気候変動については、必要に応じ見直しを実施していく旨を記載した。(補足説明資料1「1.3 過去に発生した竜巻による最大風速 (V<sub>B1</sub>)の設定」についても、竜巻データを更新。)
- ・基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う施設(別添1の4.(4) d.(f))【比較表 6-竜巻-196】
- ⇒女川 2 での審査実績を考慮し、防潮堤、溢水防止壁については、自主的に機能維持のための配慮を行う施設と整理し、風圧力等による荷重に対して、安全機能を損なわない設計とすることをまとめ資料に反映した。
- ・竜巻影響評価の概要と保守性について(補足説明資料37)
- ⇒先行審査実績を踏まえ、竜巻影響評価の概要及び評価の保守性を示した資料を追加した。
- ・竜巻影響評価及び竜巻対策の概要について(補足説明資料38)
- ⇒先行審査実績を踏まえ、竜巻影響評価及び竜巻対策の概要を示した資料を追加した。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記2件
  - ・竜巻防護施設の評価対象施設の抽出について(補足説明資料10 参考資料)
  - ⇒竜巻よる損傷時に代替性及び修復性に対応することとしているクラス3施設の対象機器を明確化した。
  - ・竜巻発生時における重大事故等対処設備の考慮について(補足説明資料36 別紙)
  - ⇒ 童巻に対する重大事故等対処設備の対応手段(位置的分散又は代替手段等により必要な機能を維持できる)がわかる資料を追加した。
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

#### 1-3) バックフィット関連事項

なし

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所 3 号炉 女川原子力発電所 2 号炉 差異理由

## 2. まとめ資料との比較結果の概要

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
【立地する地域(地形条件)の類似性の観点からの検討】 ①大飯発電所が立地する地域は竜巻集中地域とは異なっているため、地形条件による類似地域(福井県、京都府及び兵庫県の日本海側)を抽出し、この抽出した地域が竜巻集中地域に該当しないことを確認した。 【気象条件の類似性の観点からの検討】 ②気象総観場ごとの竜巻発生場所を整理し、竜巻発生の観点から大飯発電所と類似の地域を抽出した。具体的には、「日本海側と太平洋側の総観場の違い」および「日本海側、九州とそれ以外の総観場の違い」を確認することで、北海道および本州の日本海側を、気象総観場の観点で類似する地域として選定した。 ③上記②の検討に加え、気象解析による検討を実施した。これにより、日本海側と太平洋側の性質の違いを示すほか、北海道の襟裳岬以西の太平洋側は日本側と同じ性質と考えた。②と③の検討結果を踏まえ、北海道から本州の日本海側および北海道の襟裳岬以西を竜巻検討地域として設定した。	ごとの総観場(竜巻が発生した際の気象条件)の出現頻度を整理したのち、泊発電所が立地する「北海道日本海側」と他の地域区分間の総観場出現頻度に関する相関係数から2つの地域区分間の総観場出現に関する関連性を評価し、泊発電所が立地する地域と類似の地域(「北海道太平洋側」、「東北日本海側」、「北陸地方」、「近畿日本海側」及び「山陰地方」)を抽出した。 ②上記①にて抽出した地域(「北海道日本海側」と相関が認められた地域区分)に対して、ハザードが過少評価されないように、竜巻がほとんど発生していない地域を除いた。更に、日本海側は同様の気候区分に分類されることを考慮し、「山陰地方」を山口県の日本海側までとした。これにより、北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西の海岸線を	竜巻検討地域の設定については、ガイドにて「原子力発電所が立地する地域及び竜巻発生の観点から原子力発電所が立地する地域と気象条件等が類似の地域から設定する」としており、その類似性の検討方法が発電所の立地条件の違いによりサイト毎に異なるため。 なお、総観場を利用している点は共通している。また、竜巻集中地域に立地している泊の場合、竜巻集中地域と竜巻検討地域全体の竜巻発生密度を比較し、集中地域にスコープする必要がないことを確認している。このため、大飯と比較した場合においても、遜色ない検討が行われている。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所 3 号炉 女川原子力発電所 2 号炉 差異理由

## 2 - 2 )ハザード評価のうち、1km 範囲ごとに細分化した評価(短冊ケース)に用いる F スケール不明上陸竜巻の扱いの相違(基準竜巻の最大風速(V<sub>B</sub>)の設定関連)

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<ul> <li>1km 範囲ごとに細分化した評価(短冊ケース)における、Fスケール不明の竜巻の扱いは以下のとおり。</li> <li>・陸上竜巻: F0 竜巻と見なす。</li> <li>・海上竜巻: 陸上竜巻の F スケール別発生比率で按分。</li> </ul>	1km 範囲ごとに細分化した評価(短冊ケース)における、F         スケール不明の竜巻の扱いは以下のとおり。         ・陸上竜巻:F0 竜巻と見なす。         ・海上竜巻(上陸せず):陸上竜巻のFスケール別発生比率で按分。         ・海上発生上陸竜巻:F0 竜巻と見なす。	短冊ケース評価では、特に海側 0~1km 領域*1において海上竜巻 (Fスケール不明) が多くを占めるため、Fスケール不明な上陸 竜巻の扱いが重要となる。 そのため、泊は、陸上で F スケールが不明と判断された上陸竜 巻は、顕著な被害が見られなかったことから、F0 竜巻に紐づけること (陸上の F 不明竜巻と同様の扱い) が適切だと判断した。 ※1:海側 1km 以遠の細分化領域では、すべて海上竜巻 (F 不明) であるため、ハザード曲線の算定は不可能。

## 3. ステイタス整理表

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 第6条:外部からの衝撃による損傷の防止 第6条:外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 第6条:外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) (竜巻) <目 次> <目 次> <目 次> 1. 基本方針 1. 基本方針 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1)位置、構造及び設備 (1) 位置、構造及び設備 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.3 気象等 1.3 気象等 1.4 設備等 1.4 設備等 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (別添資料1) 竜巻に対する防護 (別添 1)設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (竜巻影響評価 別添資料1 竜巻影響評価について 記載表現の相違 結果) 別添資料2 竜巻影響評価におけるフジタモデルの適用について 別添資料3 運用, 手順説明資料 3. 技術的能力説明資料 記載内容の相違 (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) ・大飯に資料無し 4. 現場確認プロセス 記載内容の相違 (別添3) 竜巻影響評価における飛来物発生防止対策を実施する対象 ・大飯に資料無し 物の選定プロセスについて <概要> <概 要> <概 要> 1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準 ┃1.において,設計基準事対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則 ┃1.において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の ┃ 記載表現の相違 規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所 | 追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する発電所にお | ・記載の適正化 大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。 3 号炉における適合性を示す。 ける適合性を示す。 2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合 2. において、設計基準事対象施設について、追加要求事項に適合する 2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するた 記載表現の相違 するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について┃ために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明┃めに必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明す┃ 記載の適正化 説明する。 する。 3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 記載内容の相違 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 ・大飯に記載無し 4. において、設計に当たって実施する各評価に必要な入力条件等の設 定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整

理する。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

## 1. 基本方針

#### 1. 1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条 並びに技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する(表 1)。

大飯発電所 3/4号炉

	編 光	追加要求事項	追加要求事項	追加要求事項
見則第7条要求事項	技術基準規則  第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)	設計基準対象施設が想定される自然現象(地 購及び課款を除く。)によりその安全性を推 作ちおそれがある場合は、防護措置、基礎地 盤の改良その他の適切な措置を購戻したければ	ならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、 鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所 における火災又は爆発率放、危険物を帯撃した 直面、船舶又は航空機の事故その他の敷地 及び敷地周辺の状況から想定される事象であ って人為によるもの(故意によるものを所 く。)により発電用原子が施設の安全性が損 なわれないよう、防護措置での他の適切な措 置を購しなければならない。 新空機の壁帯により発電用原子が施設の 安全性を損なうおそれがある場合は、防護措 置その他の適切な措置を講しなければならない。
表 1 設置許可基準規則第6条並びに技術基準規則	設置許可基準規則 第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)	安全施設は、想定される自然現象(地震及び滞放を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大き な影響を及ぼすおそれがあると想定される自然 現象により当該重要全施設に作用する衝撃及 び設計基準故時に生ずる応力を適切に考慮し でものでなければならない。	3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子が施設の安全性を損なわせるの原因となるやそれがある事業であって人がによるもの(放着によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

#### 1. 基本方針

#### 1.1 要求事項の整理

图 图 图

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第 6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する (表1)。

泊発電所3号炉

設置許可基準規則	技術基準規則	1
第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)	温が
安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、想定される自然現象(地震及	設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定さ	追加要求事
び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全	れる自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安	
機能を損なわないものでなければならない。	全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地	
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれ	盤の改良その他の適切な措置を講じなければならな	追加要求事
があると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝	V3.	
撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなけれ		
ばならない。		
3 安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、工場等内又はその周辺に	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道	追加要求事
おいて想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因とな	路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある	
るおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除	要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事	
く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なわな	故、危険物を搭載した東両、船舶又は航空機の事故そ	
いものでなければならない。	の他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象	
	であって人為によるもの(故意によるものを除く。以	
	下「人為による事象」という。) により発電用原子炉	
	施設(兼用キャスクを除く。)の安全性が損なわれな	
	いよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければ	
	ならない。	
	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設(兼用キャ	
	スクを除く。) の安全性を損なうおそれがある場合は、	
	防護措置その他の適切な措置を購じなければならな	

#### 1. 基本方針

#### 1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第 6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する 記載表現の相違 (第1.1-1表)。

女川原子力発電所2号炉

差異理由

垂木	2	ごされ 追加要求事項	全体	職の	٥	追加要求事項				道路 追加要求事項	の必要	幸 災 車	0事故	金の金	。 、 、 、	1原子	けない	罪しなけ		トナス	小计,	いらな	
1	第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)	設計基準対象施設(兼用キャスクを除く。)が想定され	自然現象(地震及び津波を除く。)により	を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地	改良その他の適切な措置を講じなければならない。					2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、	その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある	因がある場合には、事業所における火災又は爆発事	故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故	その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される。	象であって人為によるもの(故意によるものを除く。	以下「人為による事象」という。)により発電用原子	炉施設(兼用キャスクを除く。)の安全性が損なわれ	ないよう、防護措置その他の適切な措置を講じ	ればならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設(兼用キャス	クを除く。)の安全性を損なうおそれがある場合は、	防護措置その他の適切な措置を講じなければならな	
-	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)	安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、想定さ	れる自然現象(地震及び津波を除く。次項にお	いて同じ。)が発生した場合においても安全機	能を損なわないものでなければならない。	2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大き	な影響を及ぼすおそれがあると想定される	自然現象により当該重要安全施設に作用す	適切に考慮したものでなければならない。	3 安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、工	場等内又はその周辺において想定される発	電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因	となるおそれがある事象であって人為によ	るもの(故意によるものを除く。以下「人為	による事象」という。) に対して安全機能を	損なわないものでなければならない。							

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺に

<i>塩cを 月切かとの領観として相作の</i> 吐ル (卒業)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 ェ	1.4.0   青子:記載箇所又は記載内容の相通   緑字:記載表現、設備名称の相違	
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
1.2 追加要求事項に対する適合性 ( 手順等含む)	1.2 追加要求事項に対する適合性 (手順等含む)	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置、構造及び設備	(1) 位置、構造及び設備	(1) 位置, 構造及び設備	
	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
	ロ. 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
(3) その他の主要な構造	(3) その他の主要な構造	(3) その他の主要な構造	
(i) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、	(i) 本原子炉施設は, (1)耐震構造, (2)耐津波構造に加え,以	(i)本発電用原子炉施設は,(1)耐震構造,(2)耐津波構造に加	
以下の基本的方針の基に安全設計を行う。	下の基本的方針のもとに安全設計を行う。	え,以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。	記載表現の相違
a. 設計基準対象施設	a. 設計基準対象施設	a. 設計基準対象施設	
	(a) 外部からの衝撃による損傷の防止	(a) 外部からの衝撃による損傷の防止	記載内容の相違
	安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台	安全施設は,発電所敷地で想定される洪水,風(台風),竜巻,	・大飯の設置許可申請
	風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影	凍結,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学的事象,	では,(a)の記載は
	響,生物学的事象,森林火災及び高潮の自然現象(地震及	森林火災及び高潮の自然現象 (地震及び津波を除く。) 又はその	るが、まとめ資料に
	び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合におい	組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす	記載無し
	て、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果と	環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において	
	して施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なう	も安全機能を損なわない設計とする。	
	ことのない設計とする。	10%	
	なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に	なお,発電所敷地で想定される自然現象のうち,洪水及び地	
	ついては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。	滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。	
	上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏ま	上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、	
	え、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがある	当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定さ	
	と想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する	れる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計	
	衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれ	基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時	
	の因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせ	間的変化を考慮して適切に組み合わせる。	
	る。		
	また, 安全施設は, 発電所敷地又はその周辺において想	また,安全施設は,発電所敷地又はその周辺において想定さ	
	定される飛来物 (航空機落下), ダムの崩壊, 爆発, 近隣	れる飛来物 (航空機落下), ダムの崩壊, 爆発, 近隣工場等の火	
	工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の原	災,有毒ガス,船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設	
	子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事	の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人	
	象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に	為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損	
	対して安全機能を損なうことのない設計とする。	なわない設計とする。	
	なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為	なお,発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象	
	事象のうち、飛来物(航空機落下)については、確率的要	のうち,飛来物(航空機落下)については,確率的要因により	
	因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊に	設計上考慮する必要はない。また, ダムの崩壊については, 立	
	ついては、立地的要因により考慮する必要はない。	地的要因により考慮する必要はない。	
	自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定され	自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発	
	る原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ	電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある	
	る事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)	事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)の組合	
	の組合せについては、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、	せについては,地震,津波,風(台風),竜巻,凍結,降水,積	
	降水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学的事象,	雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災等を考慮する。	
	森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響	事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重	
	と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長され	畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの	
	る組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能	影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。	
	を損なわない設計とする。		
	*************************************	マンベー担告として自体用名は1888年ご動地ではての国内に	I

ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周

第0宋 外部からの側峰による損傷の的正 (电管)	Y W ATT O DIE		<b>₩</b> III <b>7</b> III <b>1</b>
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原	おいて想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因	記載内容の相違
	因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意	となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意による	・大飯の設置許可申請書
	によるものを除く。)に対して、安全施設が安全機能を損	ものを除く。) に対して,安全施設が安全機能を損なわないため	では、(a)の記載はあ
	なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重	に必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備	るが,まとめ資料には
	大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。	を含む。)への措置を含める。	記載無し
	(a-2) 竜拳	(a-2) 竜巻	
(a-1) 安全施設は、竜巻が発生した場合においても安全機能を	安全施設は、竜巻が発生した場合においても、最大風	安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作	記載表現の相違
損なわないよう、最大風速100m/sの竜巻による風圧力によ	速 100m/s の竜巻による風圧力による荷重、気圧差によ	用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とす	BD4969C9E-> THISE
る荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合	を 100m/s の電客による風圧力による同重, 水圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組合せた設計竜巻荷重,	る。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラ	
わせた設計竜巻荷重、並びに安全施設に常時作用する荷	並びに安全施設に常時作用する荷重,運転時荷重及びそ	ント配置から想定される竜巻に随伴する事象に対して、安全機	
重、運転時荷重、その他竜巻以外の自然現象による荷重等	の他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組合せ	能を損なわない設計とする。	
を適切に組み合わせた設計荷重に対して、	た設計荷重に対して,安全機能を損なうことのない設計	竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は,	
	とする。	100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、	
		気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷	
	また,安全施設は,過去の竜巻被害の状況及び泊発電所	重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する	記載箇所の相違
	のプラント配置から想定される竜巻随伴事象に対して	荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等	0. 0. 0. 100 P.
	安全機能を損なうことのない設計とする。	を適切に組み合わせたものとして設定する。	
安全施設の安全機能の確保、あるいは竜巻防護施設を内包	安全施設の安全機能を損なうことのないようにする	安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設	記載表現の相違
する区画の構造健全性の確保、飛来物等による損傷を考慮	ため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策	に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作	・泊と大飯で安全機能確
し安全上支障のない期間での修復等並びにそれらを適切に	を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全	用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画	保にために考慮すべ
組み合わせた設計を行うことにより、安全機能を損なうこ	施設の構造健全性の維持、安全施設を内包する区画の	の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代	
			き事項に差異は無い
とのない設計とする。	構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮し	替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期	
	安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを	間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせ	
	適切に組み合わせた設計とする。	ることで,その安全機能を損なわない設計とする。	
	【別添 1 (4. (3) ~(4)), (5.)】		
<b>√</b>			
また、安全施設は、過去の竜巻被害の状況及び大飯発電所			記載箇所の相違
のプラント配置から想定される竜巻随伴事象に対して、安			・泊と大飯で記載内容に
全機能を損なうことのない設計とする。			相違無し
竜巻防護対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛	飛来物の発生防止対策として、資機材等の設置状況	飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるも	記載表現の相違
来物となる可能性のあるもののうち、飛来した場合の運動	を踏まえ、飛来物となる可能性のある物のうち、飛来	ののうち、資機材、車両等については、飛来した場合の運動エ	and the second second
エネルギー及び貫通力が設定する設計飛来物である鋼製材	した場合の運動エネルギ又は貫通力が設定する設計飛	ネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、飛来	来物である鋼製材 (長さ 4.2m×幅 0.3m×奥行 0.2m,	し,固縛,固定又は防護すべき施設からの離隔を実施する。	
時の水平速度 57m/s、飛来時の鉛直速度 38m/s) よりも大	質量 135kg,飛来時の水平速度 57m/s,飛来時の鉛直速		
きなものの固縛や竜巻襲来が予想される場合の車両の退避	度 38m/s)よりも大きな物の固縛や竜巻襲来が予想さ		
等の飛来物発生防止対策、並びに防護ネットや防護鋼板、	れる場合の車両の退避等を実施する。また,防護ネッ		
防護壁による竜巻飛来物防護対策設備により、飛来物の衝	トや防護鋼板等の竜巻飛来物防護対策設備により,飛		
撃荷重による影響から <mark>防護する対策を行う。</mark>	来物の衝撃荷重による影響から防護する対策を行う。		
	【別添 1(6.)】		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

#### 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 最新知見の反映 1. 安全設計 1. 安全設計 1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針 1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び想 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び 定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれ 想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるお がある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対 それがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除 して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損なわれない く。) に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損 ことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全 なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子」 機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を 停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維 持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機 能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機 能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は 異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重 要度分類のクラス1、クラス2に属する構築物、系統及び機器を外 部事象から防護する対象(以下「外部事象防護対象施設」という。) とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設 計とする。

(以下1.8 では「安全重要度分類」という。) のクラス1、クラス2

及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有 すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損 なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない 設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象 施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること 若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保するこ と、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれら を適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なうことのな い設計とする。

- 1.9 竜巻防護に関する基本方針
- 1.9.1 設計方針
- 1.9.1.1 竜巻に対する設計の基本方針

安全施設は、竜巻に対して、原子炉施設の安全性を確保す るために必要な機能(以下「安全機能」という。)を損なわ ないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定 し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構 造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損 なうことのない設計とする。

また、安全施設が設計竜巻による波及的影響によって、そ の安全機能を損なうことのない設計とする。

- 1.8.2 竜巻防護に関する基本方針
- 1.8.2.1 設計方針
- 1.8.2.1.1 竜巻に対する設計の基本方針

安全施設は、竜巻に対して、原子炉施設の安全性を確保 するために必要な機能(以下「安全機能」という。)を損な うことのないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適 切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋によ る防護、構造健全性の維持及び代替設備の確保等によっ て、安全機能を損なうことのない設計とする。

また、安全施設が設計竜巻による波及的影響によって、 その安全機能を損なうことのない設計とする。

炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されて いる重要度分類(以下1.8 では「安全重要度分類」という。)のク ラス1, クラス2及びクラス3に属する構築物, 系統及び機器と

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉 を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態 を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩 和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プール の冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止 の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器 として安全重要度分類のクラス1, クラス2及び安全評価上その 機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事 象から防護する対象(以下「外部事象防護対象施設」という。)と し、機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計 とする。

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋(外部事象防護対 象施設となる建屋を除く。)は、機械的強度を有すること等により、 内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び 外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。こ こで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包す る建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持するこ と若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保する こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそ れらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわな い設計とする。

- 1.8.2 童巻防護に関する基本方針
- 1.8.2.1 設計方針
  - (1) 竜巻に対する設計の基本方針

安全施設が竜巻に対して、発電用原子炉施設の安全性を確 保するために必要な安全機能を損なわないよう、基準竜巻、 設計

竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、 対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備 の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。

また、安全施設は、設計荷重による波及的影響によって、 安全機能を損なわない設計とする。

#### 記載方針の相違

- 最新審査実績を考慮 し、外部からの衝撃に 対する防護対象の考 え方を記載した
- ・泊と大飯で,外部事象 に対して防護を考慮 する範囲は、クラス 1,2であり相違無し (1.8.2.1.1 竜巻に 対する設計の基本方 針に後述)

記載表現の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

人取免電所3/	4 方炉	

- (1) 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離
- (2) 設計 
  竜巻荷重及びその他の組み合わせ荷重(常時作用し ている荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷 重及び設計基準事故時荷重) を適切に組み合わせた設 計荷重
- (3) 竜巻による気圧の低下
- (4) 外気と繋がっている箇所への風の流入
- (5) 砂等の粒子状の飛来物による目詰まり、閉塞及び噛込み

#### 【内容比較のための再掲(1)】

設計竜巻から防護する施設としては、安全施設が 設計竜巻の影響を受ける場合においても、原子炉施 設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉 施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で 規定されているクラス1、クラス2及びクラス3 に該当する構築物、系統及び機器とする。

設計竜巻から防護する施設のうち、クラス3 に属 する施設は損傷する場合を考慮して、代替設備によ り必要な機能を確保すること、安全上支障のない期 間に修復すること等の対応が可能な設計とすること により、安全機能を損なうことのない設計とするこ とから、クラス1 及びクラス2 に属する施設を竜 巻防護施設とする。

(1) 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離

泊発電所3号炉

- る荷重, 運転時荷重, 竜巻以外の自然現象による荷重 及び設計基準事故時荷重)を適切に組合せた設計荷重
- (3) 竜巻による気圧の低下
- (4) 外気と繋がっている箇所への風の流入
- (5) 砂等の粒子状の飛来物による目詰まり、閉塞及び噛み 込み

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確 認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラ ス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

設計竜巻から防護する施設としては、「原子力発電所の竜 巻影響評価ガイド」にて、「基準地震動及び耐震設計方針に 係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設 計を要求される設備(系統、機器)及び建屋・構築物等と されている。

以上より、耐震Sクラスの設計を要求される設備(系 統,機器),建屋及び構築物並びに外部事象防護対象施設を **竜巻防護施設と**して竜巻による影響を評価し設計する。ま た、竜巻防護施設を内包する施設についても同様に竜巻に よる影響を評価し設計する。

なお、クラス3に属する施設は損傷する場合を考慮し て、代替設備により必要な機能を確保する、安全上支障の ない期間に修復する等の対応が可能な設計とすることによ り、安全機能を損なうことのない設計とする

竜巻防護施設の安全機能を損なうことのないようにする ため、竜巻防護施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策 を実施するとともに、作用する設計荷重に対する竜巻防護 施設の構造健全性の維持、竜巻防護施設を内包する区画の 構造健全性の確保、若しくは、飛来物による損傷を考慮し 安全上支障のない期間での修復等の対応、又は、それらを 適切に組み合わせた設計とする。

竜巻防護施設の構造健全性の維持又は竜巻防護施設を内 包する区画の構造健全性の確保において、それらを防護する a. 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離

女川原子力発電所2号炉

- b. 設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び 記載表現の相違 設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並 びにその他の組合せ荷重(常時作用している荷重、運転時荷 重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷
- 重)を適切に組み合わせた設計荷重
- c. 竜巻による気圧の低下
- d. 外気と繋がっている箇所への風の流入

記載箇所の相違

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認 する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス 2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認 する必要がある施設のうち,外部事象防護対象施設は,設計 荷重に対し機械的強度を有すること等により、安全機能を損 なわない設計とする。

竜巻影響評価の対象施設としては、「1.8.2.1(3) 外部事象 防護対象施設等のうち評価対象施設 | 及び「1.8.2.1(4) 外部 事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」に示す 施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。

なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の 重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備 (系統、機器)及び建屋、構築物のうち、竜巻の影響を受け る可能性がある施設を抽出した結果、追加で「1.8.2.1(3) 外 記載表現の相違 部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」に反映する施設 はない。

竜巻に対する防護設計を行う,外部事象防護対象施設等の うち評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響 を及ぼし得る施設を「評価対象施設等」という。

外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわないようにす 記載内容の相違 るため、外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす飛来物の発 生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する 外部事象防護対象施設の構造健全性の維持、外部事象防護対 象施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物に よる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する こと、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを 適切に組み合わせた設計とする。

屋外に設置する外部事象防護対象施設の構造健全性の維持 又は外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確

・大飯では,安全施設に 対する竜巻防護の考 え方は、「1.9.1.3 設 計竜巻から防護する 施設」に同様な内容を

差異理由

- 大飯では、耐震Sクラ ス設備を竜巻防護施 設とすることは、別 添1 1.2.1 に記載
- 大飯と泊で竜巻防護対 象の考え方に相違は 無い(泊の外部事象防 護対象施設は、クラス 1. 2に属する施設)

- 大飯に記載無し
- ・泊では運用を含めた設 計の考え方及び飛来 物からの防護する方 針を記載

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	ために設置する防護ネットや防護鋼板等の竜巻飛来物防護 対策設備により,飛来物から竜巻防護施設を防護できる設計 とする。 【別添 1(1.~2.), (4.(3)), (4.(4)b.), (4.(4)d.), 補足説明資料 32.】	保において、それらを防護するために設置する竜巻飛来物防護対策設備は、竜巻防護ネット、防護鋼板等から構成し、飛来物から外部事象防護対象施設等を防護できる設計とする。	
1.9.1.2 設計竜巻の設定 「添付書類六 9. 竜巻」において設定した設計竜巻の最大 風速は 92m/s とする。 ただし、竜巻に対する設計に当たっては、設計竜巻の最大 風速 92m/s を安全側に数字を切り上げて、最大風速 100m/s の竜巻の特性値に基づく設計荷重に対して、安全施設が安全 機能を損なうことのない設計とする。 なお、設計竜巻については、今後も継続的に観測データや 増幅に関する新たな知見等の収集に取組み、必要な事項につ いては適切に反映を行う。	1.8.2.1.2 設計竜巻の設定 「添付書類六 9.竜巻」において設定した設計竜巻の最大 風速は92m/sとする。 ただし、竜巻に対する設計に当たっては、設計竜巻の最大 風速92m/sを安全側に数字を切り上げて、最大風速100m/s の竜巻の特性値に基づく設計荷重に対して、安全施設が安全 機能を損なうことのない設計とする。 なお、設計竜巻については、今後も継続的に観測データや 増幅に関する新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項に ついては適切に反映を行う。 【別添1(3.(4)d.),(3.(5))】	(2) 設計竜巻の設定 「添付書類六7.2 竜巻」において設定した基準竜巻の最大 風速は92m/s とする。 設計竜巻の設定に際して,発電所は北東が太平洋に面し, 三方を山及び森林に囲まれた狭隘な地形であり,地形効果に よる風の増幅について評価した結果,増幅を考慮する必要は ないことを確認したが,将来的な気候変動による竜巻発生の 不確実性を踏まえ,基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げ て,設計竜巻の最大風速は100m/s とする。	
1.9.1.3 設計竜巻から防護する施設	1.8.2.1.3 竜巻防護施設     竜巻防護施設は、建屋又は構築物(以下「建屋等」という。)に内包され、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。以下「建屋等に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)」という。)、建屋等に内包されるが、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃の影響から防護が期待できない施設」という。)、建屋等に内包され、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護される施設のうち、外気と繋がっており設計竜巻による気圧差による荷重の影響を受ける施設(以下「建屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。)、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響を受ける屋外施設(以下「屋外施設」という。)に分類する。	(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設 外部事象防護対象施設等は、設計荷重に対し機械的強度を 有すること等により安全機能を損なわない設計とする。 外部事象防護対象施設は、外殼となる施設(建屋、構築物) (以下「外殼となる施設」という。)に内包され、外気と繋がっておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設(以下「外殼となる施設に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)」という。)、設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設(以下「屋外施設」という。)、外殼となる施設に内包されるため、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護されるが、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設(以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。)及び外殼となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設(以下「外殼となる施設による防護機能が期待できない施設」という。)に分類し、このうち、外殼となる施設に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設とし、以下のように抽出する。 なお、外殼となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。 なお、外殼となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。 なお、外殼となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。	記載表現の相違 ・泊では、1.8.2.1.1 竜巻に対する設計の基本方針に竜巻防護の対象の考え方を記載して、対する関して、関して、設施設に内包された関係の分類の分類を記載している

<i>第6条</i> 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	但光电//J 5 9 // D D 宏平過日日 比較水 1.4.	緑字:記載表現、設備名称の相違(	(実質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
【泊の記載箇所で比較 (1)】  設計竜巻から防護する施設としては、安全施設が設計竜巻の影響を受ける場合においても、原子炉施設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。  設計竜巻から防護する施設のうち、クラス3に属する施設は損傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修復すること等の対応が可能な設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とすることから、クラス1及びクラス2に属する施設を竜巻防護施設とする。		また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。	
なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、竜巻は気象現象、津波は地震又は海底地すべり等により発生し、発生原因が異なり、同時に発生することは考えられず、事象の組み合わせは考慮しないことから、竜巻防護施設として抽出しない。 竜巻防護施設は以下に分類できる。 ・建屋又は構築物に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。) ・建屋に内包されるが防護が期待できない施設・屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、竜巻は気象現象、津波は地震、地滑り等を原因とする事象であり、同時に発生することは考えられず、事象の組合せは考慮しないことから、竜巻防護施設として抽出しない。  ・ 建屋等に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。) ・ 建屋等に内包されるが防護が期待できない施設・ 屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設		記載表現の相違
繋がっている主な施設を、以下のとおり抽出する。 (屋外施設) ・海水ポンプ (配管、弁を含む。) ・海水ストレーナ ・排気筒 (建屋外) (建屋内の施設で外気と繋がっている施設) ・換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備、格納容器排気 系統、補助建屋排気系統、放射線管理室排気系統、中央 制御室空調装置、安全補機開閉器室の換気空調設備、電 動補助給水ポンプ室の換気空調設備、制御用空気圧縮機	気と繋がっている主な施設を,以下のとおり抽出する。 <屋外施設>  ・ 排気筒 (建屋外)  <建屋内の施設で外気と繋がっている施設> ・ 排気筒 (建屋内) ・ 換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備,格納容器空調装置,補助建屋空調装置,試料採取室空調装置,中央制御室空調装置,電動補助給水ポンプ室換気装置,制御用空気圧縮機室換気装置	a.屋外施設(外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。) (a)原子炉補機冷却海水ポンプ(配管,弁含む。) (b)高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(配管,弁含む。) (c)高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ (d)復水貯蔵タンク (e)非常用ガス処理系(屋外配管) (f)排気筒 (g)原子炉建屋	対象施設の相違 ・大飯では、海水ポンプ、 海水ストレーナは屋 外設置 ・設置設備の相違 記載表現の相違
室の換気空調設備及びディーゼル発電機室の換気空調設備の外気と繋がるダクト及び外気との境界となるダンパ・バタフライ弁) ・排気筒(建屋内)	置、ディーゼル発電機室換気装置及び <mark>安全補機開開器室空調装置</mark> の外気と繋がるダクト・ファン・空調ユニット及び外気との境界となるダンパ・バタフライ弁) 【別添 1 (2. (1))】		対象施設の相違 ・泊では、竜巻襲来が予想される場合に関止しないダンパがあり、その下流に空調ユニットがある場合は、防護対象としている

護施設に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出する。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

#### 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 1.9.1.4 竜巻防護施設を内包する施設 1.8.2.1.4 竜巻防護施設を内包する施設 <以下,外部事象防護対象施設を内包する区画> 竜巻防護施設を内包する主な施設を、以下のとおり抽出す **竜巻防護施設を内包する主な施設を、以下のとおり抽出** 外部事象防護対象施設を内包する区画を、以下のとおり抽 する。 原子炉格納容器(原子炉容器他を内包する建屋) 原子炉建屋(外部遮へい建屋)(原子炉容器他を内 (h) タービン建屋 (気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モ | 対象施設の相違 包する施設) ニタ等を内包) 建屋の相違 ・原子炉周辺建屋(主蒸気管他を内包する建屋) ・ 原子炉建屋(周辺補機棟)(主蒸気管他を内包する (i)制御建屋(中央制御室を内包) ・制御建屋(中央制御室他を内包する建屋) (i)軽油タンク室(軽油タンクA系及び軽油タンクB系を内 ・廃棄物処理建屋(ガスサージタンク他を内包する建屋) 原子炉建屋(燃料取扱棟)(使用済燃料ピット他を 内包する施設) (k) 軽油タンク室(H)(軽油タンクHPCS系を内包) ・ 原子炉補助建屋(余熱除去ポンプ他を内包する施 b. 屋内の施設で外気と繋がっている施設 ・ ディーゼル発電機建屋(ディーゼル発電機他を内 (a) 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び 句する施設) 原子炉補機室換気空調系 ・ A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 (A1, A2-ディーゼル 燃料油貯蔵タンク基礎(燃料油貯蔵タンクを内包する構 (b)原子炉棟給排気隔離弁(原子炉建屋原子炉棟換気空調系) 記載表現の相違 築物) 発電機燃料油貯油槽を内包する施設) (c) 軽油タンクA系(燃料移送ポンプ等含む。) ・大飯の燃料油貯蔵タン ・重油タンク基礎(重油タンクを内包する構築物) B1, B2-燃料油貯油槽タンク室(B1, B2-ディーゼル) (d) 軽油タンクB系(燃料移送ポンプ等含む。) ク及び重油タンクは, 発電機燃料油貯油槽を内包する施設) (e) 軽油タンクHPCS系(燃料移送ポンプ等含む。) ディーゼル発電機の ・ 取水ピットポンプ室(原子炉補機冷却海水ポンプ 運転のための燃料で 他を内包する施設) c. 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設 あり, 泊の燃料油貯油 ・ ストレーナ室 (原子炉補機冷却海水ポンプ出口ス (a) 原子炉補機室換気空調系 槽に相当 トレーナ他を内包する施設) 【別添 1(2.(1))】 1.9.1.5 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設 1.8.2.1.5 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設 (4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、当該施設 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、当該施 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設と の破損により童券防護施設に波及的影響を及ぼして安全機能 設の破損により竜巻防護施設に波及的影響を及ぼして安全 しては、当該施設の破損等により外部事象防護対象施設等に を損なわせる可能性が否定できない施設、又はその施設の特 機能を損なわせる可能性が否定できない施設、又はその施 波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させる可能性がある施 定の区画とする。 設の特定の区画とする。 設又はその施設の特定の区画とする。 具体的には、竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る施設 具体的には、竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る施 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設と 及び竜巻防護施設に機能的影響を及ぼし得る施設を以下のと 設及び竜巻防護施設に機能的影響を及ぼし得る施設を以下 しては、外部事象防護対象施設等を除く構築物、系統及び機 おり抽出する。 のとおり抽出する。 器の中から、外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし 得る施設及び外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得 る施設を以下のとおり抽出する。 a. 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設 **竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る施設としては、施** 竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る施設としては、 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設と 設の高さと、竜巻防護施設及び竜巻防護施設を内包する施設 施設の高さと、竜巻防護施設及び竜巻防護施設を内包する しては、施設の高さと外部事象防護対象施設等との距離を考 との距離を考慮して、竜巻防護施設を内包する施設に隣接し 施設との距離を考慮して、竜巻防護施設を内包する施設に 慮して、倒壊により外部事象防護対象施設等を損傷させる可 ている施設、倒壊により竜巻防護施設を損傷させる可能性が 隣接している施設、倒壊により 竜巻防護施設を損傷させる 能性がある施設を、外部事象防護対象施設等に機械的影響を ある施設を竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設とし 可能性がある施設を竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得 及ぼし得る施設として抽出する。 る施設として抽出する。 て抽出する。 また、竜巻防護施設に機能的影響を及ぼし得る施設とし また、竜巻防護施設に機能的影響を及ぼし得る施設として は、屋外にある竜巻防護施設の附属施設及び竜巻防護施設を ては、屋外にある竜巻防護施設の附属施設及び竜巻防護施 内包する区画の換気空調設備のうち外気と繋がるダクト・フ 設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備を竜 記載表現の相違 ァン及び外気との境界となるダンパ・バタフライ弁を竜巻防 巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出す

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(1) 竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る主な施設 (竜巻防護施設を内包する施設に隣接している施設) ・タービン建屋(原子炉周辺建屋及び制御建屋に隣接する施設) ・永久構台(原子炉周辺建屋に隣接する施設)	(1) 竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る主な施設 <竜巻防護施設を内包する施設に隣接している施設> ・ タービン建屋(原子炉建屋に隣接する施設) ・ 電気建屋(原子炉建屋,原子炉補助建屋に隣接する施設) ・ 出入管理建屋(原子炉補助建屋に隣接する施設) く倒壊により竜巻防護施設を損傷させる可能性がある	<ul><li>(a)補助ポイラー建屋</li><li>(b) 1号炉制御建屋</li><li>(c)サイトバンカ建屋</li><li>(d)海水ポンプ室門型クレーン</li></ul>	記載表現の相違 対象施設の相違 ・建屋の相違
設) ・耐火隔壁(倒壊により海水ポンプを損傷させる可能性がある施設) (2) 竜巻防護施設に機能的影響を及ぼし得る主な施設 (屋外にある竜巻防護施設の附属施設)	施設> ・ 循環水ポンプ建屋  (2) 竜巻防護施設に機能的影響を及ぼし得る主な施設 <屋外にある竜巻防護施設の附属施設>	b. 外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設 外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設とし	対象施設の相違 ・建屋の相違
<ul><li>・ディーゼル発電機排気消音器(ディーゼル発電機の附属施設)</li><li>・主蒸気逃がし弁消音器(主蒸気逃がし弁の附属施設)</li><li>・主蒸気安全弁排気管(主蒸気安全弁の附属施設)</li></ul>	<ul> <li>ディーゼル発電機排気消音器(ディーゼル発電機の附属施設)</li> <li>主蒸気透がし弁消音器(主蒸気透がし弁の附属施設)</li> <li>主蒸気安全弁排気管(主蒸気安全弁の附属施</li> </ul>	ては、屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備で、風圧 力及び設計飛来物の衝突等による損傷により外部事象防護対 象施設の安全機能を損なわせる可能性がある施設を、外部事 象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として抽出す る。	
<ul> <li>・タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管(タービン動補助給水ポンプの附属施設)</li> <li>・燃料油貯蔵タンクベント管(燃料油貯蔵タンクの附属施設)</li> <li>・重油タンクベント管(重油タンクの附属施設)</li> </ul>	設)     タービン動補助給水ポンプ排気管(タービン動補助給水ポンプの附属施設)     ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管(ディーゼル発電機燃料油貯油槽の附属施設)	<ul> <li>(a) 非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気消音器(以下「非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。)排気消音器」という。)</li> <li>(b) 非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンクミスト配管,非常用ディーゼル発電設備燃料油ドレンタンクミスト配管,非常用ディーゼル発電設備機関ミスト配管及び非常</li> </ul>	記載表現の相違・大飯の燃料油貯蔵タン
・タンクローリー(ディーゼル発電機の附属施設)		官、非常用アイーセル発電設備機関ミスト配管及の非常用ディーゼル発電設備潤滑油サンプタンクミスト配管並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンクミスト配管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料油ドレンタンクミスト配管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備機関ミスト配管及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備機関ミスト配管及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備調滑油補給タンクミスト配管(以下「非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。)付属ミスト配管」という。)  (c) 軽油タンクA系ベント配管,軽油タンクB系ベント配管,軽油タンクHPCS系ベント配管	運転のための燃料で あり,泊の燃料油貯油 槽に相当
(竜巻防護施設を内包する区画の換気空調設備のうち、外 気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダン パ・バタフライ弁) ・換気空調設備(蓄電池室の換気空調設備の外気と繋がる ダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ)	< 竜巻防護施設を内包する区画の外気と繋がっている換 気空調設備>  ・ 換気空調設備(蓄電池室排気装置の外気と繋がる ダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ)		ーを防護する必要が ある 記載表現の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 1.9.1.6 設計飛来物の設定 1.8.2.1.6 設計飛来物の設定 (5) 設計飛来物の設定 プラントウォークダウンによる敷地全体を俯瞰した調査・ プラントウォークダウンによる敷地全体を俯瞰した調 敷地全体を俯瞰した現地調査及び検討を行い、発電所構内 検討を行い、発電所構内の資機材等の設置状況を踏まえ、竜 査・検討を行い、発電所構内の資機材等の設置状況を踏ま の資機材、車両等の設置状況を踏まえ、評価対象施設等に衝 巻防護施設等に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽 え、竜巻防護施設等に衝突する可能性のある飛来物を抽出 突する可能性のある飛来物を抽出する。 出した飛来物の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断 する。抽出した飛来物の寸法、重量及び形状から飛来の有 飛来物に係わる現地調査結果及び「原子力発電所の竜巻影 し、設計飛来物のうち最も高い運動エネルギー及び貫通力を 無を判断し、設計飛来物のうち最も高い運動エネルギ及び 響評価ガイド (平成25年6月19日 原規技発13061911号 考慮して、竜巻防護対策によって防護ができない可能性があ 貫通力を考慮して、竜巻防護対策によって防護ができない 原子力規制委員会決定)」に示されている設計飛来物の設定例 るものは固縛、建屋内収納又は撤去の対策を実施する。 可能性がある物は固縛、固定、竜巻防護施設からの離隔又 を参照し設定する。 運用の相違 設計飛来物は、浮き上がりの有無、運動エネルギー及び貫 記載表現の相違 は撤去等の対策を実施する。 竜巻防護施設等に衝突する可能性がある飛来物のうち、 竜巻防護施設等に衝突する可能性がある飛来物のうち, 通力を踏まえ、鋼製材を設定する。 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月19 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月19 また、竜巻飛来物防護対策設備の竜巻防護ネットを通過し 日原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定)を参考に 得る可能性があり、鋼製材にて包含できないことから、砂利 日 原規技発第13061911 号 原子力規制委員会決定)を参 して鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量 考にして、鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行0.2m、質量 も設計飛来物とする。 135kg、飛来時の水平速度 57m/s、飛来時の鉛直速度 38m/s) 135kg, 飛来時の水平速度 57m/s, 飛来時の鉛直速度 第1.8.2-1 表に発電所における設計飛来物を示す。 飛来物の発生防止対策については, 現地調査により抽出し を設計飛来物として設定する。さらに、防護ネットや防護鋼 38m/s)を設計飛来物として設定する。さらに、防護ネット 板、防護壁による竜巻飛来物防護対策設備(以下「竜巻飛来 や防護鋼板等の竜巻飛来物防護対策設備の形状、寸法を考 た飛来物や発電所に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質 記載表現の相違 物防護対策設備」という。)の形状、寸法を考慮して、鋼製 慮して、鋼製材より小さく竜巻飛来物防護対策設備を通過 量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫 材より小さく竜巻飛来物防護対策設備を通過する可能性があ する可能性がある砂利及び竜巻飛来物防護対策設備を通過 通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設 る砂利、及び竜巻飛来物防護対策設備を通過しないが竜巻防 しないが、竜巻防護施設である使用済燃料ピット等に侵入 備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材 護施設である使用済燃料ピットに侵入した場合に燃料集合体 した場合に燃料集合体に直接落下する可能性がある鋼製パ によるものより大きく、外部事象防護対象施設等を防護でき に直接落下する可能性がある鋼製パイプを設計飛来物として イプを設計飛来物として設定する。 ない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等から なお、砂利の寸法は、防護ネットの網目の寸法を考慮し の離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。 設定する。なお、砂利の寸法は竜巻飛来物防護対策設備の網 ・ 泊では、 具体的な設備 目の寸法を考慮して設定する。 て設定する。 を記載 第1.9.1 表に大飯発電所における設計飛来物を示す。 第1.8.2.1表に泊発電所における設計飛来物を示す。 【別添 1(4.(3)a.)】 1.9.1.7 荷重の組合せと許容限界 1.8.2.1.7 荷重の組合せと許容限界 (6) 荷重の組合せと許容限界 (1) 竜巻防護施設等に作用する設計竜巻荷重 (1) 竜巻防護施設等に作用する設計竜巻荷重

す。

a. 風圧力による荷重

設計竜巻の最大風速による荷重であり、「建築基準法」等 及び「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」に準拠し て、次式のとおり算出する。

 $W_{\mathbf{w}} = \mathbf{q} \cdot \mathbf{G} \cdot \mathbf{C} \cdot \mathbf{A}$ ここで、

Ww: 風圧力による荷重

設計童巻により童巻防護施設等に作用する荷重を以下 に示す。

a. 設計竜巻の風圧力による荷重

設計竜巻の最大風速による荷重であり、「建築基準法施 行令」(昭和25年11月16日政令第338号)及び「日本建 築学会建築物荷重指針・同解説 (2004)」に準拠して、下 式により算定する。

 $W_{\mathbf{w}} = \mathbf{q} \cdot \mathbf{G} \cdot \mathbf{C} \cdot \mathbf{A}$ 

竜巻に対する防護設計を行うため、評価対象施設等に作用 する設計竜巻荷重の算出、設計竜巻荷重の組合せの設定、設 以下に示す。

設計竜巻により評価対象施設等に作用する荷重として「風 圧力による荷重 (WW)」、「気圧差による荷重 (WP)」及び 「設計飛来物による衝撃荷重(WM)」を以下に示すとおり算 出する。

(a) 風圧力による荷重 (Ww)

設計竜巻の最大風速による荷重であり、「建築基準法施行 令」(昭和25年11月16日政令第338号)、「日本建築学 会 建築物荷重指針・同解説」及び建設省告示 1454 号 (平 成12年5月31日)に準拠して、次式のとおり算出する。

 $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ 

ここで.

Ww: 風圧力による荷重

記載表現の相違

記載表現の相違

外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.	.0 青字:記載箇所又は記載内容の相違 緑字:記載表現、設備名称の相違(	
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異3
q : 設計用速度圧	q : 設計用速度圧 (= (1/2)・ρ・Vp²)	q : 設計用速度圧	
G : ガスト影響係数 ( =1.0)	G : ガスト影響係数 (=1.0)	G : ガスト影響係数 (=1.0)	
C : 風力係数 ( 施設の形状や風圧力が作用する部位	C :風力係数 (施設の形状や風圧力が作用する部位	C : 風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋	
(屋根、壁等) に応じて設定する。)	(屋根、壁等) に応じて設定する。)	根・壁等) に応じて設定する。)	
A : 施設の受圧面積	A : 施設の受圧面積	A : 施設の受圧面積	
$q = \frac{1}{2} \cdot \rho \cdot V_{D}^{2}$		$\mathbf{q} = (1/2) \cdot \rho \cdot \mathbf{V}_{D^2}$	
2 2 7 3		ここで、	記載表現の相
ρ : 空気密度	ρ : 空気密度	ρ : 空気密度	BL48CAC SE VIII
V : 設計竜巻の最大風速	V <sub>D</sub> : 設計竜巻の最大風速	V <sub>D</sub> : 設計竜巻の最大風速	
ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風	ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の	ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の	
速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してぜい弱と	風速として算定されるが,鉛直方向の風圧力に対して脆弱	風速として算定されるが,鉛直方向の風圧力に対してぜい	記載表現の相
考えられる竜巻防護施設等が存在する場合には、鉛直方向の	と考えられる竜巻防護施設等が存在する場合には,鉛直方	弱と考えられる評価対象施設等が存在する場合には, 鉛直	
最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても	向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力に	方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力に	
考慮した設計とする。	ついても考慮した設計とする。	ついても考慮した設計とする。	
	【別添 1 (4. (3) a. )】		
b. 気圧差による荷重	b. 設計竜巻による気圧差による荷重	(b) 気圧差による荷重 (W <sub>P</sub> )	記載表現の相
外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影	外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧	外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力	10-110-11
響を受ける設備及び竜巻防護施設を内包する施設の建屋壁屋	力影響を受ける設備及び竜巻防護施設を内包する施設の	影響を受ける設備及び外部事象防護対象施設を内包する区	
根等においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる竜	建屋壁、屋根等においては、設計竜巻による気圧低下によ	画の外壁、屋根等においては、設計竜巻による気圧低下に	
巻防護施設等の内外の気圧差による圧力荷重が発生し、保守	って生じる竜巻防護施設等の内外の気圧差による圧力荷	よって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力荷	
的に「閉じた施設」を想定し次式のとおり算出する。	重が発生し、保守的に「閉じた施設」を想定し、下式によ	重が発生する。保守的に「閉じた施設」を想定し次式のと	
15に「何じた地政」を心足し大人のとおり葬出する。	り算定する。	おり算出する。	
$W_P = \Delta P_{max} \cdot A$	$W_P = \Delta P_{max} \cdot A$	$W_P = \Delta P_{m,a,x} \cdot A$	
wp — ΔPmax · A ここで、	$W_P = \Delta \Gamma_{max} \cdot A$ $\subset \subset \mathcal{C}$	WP-APmax'A	
W <sub>P</sub> : 気圧差による荷重	W。: 設計竜巻による気圧差による荷重	Wp:気圧差による荷重	記載表現の相
			記載表現の相
ΔP <sub>max</sub> :最大気圧低下量	ΔP <sub>mx</sub> :最大気圧低下量	Δ P <sub>m a x</sub> :最大気圧低下量	
A : 施設の受圧面積	A : 施設の受圧面積	A : 施設の受圧面積	
	【別添 1(4. (3) a. )】		
c. 飛来物の衝撃荷重	c. 設計飛来物による衝撃荷重	(c) 設計飛来物による衝撃荷重 (W <sub>M</sub> )	
衝撃荷重が大きくなる向きで設計飛来物である砂利、鋼製	衝撃荷重が大きくなる向きで設計飛来物である砂利,鋼	飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計飛来物が	
パイプ又は鋼製材が竜巻防護施設等に衝突した場合の衝撃荷	製パイプ又は鋼製材が竜巻防護施設等に衝突した場合の	評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる向きで	
重を算出する。	衝撃荷重を算定する。	衝撃荷重を算出する。	記載表現の相
また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きく			and the second second
なる向きで衝突することを考慮して評価を行う。	また,貫通評価においても,設計飛来物の貫通力が大き		
	くなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。		
	【別添 1(4.(3)a.)】		
	**************************************		
			1

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

(2) 設計竜巻荷重の組合せ

竜巻防護施設等の設計に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻 による風圧力による荷重(WW)、気圧差による荷重 (WP)、及び設計飛来物による衝撃荷重 (WM) を組み 合わせた複合荷重とし、複合荷重WT1 及びWT2 は米国原子 力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定す

大飯発電所 3 / 4 号炉

 $W_{T1}=W_P$ 

 $W_{T2}=W_W+0.5 \cdot W_P+W_M$ 

なお、 

竜巻防護施設等にはWT1 及びWT2 の両荷重をそれ ぞれ作用させる。

- (3) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとす
- a. 竜巻防護施設等に常時作用する荷重、運転時荷重等 竜巻防護施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用 する荷重、さらに施設の運転により重畳して作用する運転時 の荷重を適切に組み合わせる。
- b. 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり<sup>(2)</sup>、積乱 雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象は、 雷、雪、雹及び大雨である。これらの自然現象の組合せによ り発生する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡され

なお、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も 継続的に新たな知見等の収集に取組み、必要な事項について は適切に反映を行う。

① 雷

**竜巻と電が同時に発生する場合においても、雷によるプ** ラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生し ない。

② 雪

大飯発電所が立地する地域においては、冬期、竜巻が襲 来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、 上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。 また、下降流の竜巻通過時や竜巻通過前に積った雪の大部 分は竜巻の風により吹き飛ばされるため、雪による荷重は 十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。

(2) 設計竜巻荷重の組合せ

竜巻防護施設等の設計に用いる設計竜巻荷重は、設計竜 巻の風圧力による荷重 (Wa), 設計竜巻の気圧差による荷 重(W<sub>P</sub>)及び設計飛来物による衝撃荷重(W<sub>W</sub>)を組合せた 複合荷重とし、複合荷重 Wri 及び Wro は米国原子力規制委 員会の基準類を参考として、下式により算定する。

泊発電所3号炉

 $W_{T1} = W_P$ 

 $W_{T2} = W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M$ 

なお、竜巻防護施設等には W<sub>T1</sub> 及び W<sub>T2</sub> の両荷重をそれ ぞれ作用させる。

【別添 1(4.(3)a.)】

- (3) 設計竜巻荷重と組合せる荷重の設定
- a. 竜巻防護施設等に常時作用する荷重, 運転時荷重 竜巻防護施設等に作用する荷重として、自重等の常時作 用する荷重運及び運転時荷重を適切に組合せる。

【別添 1(4.(3)b.)】

b. 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり<sup>(9)</sup>, 積 乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然 現象は雷、雪、雹及び大雨である。これらの自然現象の組 合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計童巻荷重に 包絡される。

なお、 竜巻と同時に発生する自然現象については、 今後 も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項に ついては適切に反映を行う。

竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプ ラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生し ない。

②雪

泊発電所が立地する地域においては、冬期、竜巻が襲来 する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上 昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。ま た,下降流の竜巻通過時や竜巻通過前に積もった雪の大部 分は竜巻の風により吹き飛ばされるため、雪による荷重は 十分小さく、設計竜巻荷重に包絡される。

h. 設計 音巻荷重の組合せ

評価対象施設等の設計に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻 による風圧力による荷重 (Ww)、気圧差による荷重 (Wp) 及 記載表現の相違 び設計飛来物による衝撃荷重 (W<sub>M</sub>) を組み合わせた複合荷重 とし、複合荷重WT1及びWT2は米国原子力規制委員会の基準 類を参考として,以下のとおり設定する。

女川原子力発電所2号炉

 $W_{T1} = W_P$ 

 $W_{T,2} = W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M$ 

なお、評価対象施設等にはWT1及びWT2の両荷重をそ れぞれ作用させる。

c. 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおり設定す

(a) 評価対象施設等に常時作用する荷重, 運転時荷重 評価対象施設に作用する荷重として、自重等の常時作用す る荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせる。

記載表現の相違

記載表現の相違

差異理由

(b) 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は、積乱雲及び積雲に伴って発生する現象であり(1)、 積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象 □記載表現の相違 は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組 合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計童券荷重に包 絡される。

i)雷

**竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラ** ントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。

ii)雪

竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は 冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時 間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極め て小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生 し、設備に影響を与えることは考えにくいため、組合せを考 慮しない。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響につ いては、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針である ことから、組合せを考慮しない。

冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可

大飯発電所 3 / 4 号炉

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

③ 雹

電は積乱雲から降る直径 5mm 以上の氷の粒であり、仮に直径 10cm 程度の大型の雹を想定した場合でも、その質量は約0.5kg である。竜巻と雹が同時に発生する場合においても 10cm 程度の雹の終端速度は 59m/s<sup>(3)</sup>、運動エネルギーは約0.9kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。

### ④ 大雨

竜巻と大雨が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。

#### c. 設計基準事故時荷重

設計竜巻は設計基準事故の起因とはならない設計とする ため、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。

設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と設計竜巻との組合せは考慮しない。

仮に、風速が低く発生頻度が高い竜巻と設計基準事故が同時に発生する場合、竜巻防護施設等のうち設計基準事故時荷重が生じる設備としては動的機器である海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化することはないため、設計基準事故により考慮すべき荷重はなく、竜巻と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。

#### (4) 許容限界

建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による 貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏 面剥離が発生する限界厚さと部材の最小厚さを比較すること により行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応 力が以下の法令、規格、規準、指針類等に準拠し算定した許 容限界を下回る設計とする。

- ・建築基準法
- 日本工業規格
- ・日本建築学会及び土木学会等の規準・指針類
- ·原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987

③雹

電は積乱雲から降る直径 5mm 以上の氷の粒であり,仮に 直径 10cm 程度の大型の雹を想定した場合でも,その重量 は約0.5kg である。

泊発電所3号炉

竜巻と雹が同時に発生する場合においても,10cm 程度の雹の終端速度は59m/s<sup>(10)</sup>,運動エネルギは約0.9kJであり,設計飛来物の運動エネルギと比べて十分小さく,雹の衝突による荷重は設計竜拳荷重に包絡される。

#### 4)大雨

竜巻と大雨が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。 【別添1(4,(3)b.)】

#### c. 設計基準事故時荷重

設計竜巻は設計基準事故の起因とはならない設計とするため、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。

設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分 小さいことから,設計基準事故時荷重と設計竜巻との組合 せは考慮しない。

仮に、風速が低く発生頻度が高い竜巻と設計基準事故が 同時に発生する場合、竜巻防護施設等のうち設計基準事故 時荷重が生じる設備としては、動的機器である原子炉補機 冷却海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時において も海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化 することはないため、設計基準事故により考慮すべき荷重 はなく、竜巻と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しな い。

【別添 1(4, (3)b,)】

#### (4) 許容限界

建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突に よる貫通及び裏面剥離の有無の評価については、貫通及 び裏面剥離が発生する限界厚さと部材の最小厚さを比較 することにより行う。さらに、設計荷重により、発生す る変形又は応力が以下の法令、規格、規準及び指針類等 に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。

- 建築基準法
- 日本産業規格
- 日本建築学会及び土木学会等の規準・指針類
- 原子力発電所耐震設計技術指針 IEAG4601-1987

能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪 は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積 もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による 荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。

女川原子力発電所2号炉

#### iii)ひょう

ひょうは、積乱雲から降る直径 5 mm以上の氷の粒<sup>②</sup>であり、仮に直径 10 cm 程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約 0.5 kg である。直径 10 cm 程度のひょうの終端速度は59 m/s<sup>(3)</sup>、運動エネルギーは約 0.9 kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計 音券荷重に包絡される。

#### iv) 降水

竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により 屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による 荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。

#### (c) 設計基準事故時荷重

外部事象防護対象施設は,当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により 当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故 時に生ずる応力を,それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して,適切に組み合わせて設計する。

#### d. 許容限界

建屋及び構築物の設計において,設計飛来物の衝突による 貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については,貫通及び裏 面剥離が発生しない部材厚さ(貫通限界厚さ及び裏面剥離限 界厚さ)と部材の最小厚さを比較することにより行う。さら に,設計荷重により,発生する変形又は応力が以下の法令, 規格,基準,指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設 計とする。

- 建築基準法
- 日本産業規格
- ・日本建築学会及び土木学会等の基準,指針類
- · 原子力発電所耐震設計技術指針 IEAG4601-1987 (日本電気

記載表現の相違

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 協会) (日本電気協会) (日本電気協会) 日本機械学会の規準・指針類 日本機械学会の規準・指針類 ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針(日本 建築防災協会) ・原子力エネルギー協会(NEI)の規準・指針類 ・ 原子力エネルギー協会 (NEI) の規準・指針類 ・原子力エネルギー協会(NEI)の基準・指針類 【別添 1(4. (4)b. ~c.)】 系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫 系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突によ 系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫 通の有無の評価については、貫通が発生する限界厚さと部材 る貫通の有無の評価については、貫通が発生する限界厚 通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚である の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通す さと部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛 貫通限界厚さと部材の最小厚さを比較することにより行う。 ることを考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考 来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に対 設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に 慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、規 して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する 対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応 準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限 応力が以下の規格、規準及び指針類に準拠し算定した許 力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力 記載表現の相違 界を下回る設計とする。 容限界を下回る設計とする。 度等に基づく許容限界を下回る設計とする。 · 日本産業規格 日本産業規格 日本工業規格 ・日本機械学会の規準・指針類 日本機械学会の規準・指針類 ・日本機械学会の基準、指針類 ·原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 ·原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気 電気協会) (日本電気協会) 協会) 【別添 1(4.(4)d.)】 1.9.1.8 竜巻防護設計 1.8.2.1.8 竜巻防護設計 (7) 評価対象施設等の防護設計方針 竜巻防護施設、竜巻防護施設を内包する施設及び竜巻防護 評価対象施設等の設計荷重に対する防護設計方針を以下に 施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防護設 護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防 示す。 計方針を以下に示す。 護設計方針を以下に示す。 (1) 竜巻防護施設のうち、建屋等に内包され防護される施 (1) 竜巻防護施設のうち、建屋又は構築物に内包され防護さ a. 屋外施設 (外部事象防護対象施設を内包する区画を含 □ 記載表現の相違 れる施設 (外気と繋がっている施設を除く。) 設(外気と繋がっている施設を除く。) 竜巻防護施設のうち、建屋又は構築物に内包され防護さ 竜巻防護施設のうち、建屋等に内包され防護される施 外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に れる施設( 外気と繋がっている施設を除く。) は、建屋 設(外気と繋がっている施設を除く。)は、建屋等による 対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜 による防護により設計荷重及び設計飛来物の衝突による影 防護により設計荷重及び設計飛来物の衝突による影響を 巻防護ネット等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による 響を受けない設計とする。 受けない設計とする。 竜巻防護対策を講じる方針とする。 ただし、建屋による防護が期待できない場合には、(2) ただし、建屋等による防護が期待できない場合には(2) のとおりとする。 のとおりとする。 (a) 原子炉補機冷却海水ポンプ (配管、弁含む。) 【別添 1(2.(1))】 原子炉補機冷却海水ポンプ(配管、弁含む。)は、設計飛来 (2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待で (2) 竜巻防護施設のうち、建屋等に内包されるが防護が期 物の衝突により貫通することを考慮し、 竜巻防護ネットの設 記載表現の相違 きない施設 待できない施設 置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝 建屋に内包される竜巻防護施設のうち、建屋が設計竜巻 建屋等に内包される竜巻防護施設のうち、建屋等が設 突を防止し, 風圧力による荷重, 気圧差による荷重及び原子 による影響により損傷する可能性があるために、設計童巻 炉補機冷却海水ポンプ(配管、弁含む。)に常時作用する荷重 による影響から防護できない可能性のある施設は、設計荷 設計竜巻による影響から防護できない可能性のある施設 に対して,構造健全性が維持され,安全機能を損なわない設 重又は設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損 は、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響に対して 計とする。 なうことのない設計とするが、安全機能を損なう可能性が 安全機能を損なうことのない設計とするが、安全機能を ある場合には設備及び運用による竜巻防護対策を実施する 損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻 (b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(配管,弁含む。) ことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。 防護対策を実施することにより、安全機能を損なうこと 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(配管、弁含む。)は、 のない設計とする。 設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネ 【別添 1(4.(4)b.)】 ットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛 来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重 (3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気 (3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外 及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(配管、弁含む。)

気と繋がっている施設

と繋がっている施設

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

屋外の竜巻防護施設は、設計荷重又は設計飛来物の衝突 による影響により安全機能を損なうことのない設計とす る。安全機能を損なう場合には、設備及び運用による竜巻 防護対策を実施することにより、安全機能を損なうことの ない設計とする。

大飯発電所 3 / 4 号炉

建屋に内包され防護される竜巻防護施設のうち、外気と 繋がる施設は、設計荷重の影響を受けても、安全機能を損 なうことのない設計とする。

#### (4) 竜巻防護施設を内包する施設

竜巻防護施設を内包する施設は、設計荷重に対して主架 構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損 により施設内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのな い設計とする。また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通 及び裏面剥離の発生により施設内の竜巻防護施設が安全機 能を損なうことのない設計とする。

(5) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設

**竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷** 重又は設計飛来物の衝突による影響により、竜巻防護施設 の安全機能を損なうことのない設計とする。

なお、設備による竜巻防護対策のうち、竜巻飛来物防護 対策設備を設置するものについて、防護ネットは鋼製材の 運動エネルギーを吸収し貫通しない設計とし、防護鋼板及 び防護壁は鋼製材が貫通しない厚みとする。

以上の竜巻防護設計を考慮して、設計竜巻から防護する 施設、竜巻対策等を第1.9.2 表に、竜巻防護施設に波及 的影響を及ぼし得る施設、竜巻対策等を第1.9.3表に、 竜巻防護施設を内包する施設、竜巻対策等を第1.9.4表 に、竜巻飛来物防護対策設備の概念図を第1.9.1 図に示 す。

#### 1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計

**竜巻防護施設を内包する施設の設計は、風圧力による荷** 重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持 されるとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護 施設が安全機能を損なうことのない設計とする。また、設計 飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により

#### 泊発電所3号炉

屋外の竜巻防護施設は、設計荷重又は設計飛来物の衝 突による影響により安全機能を損なうことのない設計と する。安全機能を損なう場合には、設備又は運用による **竜巻防護対策を実施することにより、安全機能を損なう** ことのない設計とする。

建屋等に内包され防護される竜巻防護施設のうち、外 気と繋がっている施設は、設計荷重の影響を受けても、 安全機能を損なうことのない設計とする。

【別添 1(4.(4)d.)】

(4) 竜巻防護施設を内包する施設

竜巻防護施設を内包する施設は、設計荷重に対して主 架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の 破損により施設内の竜巻防護施設が安全機能を損なうこ とのない設計とする。また、設計飛来物の衝突に対して は、貫通及び裏面剥離の発生により施設内の竜巻防護施 設が安全機能を損なうことのない設計とする。

【別添 1 (4, (4) b, )】

(5) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設 **竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計** 荷重又は設計飛来物の衝突による影響により、竜巻防護 施設の安全機能を損なうことのない設計とする。

【別添 1(4. (4)c. ~d.)】

なお、竜巻飛来物防護対策設備を設置するものについ て、防護ネットは鋼製材の運動エネルギを吸収し貫通しな い設計とし、防護鋼板は鋼製材又は鋼製パイプが、防護コ ンクリートは鋼製材が貫通しない厚みとする。

以上の竜巻防護設計を考慮して、設計竜巻から防護する 施設及び竜巻対策等を第1.8.2.2表に、竜巻防護施設に波 及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻対策等を第1.8.2.3表 に、 
竜巻防護施設を内包する施設及び竜巻対策等を第 1.8.2.4表に、 竜巻飛来物防護対策設備の概念図を第 1.8.2.1 図に示す。

【別添 1(4. (4) b. ~d.)】

#### 1.8.2.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計

竜巻防護施設を内包する施設の設計は、設計竜巻の風圧 力による荷重、設計竜巻による気圧差による荷重、設計飛 来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対し て、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部 材の破損により施設内の竜巻防護施設が安全機能を損なう ことのない設計とする。また、設計飛来物の衝突時におい 機能を損なわない設計とする。

(c) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ

女川原子力発電所2号炉

高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは、設計飛来 物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設 置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝 記載表現の相違 突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び高圧 炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナに常時作用する荷重 に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設 計とする。

#### (d) 復水貯蔵タンク

復水貯蔵タンクは、風圧力による荷重、気圧差荷重及び設 備に常時作用する荷重に対して構造健全性が維持され、安全 機能を損なわない設計とする。設計飛来物の衝突により、復 水貯蔵タンクの部材が損傷したとしても、安全機能を損なわ ない設計とする。

#### (e) 非常用ガス処理系 (屋外配管)

非常用ガス処理系の屋外配管は、設計飛来物の衝突により 貫通することを考慮しても、閉塞することはなく、非常用ガ ス処理系の排気機能が維持される設計とする。さらに、非常 用ガス処理系の屋外配管は開かれた構造物であり気圧差荷重 も作用しないことから、風圧力による荷重及び非常用ガス処 理系の屋外配管に常時作用する荷重に対して、構造健全性が 記載表現の相違 維持され、安全機能を損なわない設計とする。

#### (f) 排気筒

排気筒の筒身については、設計飛来物の衝突により貫通す ることを考慮しても、閉塞することはなく、排気筒の排気機 能が維持される設計とする。さらに、排気筒は開かれた構造 物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧力による荷 重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維 持され、安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物の衝突により部材が損傷した場合におい ても構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計と する。

差異理由

#### 設計方針の相違

設計飛来物の相違

記載表現の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉

施設内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計と する。

#### (1) 原子炉格納容器、制御建屋及び廃棄物処理建屋

風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物によ る衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架 構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損 により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうこと のない設計とする。また、設計飛来物の衝突時において も、貫通及び裏面剥離の発生により当該建屋内の竜巻防護 施設が安全機能を損なうことのない設計とする。

#### (2) 原子炉周辺建屋

風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物によ る衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架 構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損 により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうこと のない設計とする。

ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受 け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防 護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建 屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、 安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用に よる童巻防護対策を実施する。

#### (3)燃料油貯蔵タンク基礎、重油タンク基礎

設計飛来物が衝突した際に、設計飛来物の貫通を防止す るとともに、当該施設内の竜巻防護施設が安全機能を損な うことのない設計とする。

ても、貫通及び裏面剥離の発生により施設内の竜巻防護施 設が安全機能を損なうことのない設計とする。

【別添 1(4.(4)b.)】

(1) 原子炉建屋(外部遮へい建屋・周辺補機棟),原子炉補 助建屋、ディーゼル発電機建屋

設計竜巻の風圧力による荷重、設計竜巻による気圧差 による荷重,設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常 時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持さ れるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜 巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 また, 設計飛来物の衝突時においても, 貫通及び裏面剥 離の発生により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を 損なうことのない設計とする。

ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を 受け、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設 が安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内 の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安 全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用に よる竜巻防護対策を実施する。

【別添 1(4.(4)b.)】

#### (2) 原子炉建屋(燃料取扱棟)

設計竜巻の風圧力による荷重、設計竜巻による気圧差 による荷重,設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常 時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持さ れるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜 巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。

ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を 受け、壁及び開口部建具が損傷し当該建屋内の竜巻防護 施設が安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建 屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価 し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は 運用による竜巻防護対策を実施する。

【別添 1(4.(4)b.)】

### (3) A1, A2-燃料油貯油槽タンク室、B1, B2-燃料油貯油槽タ ンク室

設計飛来物が衝突した際に,設計飛来物の貫通を防止 するとともに、当該施設内の竜巻防護施設が安全機能を 損なうことのない設計とする。

【別添 1(4.(4)b.)】

#### (g) 原子炉建屋

原子炉建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設 対象施設の相違 計飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨 組の構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とす 記載表現の相違

原子炉建屋原子炉棟外壁の原子炉建屋ブローアウトパネル については、設計竜巻による気圧低下による開放及び設計飛 来物の貫通により、原子炉建屋原子炉棟の放射性物質の閉じ 込め機能を損なう可能性があるが、開放又は貫通した場合は、 速やかにプラントを停止し、補修を実施することで安全機能 を損なわない設計とする。

また、原子炉建屋は外部事象防護対象施設を内包する建屋 記載内容の相違 でもあるため、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計 飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組 の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部(扉 類)の破損により原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安 全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時 においても、貫通及び裏面剥離の発生により、原子炉建屋内 の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とす

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

#### (h) タービン建屋及び制御建屋

タービン建屋及び制御建屋は、風圧力による荷重、気圧差 による荷重、設計飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に 対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、 壁及び開口部(扉類)の破損により当該建屋内の外部事象防 護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計 飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、 当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない 設計とする。

#### (i) 軽油タンク室及び軽油タンク室 (H)

軽油タンク室及び軽油タンク室(H)は、地下埋設されて おり風圧力による荷重は作用しないことから、気圧差による 荷重及び施設に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維 持され、安全機能を損なわない設計とする。また、ピット頂 版(鉄筋コンクリート造)は設計飛来物による衝撃荷重に対 して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計と し、ハッチ(鋼製)は設計飛来物の衝突においても貫通せず、 変形に留まる設計とすることで、軽油タンク A系、軽油タン クB系及び軽油タンクHPC S系等の安全機能を損なわな い設計とする。

# 建屋の相違

差異理由

大飯に記載無し

記載箇所の相違

#### 記載表現の相違

・大飯の燃料油貯蔵タン ク及び重油タンクは. ディーゼル発電機の 運転のための燃料で あり, 泊の燃料油貯油 糖に相当

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	(4) 取水ピットポンプ室, ストレーナ室		対象施設の相違
	設計飛来物が衝突した際に、設計飛来物の貫通を防止		・竜巻防護施設を内包す
	するとともに、当該施設内の竜巻防護施設が安全機能を		る施設の相違
	損なうことのない設計とする。		1997 V 2007 PO 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	ただし、取水ピットポンプ室、ストレーナ室は上部に		
	開口を設けた設計とするため、設計飛来物の侵入に対し		
	て、当該室内の竜巻防護施設が安全機能を損なう可能性		
	がある場合には、当該室内の竜巻防護施設が安全機能を		
	損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある		
	場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施す		
	物面には、欧洲人は建州による电池的政内水で大地)		
	【別添 1 (4. (4) b. )】		
		b. 屋内の施設で外気と繋がっている施設	
		外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施	
		設のうち,外気と繋がっている施設は,設計荷重に対して,	
		安全機能が維持される設計とし, 必要に応じて施設の補強,	
		防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による	
		竜巻防護対策を講じる方針とする。	
		(a) 中央制御室換気空調系,計測制御電源室換気空調系及び原子	
		炉補機室換気空調系	
		中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系は、制	
		御建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷	
		重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気	
		圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造	
		健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	
		原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の竜巻防護対策を	
		行う原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛	
		来物による衝撃荷重は作用しないことから、風圧力による荷	
		重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作	
		用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損	
		カリる何重に対して、特温度主任が維持され、女主機能を損 なわない設計とする。	
		な47など、放計とりる。	
		(b) 原子炉棟給排気隔離弁 (原子炉建屋原子炉棟換気空調系)	
		原子炉棟給排気隔離弁(原子炉建屋原子炉棟換気空調系)	
		は、原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力	
		による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないこと	
		から、気圧差による荷重及び原子炉棟給排気隔離弁(原子炉	
		建屋原子炉棟換気空調系)に常時作用する荷重に対して、構	
		造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	
		( ) #834 b ) , b a 3 #834 b ) , b p 3 T ethe 34 b ) b e e e e	
		(c) 軽油タンクA系, 軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系	
		(燃料移送ポンプ等含む。)	
		軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS	
		系 (燃料移送ポンプ等含む。) は,地下埋設されていることを	

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		考慮すると,風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷	
		重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時	
		作用する荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損	
		なわない設計とする。	
		c. 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設	
		外殼となる施設による防護機能が期待できない施設は、設	
		計荷重に対して, 安全機能が維持される設計とし, 必要に応	
		じて開口部建具の補強等,防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防	
		護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とす	
		る。	
		(a) 原子炉補機室換気空調系	
		原子炉補機室換気空調系は,設計飛来物の衝突により,開 口部建具に貫通が発生することを考慮し,防護鋼板等で開口	
		部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気	
		空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、	
		気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用す	
		る荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわ	
		ない設計とする。	
1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得	1.8.2.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし	d. 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	
る施設の設計	得る施設の設計		
竜巻防護施設は、構造健全性を損なわないこと又は取替え、補修が可能なことにより、安全機能を損なうことのない	竜巻防護施設は、構造健全性を損なわないこと又は取 替・補修が可能なことにより、安全機能を損なうことのな	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に ついては、設計荷重による影響を受ける場合においても外部	記載本理の担急
設計とする。また、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る	い設計とする。また、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし	事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう,必要に応じて	記載表先》为印座
施設は、構造健全性を維持すること、設計上の要求を維持す	得る施設は、構造健全性を維持すること、設計上の要求を	施設の補強,竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防	
ること又は安全上支障のない期間に修復することにより、竜	維持すること又は安全上支障のない期間に修復することに	護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設等の安	
巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。	より,竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計と	全機能を損なわない設計とする。	
	する。 【別添 1 (6. (3))】		
		/ \ **** / 三 本民 - 1 日后州彻西县 - 北 / 1 - 3 / 1 - 2 / 2 / 2 / 2 / 2	
		(a) 補助ボイラー建屋, 1 号炉制御建屋, サイトバンカ建屋 補助ボイラー建屋, 1 号炉制御建屋, サイトバンカ建屋は,	
		無助ホイノー 産産、1 5 が 前 神産産、リイドハン カ 産産は、 風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝	
		撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により	
		外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とす	
		る。	
		(b) 海水ポンプ室門型クレーン	
		海水ポンプ室門型クレーンは、竜巻の襲来が予想される場	
		合には、運転を中止し、停留位置に固定することにより、風	
		圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常	
		時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設	
		等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。	
		(c) 非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル	

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		発電設備を含む。)排気消音器	
		非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
		ル発電設備を含む。)排気消音器は、設計飛来物の衝突により	
		貫通することを考慮しても,非常用ディーゼル発電設備(高	
		圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が	
		閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持され	
		る設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備(高圧炉	
		心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。) 排気消音器が風圧	
		力による荷重,気圧差による荷重及び自重等の常時作用する	
		荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない	
		設計とし,外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発	
		電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) に機能	
		的影響を及ぼさない設計とする。	
		(d) 非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル	
		発電設備を含む。)付属ミスト配管	
		非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
		ル発電設備を含む。) 付属ミスト配管は、設計飛来物の衝突に	
		より貫通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備	
		(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。)付属ミス	
		ト配管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が	
		維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備	
		(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。)付属ミス	
		ト配管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び非常用デ	
		ィーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	
		を含む。) 付属ミスト配管に常時作用する荷重に対して、構造	
		健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象	
		防護対象施設である非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプ	
		レイ系ディーゼル発電機を含む。) に機能的影響を及ぼさない	
		設計とする。	
		(e) 軽油タンクA系ベント配管, 軽油タンクB系ベント配管, 軽	
		油タンクHPCS系ベント配管	
		軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管及	
		び軽油タンクHPCS系ベント配管は、設計飛来物の衝突に	
		より貫通することを考慮しても、配管が閉塞することがなく、	
		軽油タンクA系,軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系	
		を の機能が維持される設計とする。	
		が機能が維持される飲計とする。 さらに、軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベン	
		ト配管及び軽油タンクHPCS系ベント配管は風圧力による	
		市配管及び整価タンクHPCSボヘント配管は風圧力による 荷重, 気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して, 構	
		造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事	
		象防護対象施設である軽油タンクA系、軽油タンクB系及び	
		軽油タンクHPCS系に機能的影響を及ぼさない設計とす	
		る。	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		以上の評価対象施設等の防護設計を考慮して,設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等を第 1.8.2-2表に,外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻防護対策等を第 1.8.2-3表に,外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等を第 1.8.2-4表に示す。	
(1) 竜巻防護施設のうち、建屋又は構築物に内包され防護される施設 (外気と繋がっている施設を除く。) 建屋又は構築物内の竜巻防護施設 (外気と繋がっている施設を除く。) は、原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋、燃料油貯蔵タンク基礎又は重油タンク基礎に内包され、設計荷重又は設計飛来物の衝突から防護されることによって、安全機能を損なうことのない設計とする。	(1) 竜巻防護施設のうち、建屋等に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。) 建屋等に内包される竜巻防護施設(外気と繋がっている施設を除く。)は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、A1,A2-燃料油貯油槽タンク室、B1,B2-燃料油貯油槽タンク室に内包され、設計荷重又は設計飛来物の衝突から防護されることによって、安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添1(4.(4)b.),(6.(3))】		記載表現の相違 対象施設の相違 ・竜巻防護施設を内包す る施設の相違
(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待で きない施設	(2) 竜巻防護施設のうち,建屋等に内包されるが防護が期 待できない施設		
原子炉周辺建屋は、設計飛来物の衝突に対して壁に貫通 が発生することを考慮し、原子炉周辺建屋内部の竜巻防護 施設のうち、設計荷重又は設計飛来物の衝突により安全機 能を損なう可能性がある使用済燃料ピットが安全機能を損 なうことのない設計とする。	原子炉建屋(燃料取扱棟)は、設計飛来物の衝突に対して壁及び開口部建具に貫通が発生することを考慮し、当該建屋内部の竜巻防護施設のうち、設計飛来物の衝突により安全機能を損なう可能性がある使用済燃料ピット、使用済燃料ラック、新燃料ラック、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーンが、安全機能を損なうことのない設計とす		記載表現の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違
また、原子炉周辺建屋については、設計荷重又は設計飛来物の衝突の影響により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、開口部建具付近の竜巻防護施設のうち、設計飛来物の衝突により安全機能を損なう可能性がある主蒸気管他が安全機能を損なうことのない設計とする。	る。 原子炉建屋(周辺補機棟)は、設計飛来物の衝突による影響により、開口部建具及び開口部である換気口周りのガラリに貫通が発生することを考慮し、開口部建具付近等の竜巻防護施設のうち、設計飛来物の衝突により安全機能を損なう可能性がある原子炉補機冷却水サージタンク他、配管・弁(主蒸気管室内)が、安全機能を損なうことのない設計とする。 原子炉補助建屋は、設計飛来物の衝突による影響により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、開口部建具付近の竜巻防護施設のうち、設計飛来物の衝突により安全機能を損なう可能性がある制御用空気系統配管が、安全機能を損なう可能性がある制御用空気系統配管が、安全機能を損なう可能性がある制御用空気系統配管が、安全機能を損なうことをのない設計とする。 ディーゼル発電機建屋は、設計飛来物の衝突による影響により、開口部建具及び開口部である換気口周りの換気フードに貫通が発生することを考慮し、開口部建具付近等の竜巻防護施設のうち、設計飛来物の衝突により安全機能を損なう可能性がある		記載表現の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	蓄熱室加熱器が,安全機能を損なうことのない設計とす		
	<b>ప</b> 。		
	取水ピットポンプ室及びストレーナ室は上部に開口を		
	設けた設計とするため、設計飛来物の侵入を考慮し、当		
	該室内部の竜巻防護施設のうち,設計荷重又は設計飛来		
	物の衝突による影響により安全機能を損なう可能性があ		
	る原子炉補機冷却海水ポンプ,原子炉補機冷却海水ポン		
	プ出口ストレーナ、配管・弁(原子炉補機冷却海水系		
	統)が,安全機能を損なうことのない設計とする。		
	【別添 1 (4. (4) b.), (6. (3))】		
a. 使用済燃料ピット	a. 使用済燃料ピット		記載表現の相違
設計飛来物である鋼製材が原子炉周辺建屋を貫通し使用済	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		設計方針の相違
燃料ピットに侵入し、設計飛来物である鋼製材の衝撃荷重に	(燃料取扱棟)の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入す		・設計飛来物の相違
より、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一	る場合でも、設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプの		・大飯では鋼製パイプに
部が損傷することを考慮しても、ピット水の漏えいはほとん	衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコ		ついては、鋼製材の評
どなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能を損なう	ンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいするこ		価に包絡されるため,
ことのない設計とすることにより、使用済燃料ピットの安全	とはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮		評価対象外としてい
機能を損なうことのない設計とする。	蔽機能が維持されることにより,安全機能を損なうこと		る
	のない設計とする。		
	【別添 1 (4. (4) d.)】		
	b. 使用済燃料ラック		対象施設の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		・評価対象施設の相違
	(燃料取扱棟)の壁を貫通して,使用済燃料ピットに侵		
	入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも, 設計飛来物		
	である鋼製材及び鋼製パイプが,使用済燃料ラックに貯		Personal and Control
また、使用済燃料ピット水による減速及び使用済燃料ラッ	蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく,使用		記載内容の相違
クにより、使用済燃料ラックに保管される燃料集合体の構造	済燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持さ		・泊でもピット水の減速
健全性が維持される設計とする。	れることにより、安全機能を損なうことのない設計とす		を考慮しているが,記
	<b>5</b> .		載はしていない
	【別添 1 (4. (4) d.)】		記載表現の相違
	c. 新燃料ラック		対象施設の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		・評価対象施設の相違
	(燃料取扱棟)の壁を貫通して,新燃料貯蔵庫に侵入し		
	新燃料ラックに衝突する場合でも,設計飛来物である鋼		
	製材及び鋼製パイプが,新燃料ラックに貯蔵している燃		
	料の燃料有効部に達することはなく、新燃料ラックに貯		
	蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより,		
	安全機能を損なうことのない設計とする。		
	また、設計飛来物である鋼製パイプが新燃料ラックに		
	貯蔵している燃料に直接衝突し,燃料の構造健全性が損		
	なわれることを考慮して、竜巻飛来物防護対策設備によ		
	る竜巻防護対策を行い,設計飛来物である鋼製パイプが		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	燃料に直接衝突することを防止することにより、燃料の		
	構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計		
	とする。		
	【別添 1 (4. (4) d.), (6. (3))】		
	d. 燃料移送装置		対象施設の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		<ul><li>評価対象施設の相違</li></ul>
	(燃料取扱棟)の壁を貫通して燃料移送装置に衝突し安		HI HINN STORING AND THINKS
	全機能を損なうことを考慮して、竜巻襲来が予想される		
	場合には、燃料取扱棟における燃料取扱作業を中断する		
	ことにより、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損		
	なうことのない設計とする。		
	【別添 1(6. (3))】		
	e. 使用溶燃料ピットクレーン		対象施設の相違
			A STATE OF THE PARTY OF THE PAR
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		・評価対象施設の相違
	(燃料取扱棟)の壁又は開口部建具である扉を貫通して		
	使用済燃料ピットクレーンに衝突し安全機能を損なうこ		
	とを考慮して、竜巻襲来が予想される場合には、燃料取		
	扱棟における燃料取扱作業を中断することにより、燃料		
	の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設		
	計とする。		
	【別添 1 (6. (3))】		and the content of
	f. 原子炉補機冷却海水ポンプ		設計方針の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが取水ピット		・大飯では、海水ポン海
	ポンプ室の上部開口部から侵入して原子炉補機冷却海水		水ストレーナ及び配
	ポンプに衝突し安全機能を損なうことを考慮して,竜巻		管は屋外設置として
	飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を行う。竜巻防		おいる ((3) a. 及びb.
	護対策を行う原子炉補機冷却海水ポンプが設計竜巻の風		に記載)
	圧力による荷重、設計竜巻による気圧差による荷重、竜		
	巻飛来物防護対策設備によって防護できない砂利による		
	衝撃荷重及び自重に対して、構造健全性が維持され安全		
	機能を損なうことのない設計とする。		
	【別添 1 (4. (4) d.), (6. (3))】		
	g. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ		
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプがストレーナ		
	室の上部開口部から侵入して原子炉補機冷却海水ポンプ		
	出口ストレーナに衝突し安全機能を損なうことを考慮し		
	て、竜巻飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を行		
	う。竜巻防護対策を行う原子炉補機冷却海水ポンプ出口		
	ストレーナが設計竜巻の風圧力による荷重、設計竜巻に		
	よる気圧差による荷重、竜巻飛来物防護対策設備によっ		
	て防護できない砂利による衝撃荷重及び活荷重に対し		
	て、構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない		
	設計とする。		
	【別添 1 (4. (4) d.), (6. (3))】		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	h. 配管·弁 (原子炉補機冷却海水系統)		
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが取水ピット		
	ポンプ室及びストレーナ室の上部開口部から侵入して配		
	管・弁(原子炉補機冷却海水系統)に衝突し安全機能を		
	損なうことを考慮して、竜巻飛来物防護対策設備による		
	竜巻防護対策を行う。竜巻防護対策を行う配管・弁(原		
	子炉補機冷却海水系統)が設計竜巻の風圧力による荷		
	重、設計竜巻による気圧差による荷重、竜巻飛来物防護		
	対策設備によって防護できない砂利による衝撃荷重、自		
	重及び活荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能		
	を損なうことのない設計とする。		
	【別添1(4.(4)d.),(6.(3))】		
	i . 原子炉補機冷却水サージタンク他		対象施設の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		・評価対象施設の相違
	の開口部建具である扉を貫通して原子炉補機冷却水サー		
	ジタンク他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、		
	竜巻飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を行うこと		
	により、設計飛来物の原子炉補機冷却水サージタンク他		
	への衝突を防止し、原子炉補機冷却水サージタンク他の		
	構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計		
	とする。		
	【別添 1(6. (3))】		
b. 主蒸気管他	i . 配管・弁 (主蒸気管室内)		
主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉建屋		記載表現の相違
子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通	の開口部建具であるブローアウトパネル又は開口部であ		の一般などのイロ連
し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、	る換気口周りのガラリを貫通して配管・弁(主蒸気管室		
原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策	内)に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻飛		
設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝	来物防護対策設備による竜巻防護対策を行うことによ		
突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を	り、設計飛来物の配管・弁(主蒸気管室内)への衝突を		
損なうことのない設計とする。	防止し、配管・弁(主蒸気管室内)の構造健全性が維持		
ig(よ) こと V/は V ilX il と y る。	され安全機能を損なうことのない設計とする。		
	【別添 1(6. (3))】		
	k. 制御用空気系統配管		対象施設の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉補助		・評価対象施設の相違
	建屋の開口部建具である扉を貫通して制御用空気系統配		計画対象地域やが行連
	管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、 竜巻飛来		
	情に倒失し女主機能を損なりことを考慮して、 电台飛来 物防護対策設備による竜巻防護対策を行うことにより、		
	物的護利東設備による电管的護利東を行りことにより、設計飛来物の制御用空気系統配管への衝突を防止し、制		
	設計飛来物の前御用空気系統配管への衝突を防止し、前 御用空気系統配管の構造健全性が維持され安全機能を損		
	御用空気示机配置の構造産主任が推行され女主機能を損 なうことのない設計とする。		
	よりことのない設計とする。 【別添 1(6. (3))】		
	1. 蓄熱室加熱器		対象施設の相違
	設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプがディーゼル		・評価対象施設の相違
	発電機建屋の開口部建具である扉又は開口部である換気		・蓄熱室加熱器を設置し

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	口周りの換気フードを貫通して蓄熱室加熱器に衝突し安		ているのは泊3号のみ
	全機能を損なうことを考慮して,竜巻飛来物防護対策設		
	備による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の		
	蓄熱室加熱器への衝突を防止し、蓄熱室加熱器の構造健		
	全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とす		
	る。		
	【別添 1 (6. (3))】		
(3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気	(3) 竜巻防護施設のうち,屋外施設及び建屋内の施設で外		
と繋がっている施設	気と繋がっている施設		
a. 海水ポンプ ( 配管、弁を含む。)			設備の相違
海水ポンプ (配管、弁を含む。) は設計飛来物である鋼			・海水ポンプと海水スト
製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮して、			レーナに関して、泊で
竜巻飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を行う。竜巻防			は竜巻防護施設のう
護対策を行う海水ポンプ ( 配管、弁を含む。) が風圧力に			ち、建屋等に内包され
よる荷重、気圧差による荷重、竜巻飛来物防護対策設備によ			るが防護が期待でき
って防護できない砂利による衝撃荷重、自重等の常時作用す			ない施設に設置し、大
る荷重及び運転時荷重に対して構造健全性が維持され安全機			飯は屋外設置として
能を損なうことのない設計とする。			いる
b. 海水ストレーナ			
海水ストレーナは設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプ			
が衝突により貫通することを考慮して、竜巻飛来物防護対策			
設備による竜巻防護対策を行う。竜巻防護対策を行う海水ス			
トレーナが風圧力による荷重、気圧差による荷重、竜巻飛来			
物防護対策設備によって防護できない砂利による衝撃荷重、			
自重等の常時作用する荷重及び運転時荷重に対して構造健全			
性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。			
c. 排気筒	a. 排気筒		
排気筒は竜巻防護施設を内包する施設である原子炉周辺建	排気筒は竜巻防護施設を内包する施設である原子炉建		記載表現の相違
屋に内包されている部分と、屋外に露出している部分があ	屋に内包されている部分と,原子炉建屋に内包されてい		
る。原子炉周辺建屋に内包されている部分については、原子	ない部分がある。原子炉建屋に内包されている部分につ		
炉周辺建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力によ	いては,原子炉建屋に内包されていることを考慮する		
る荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気	と,設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による		
圧差による荷重に対して、排気筒の構造健全性が維持され安	衝撃荷重は作用しないため、設計竜巻による気圧差によ		
全機能を損なうことのない設計とする。また、原子炉周辺建	る荷重に対して,構造健全性が維持され安全機能を損な		
屋に内包されていない部分については、設計飛来物である鋼	うことのない設計とする。また,原子炉建屋に内包され		
製材及び鋼製パイプにより貫通し排気筒の構造健全性が維持	ていない部分については,設計飛来物である鋼製材及び		
されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることによ	鋼製パイプが衝突により貫通し構造健全性を損なうこと		
り、設計基準事故時における安全機能を損なうことのない設	を考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計		
計とする。	基準事故時における安全機能を損なうことのない設計と		
	する。		
	【別添 1(4. (4) d.), (6. (3)~(4)), (6. (6))】		]

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

なった。 A カル・とっ (全部) テトフ 根(なっぴ - ) (立 - ) (立 - )	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.	4.0 青字:記載箇所又は記載内容の相道 緑字:記載表現、設備名称の相違	
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
人 政 元 电 が 3 / 4 ラル	カデ 電がる ラル b. 換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備, 格納容器空	<b>メ川</b> 原丁刀光 <b>电</b> 房 4 万㎡	記載表現の相違
系統、補助建屋排気系統、放射線管理室排気系統、中央制御	調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央		対象施設の相違
室空調装置、安全補機開閉器室の換気空調設備、電動補助給	制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御		・設置設備の相違
水ポンプ室の換気空調設備、制御用空気圧縮機室の換気空調	用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装		HARLES WILLS TO THE
設備及びディーゼル発電機室の換気空調設備の外気と繋がる	置、安全補機開閉器室空調装置の外気と繋がるダクト・		対象施設の相違
ダクト及び外気との境界となるダンパ・バタフライ弁)	ファン・空調ユニット及び外気との境界となるダンパ・		・泊では、竜巻襲来が予
換気空調設備が原子炉周辺建屋及び制御建屋に内包されて	バタフライ弁)		想される場合に閉止
いることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物に	換気空調設備が竜巻防護施設を内包する原子炉建屋等		しないダンパがあり,
よる衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重に対して、換	に内包されていることを考慮すると,設計竜巻の風圧力		その下流に空調ユニ
気空調設備の構造健全性が維持され安全機能を損なうことの	による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない		ットがある場合は,防
ない設計とする。	ため、設計竜巻による気圧差による荷重に対して、構造		護対象としている
	健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とす		
	る。		
	【別添 1 (4. (4) d.)】		
(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設	(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設		
a. タービン建屋、永久構台及び耐火隔壁	a. 循環水ポンプ建屋, タービン建屋, 電気建屋及び出入		対象設備の相違
	管理建屋		・波及影響を及ぼし得る
竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、ター	循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入		施設の相違
ビン建屋、永久構台及び耐火隔壁については、風圧力による	管理建屋は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計竜巻に		記載表現の相違
荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自	よる気圧差による荷重,設計飛来物による衝撃荷重及び		24 (24 (24 (24 (24 (24 (24 (24 (24 (24 (
重等の常時作用する荷重に対して倒壊により竜巻防護施設へ	自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により竜巻防		
波及的影響を及ぼさない設計とする。	護施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。		
	【別添 1 (4. (4) c.)】		
b. ディーゼル発電機排気消音器	b. ディーゼル発雷機排気消音器		
ディーゼル発電機排気消音器は設計飛来物である鋼製材及	ディーゼル発電機排気消音器は、設計飛来物である鋼		
び鋼製パイプの衝突により貫通することを考慮しても、ディ	製材及び鋼製パイプの衝突により損傷することを考慮し		記載表現の相違
ーゼル発電機排気消音器が損傷して閉塞することはなく、デ	て,補修が可能な設計とする。また,設計竜巻の風圧力		AND MODELLE AND INCIDEN
ィーゼル発電機の排気機能が維持される設計とする。さら	による荷重及び設計竜巻による気圧差による荷重に対し		
に、ディーゼル発電機排気消音器が <b>風圧力による荷重及び気</b>	て,構造健全性が維持されることにより,竜巻防護施設		
圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損	であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさず,ディ		
なうことのない設計とする。	ーゼル発電機の安全機能を損なうことのない設計とす		
以上より、ディーゼル発電機排気消音器が、竜巻防護施設	る。		
であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさず、ディーゼ	【別添 1(4.(4) d.)】		
ル発電機が安全機能を損なうことのない設計とする。			
c. 主蒸気逃がし弁消音器	c . 主蒸気逃がし弁消音器		
主蒸気逃がし弁消音器は設計飛来物である鋼製材及び鋼製	主蒸気逃がし弁消音器は、設計飛来物である鋼製材及び		
パイプが衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃が	鋼製パイプの衝突により損傷することを考慮して、補修が		記載表現の相違
し弁消音器が損傷して閉塞することはなく、主蒸気逃がし弁	可能な設計とする。また、設計竜巻の風圧力による荷重及		
の排気機能が維持される設計とする。さらに、主蒸気逃がし	び設計竜巻による気圧差による荷重に対して,構造健全性		
弁消音器が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対し	が維持されることにより、竜巻防護施設である主蒸気逃が		
て、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計と	し弁に機能的影響を及ぼさず,主蒸気逃がし弁の安全機能		
する。	を損なうことのない設計とする。		
	Fruites a (a (a) a ) T		1

【別添 1(4.(4)d.)】

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載書用 設備名称の相違(実質的な相違な1)

外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0	青字: 記載箇所又は記載内容の相違 緑字: 記載表現、設備名称の相違(	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、竜巻防護施設である 主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が 安全機能を損なうことのない設計とする。			
d. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することはなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、主蒸気安全弁排気管が、竜巻防護施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なうことのない設計とする。	d. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は、設計飛来物である鋼製材及び鋼 製パイプの衝突により損傷することを考慮して、補修が可 能な設計とする。また、設計竜巻の風圧力による荷重及び 設計竜巻による気圧差による荷重に対して、構造健全性が 維持されることにより、竜巻防護施設である主蒸気安全弁 に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁の安全機能を損な うことのない設計とする。 【別添1(4.(4)d.)】		記載表現の相違
e. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が損傷して閉塞することはなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。さらに、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が、竜巻防護施設であるタービン動補助給水ポンプ流気大気放出管が、竜巻防護施設であるタービン動補助給水ポンプが安全機能を損なうことのない設計とする。	e. タービン動補助給水ポンプ排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管は、設計飛来物である 鋼製材及び鋼製パイプの衝突により損傷することを考慮して、補修が可能な設計とする。また、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計竜巻による気圧差による荷重に対して、構造健全性が維持されることにより、竜巻防護施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添1(4.(4)d.)】		記載表現の相違
f. 燃料油貯蔵タンクベント管 燃料油貯蔵タンクベント管は設計飛来物である鋼製材及び 鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、燃料油 貯蔵タンクベント管が損傷して閉塞することはなく、燃料油 貯蔵タンクのベント機能が維持される設計とする。さらに、燃料油貯蔵タンクベント管が風圧力による荷重及び気圧差に よる荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、燃料油貯蔵タンクベント管が、竜巻防護施設である燃料油貯蔵タンクに機能的影響を及ぼさず、燃料油貯蔵タンクが安全機能を損なうことのない設計とする。	f. ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管 ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は、設計飛来物 である鋼製材及び鋼製パイプの衝突により損傷すること を考慮して、補修が可能な設計とする。また、設計竜巻の 風圧力による荷重及び設計竜巻による気圧差による荷重 に対して、構造健全性が維持されることにより、竜巻防護 施設であるディーゼル発電機燃料油貯油槽に機能的影響 を及ぼさず、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の安全機能を 損なうことのない設計とする。 【別添1(4.(4)d.)】		記載表現の相違 ・大飯の燃料油助 ク,重油タンク のディーゼル 燃料油貯油槽に
g. 重油タンクベント管 重油タンクベント管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パ イプが衝突により貫通することを考慮しても、重油タンクベ ント管が損傷して閉塞することはなく、重油タンクのベント			

機能が維持される設計とする。さらに、重油タンクベント管

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健			
全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。			
以上より、重油タンクベント管が、竜巻防護施設である重			
油タンクに機能的影響を及ぼさず、重油タンクが安全機能を			
損なうことのない設計とする。			
h. タンクローリー			対象設備の相違
n. タンクローリー タンクローリーは設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプ			・波及影響を及ぼし得る
が衝突により貫通することを考慮して、複数台のタンクロー			施設の相違
リーを分散配置することにより多重性を確保する。また、竜			・大飯では、非常用ディ
巻の襲来が予想される場合には設計飛来物の貫通を防止する			ーゼル発電機が7日
トンネル内にタンクローリー4台を退避させる。			間連続運転するため
以上より、タンクローリーが、竜巻防護施設であるディー			に、タンクローリーに
ゼル発電機に機能的影響を及ぼさず、ディーゼル発電機が安			よる重油タンクから
全機能を損なうことのない設計とする。			の燃料の補給が必要
			であり, タンクローリ
			ーを防護する必要が
			ある
i. 換気空調設備(蓄電池室の換気空調設備の外気と繋がる	g. 換気空調設備(蓄電池室排気装置の外気と繋がるダク		記載表現の相違
ダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ)	ト・ファン及び外気との境界となるダンパ)		SOLUTION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN
換気空調設備が竜巻防護施設を内包する施設である制御建 屋に内包されていることを考慮すると、設計竜巻荷重のうち	換気空調設備が竜巻防護施設を内包する原子炉補助建 屋に内包されていることを考慮すると、設計竜巻の風圧		設備の相違・設置建屋の相違
風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しな			・設慮建座の相連
い。気圧差による荷重に対しては、換気空調設備の構造健全	いため、設計竜巻による気圧差による荷重に対して、構		
性が維持される設計とする。	造健全性が維持されることにより、竜巻防護施設である		
以上より、換気空調設備が、竜巻防護施設である蓄電池に	蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池の安全機能を損		
機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なうことのな	なうことのない設計とする。		
い設計とする。	【別添 1 (4. (4) d.)】		
1.9.1.11 竜巻随伴事象に対する設計	1.8.2.1.11 竜巻随伴事象に対する設計	(8) 竜巻随伴事象に対する評価	
竜巻随伴事象は、過去の竜巻被害の状況及び大飯発電所の		竜巻随伴事象として、過去の竜巻被害事例及び発電所の施	
プラント配置から想定される以下の事象を抽出し、事象が発	ラント配置から想定される以下の事象を抽出し、これらの	設の配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部	記載表現の相違
生する場合においても、竜巻防護施設が安全機能を損なうこ	事象が発生する場合においても、竜巻防護施設が安全機能	電源喪失を抽出し、事象が発生する場合においても、外部事	
とのない設計とする。	を損なうことのない設計とする。	象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	
(1) 火災	(1) 火災	a. 火災	
(1) 大阪	(1) 火災	a. 人次 竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口	
		部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する	
		場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合	
		の火災が想定される。	
竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻に	竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻	建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開	
より飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物	により飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛	口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる	
が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある発	来物が衝突し原子炉施設の安全性を損なう可能性のある	可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置	
火性又は引火性物質を内包する機器はなく、火災防護計画	発火性又は引火性物質を内包する機器はなく,火災防護	されておらず,また, 外部事象防護対象施設を設置してい	
により適切に管理することから、建屋内の竜巻防護施設が	計画により適切に管理することから、建屋内の竜巻防護	る区画の開口部には防護鋼板等の飛来物防護対策を行うこ	
安全機能を損なうことはない。	施設が安全機能を損なうことはない。	とを考慮すると飛来物が到達することはないことから,設	

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		緑子:記載表現、設備名称の相違(	美質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
建屋外については、設計竜巻により危険物タンク等に火災が発生する場合でも、外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とすることを「1.11 外部火災防護に関する基本方針」にて考慮する。 なお、建屋外の火災については、消火用水、化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車等による消火活動を行う。	建屋外については、設計竜巻により危険物タンク等に 火災が発生する場合でも、外部火災防護施設の安全機能 を損なうことのない設計とすることを「1.10 外部火災防 護に関する基本方針」にて考慮する。 なお、建屋外の火災については、消火用水、化学消防 自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車等による消火活動 を行う。 【別添1(5.)】	計竜巻により建屋内に火災が発生することはなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。 建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.8.9 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。以上より、竜巻随伴事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	記載表現の相違
(2) 溢水 竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻に より飛来物が侵入した場合でも、建屋開口部付近に飛来物 が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある溢 水源がないことから、建屋内の竜巻防護施設が安全機能を 損なうことはない。	(2) 溢水 竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻 により飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛 来物が衝突し原子炉施設の安全性を損なう可能性のある 溢水源はないことから、建屋内の竜巻防護施設が安全機 能を損なうことはない。	b. 溢水 竜巻随伴事象として,設計竜巻による気圧低下の影響や 飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外 タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。 外部事象防護対象施設を内包する建屋内については,飛 来物が侵入する場合でも,建屋開口部付近に飛来物が衝突 して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性があ る溢水源が配置されておらず,また,外部事象防護対象施 設を設置している建屋の開口部には,防護鋼板設置等の飛 来物防護対策を行うことを考慮すると,飛来物が到達する ことはないことから,設計竜巻により建屋内に溢水が発生 することはない。また,建屋内は設計竜巻による気圧低下 の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設	記載表現の相違
建屋外については、設計竜巻により溢水が発生する場合に、溢水における防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計とすることを「1.8 溢水防護に関する基本方針」にて考慮する。	建屋外については、設計竜巻により屋外タンク等に溢水が発生する場合でも、溢水に対する防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計とすることを「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて考慮する。  【別添1(5.)】	の安全機能を損なわない。 建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等 の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突に よる屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等 の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設 計としていることから、竜巻随伴事象による屋外タンク等 が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安 全機能を損なわない。 以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象 防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	記載表現の相違
(3) 外部電源喪失 設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバーストの影響 により外部電源喪失が発生する場合については、設計竜巻 に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することに より、外部電源喪失の影響がなく竜巻防護施設が安全機能 を損なうことのない設計とする。	(3) 外部電源喪失 設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバーストの影響により外部電源喪失が発生する場合でも,設計竜巻に対 して,ディーゼル発電機の構造健全性を維持することによ り,外部電源喪失の影響がなく竜巻防護施設が安全機能を 損なうことのない設計とする。 【別添1(5.)】	c. 外部電源喪失 設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバ ースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外 部電源喪失が発生する場合が想定される。 設計竜巻に対して非常用ディーゼル発電機(高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電機を含む。)の構造健全性を維持す ることにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対 象施設の安全機能を損なわない設計とする。	記載表現の相違

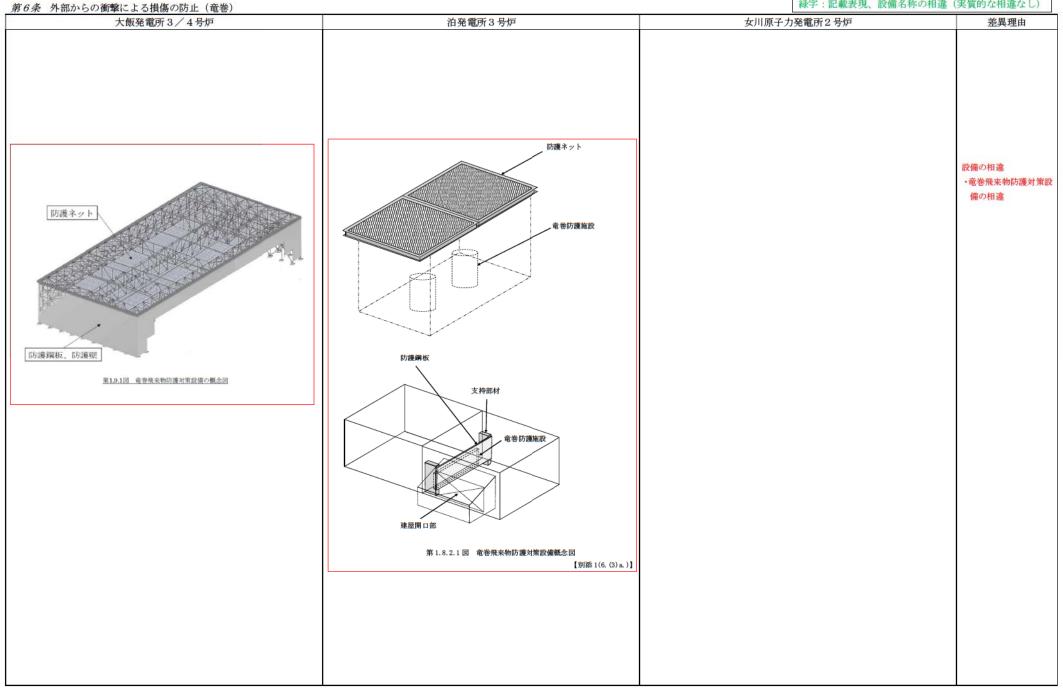
大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
1.9.2 手順等	1, 8, 2, 2		1. 8. 2. 2 手順等	ZX-ZP
1.0.2 7,000	11 01 21 2		竜巻に対する防護については、竜巻に対する影響評価を行い、安 全施設が安全機能を損なわないよう手順等を定める。	
(1) 飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製 材よりも大きなものについては、管理規定を定め、設置場所	(1)	飛来物となる可能性のある物のうち、飛来時の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな	(1)屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材,車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防	記載表現の相違
等に応じて固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならな		物については、管理規定を定め、設置場所等に応じて	護対象施設等への影響の有無を確認する。外部事象防護対象施設	運用の相違
い管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。		固縛、 <mark>固定、竜巻防護施設からの離隔又</mark> は撤去により飛 来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施 する。	等に影響を及ぼす資機材,車両等については,固縛,固定,外部 事象防護対象施設等から離隔,頑健な建屋内に収納又は撤去する。 これら飛来物発生防止対策について手順を定める。	
(2) 車両に関しては入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車している場所に応じて退避又は固縛することにより飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。	(2)	車両については入構を管理するとともに、上記(1)項に加え、竜巻襲来が予想される場合の退避又は固縛により飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。	(2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後において,外部事象 防護対象施設等を防護するための操作・確認,補修等が必要とな る事項について手順を定める。	記載表現の相違
(3) 竜巻飛来物防護対策設備の取付・取外操作、飛来物発生防 止対策のために設置した設備の操作については、手順等を整 備し、的確に操作を実施する。	(3)	竜巻飛来物防護対策設備の取付け・取外し手順,飛来物発生防止対策に使用する資機材の操作手順等を整備し, 的確に実施する。		記載表現の相違
(4) 竜巻の襲来が予想される場合には、ディーゼル発電機室の 水密扉の閉止状態を確認し、換気空調系統のダンパ等を閉止 する手順等を整備し、的確に実施する。	(4)	竜巻襲来が予想される場合には、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋の扉を閉止する、又は閉止状態を確認する手順等を整備し、的確に実施する。		記載表現の相違
,	(5)	竜巻襲来が予想される場合には、換気空調系統のダンパ 等を閉止する、又は閉止状態を確認する手順等を整備 し、的確に実施する。		記載表現の相違
(5) 竜巻の襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止及び <mark>タン</mark>	(6)	竜巻襲来が予想される場合の原子炉建屋 (燃料取扱棟)		記載表現の相違
クローリーの <mark>退避</mark> については、手順等を整備し、的確に実施		における燃料取扱作業中断については、手順等を整備		運用の相違
する。		し,的確に実施する。		・大飯では、非常用ディ
				ーゼル発電機が7日
				間連続運転するため
				に、タンクローリーに よる重油タンクから
				の燃料の補給が必要
				であり、タンクローリ
				ーを防護する必要が
(6) 安全施設のうち、竜巻に対して構造健全性が維持できない 場合の代替設備又は予備品の確保においては、運用等を整備 し、的確に実施する。	(7)	安全施設のうち, 竜巻に対して構造健全性が維持できない場合の代替設備又は予備品の確保においては, 運用等を整備し, 的確に実施する。		ある
(7) 竜巻飛来物防護対策設備について、要求機能を維持するために、保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	(8)	竜巻飛来物防護対策設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。		記載表現の相違
(8) 建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能 を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器 の設置については、火災防護計画により適切に管理するとと	(9)	建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全性 を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する 機器の設置については、火災防護計画により適切に管理		記載表現の相違
もに、必要に応じ防護対策を行う。 (9) 竜巻の襲来後については、屋外設備の点検を実施し損傷の 有無を確認する手順等を整備し、的確に実施する。	(10)	するとともに、必要に応じ防護対策を行う。 竜巻襲来後においては、巡視点検により損傷の有無を確認する手順等を整備し、的確に実施する。		記載表現の相違

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<ul> <li>(10) 竜巻の襲来後、排気筒に損傷を発見した場合の措置について、損傷を発見した場合、気体廃棄物の放出を実施していればすみやかに停止し、応急補修が困難と判断された場合にはブラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。</li> <li>(11) 竜巻の襲来後、建屋外において火災を発見した場合、消火用水、化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車等による消火活動を行う手順等を整備し、的確に実施する。</li> <li>(12) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、竜巻に対する運用管理に関する教育及び訓練を定期的に実施する。</li> </ul>	(11) 竜巻襲来後の巡視点検により、排気筒に損傷を確認した 場合には、プラントを停止して補修する手順等を整備 し、的確に実施する。 (12) 竜巻の襲来後、建屋外において火災を発見した場合、消 火用水、化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車 等による消火活動を行う手順等を整備し、的確に実施す る。 (13) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技 術的能力を維持・向上させることを目的とし、竜巻に対 する運用管理に関する教育及び訓練を実施する。 【別添1(6.)】		記載表現の相違記載表現の相違
第 1.9.1 表 大飯発電所における設計展来物         機薬物の種類       砂利       鋼製パイプ       鋼製材         寸法(m)       長さ×幅×集行き 長さ×直径 長さ×幅×集行き 4.2×0.3×0.2       長太解集集務         質量(kg)       0.18       8.4       135         最大木平速度 (m/s)       62       49       57         最大給直速度 (m/s)       42       33       38	第1.8.2.1妻 泊発電所における設計飛来物  環来物の種類 砂利 鋼製パイプ 鋼製材 サイズ(a) 長さ×縄×奥行 長さ×底径 長さ×縄×奥行 0.04×0.04×0.04 2×0.05 4.2×0.3×0.2 質量(kg) 0.17 8.4 135 最大木平連度(a/s) 62 49 57 最大約直速度(a/s) 42 33 38  【別語 1(4.(3)a.)】	(1) 雷雨とメソ気象 大野久雄,東京堂出版 (2) 気象庁ホームページ (3) 一般気象学 小倉義光,東京大学出版会  第1.8.2-1 表 発電所における設計機 **物  項 目	設計方針の相違 ・泊の砂利の質量は、泊 敷地の主要岩盤の物 性値

大飯発電所3/4号炉								泊発電所3号炉							女川原子力発電所2号炉						差異理由	
Γ		<del>0</del>			A		继维									第 1. 8. 2-2	表 設計司	2巻から防護する評価対	象施設及び龍帶防護対策等	(1/2)		対象施設の相違
	掺	茶			E 0		子及えばなな		設計電帯から防護する施設	第 1.8.2 竜巻の最大	2 表 設計電巻から防 飛来物発生防止対策	護する施設及び竜巻対 ひ護施設	策等 想定する	140%		設計竜巻から防護する	竜巻の	飛来物	防護設備	想定する	下順等	・評価対象施設の相違
	子價。	取扱作	1		緣	1	報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報		・原子炉補機冷却海水ボンブ	風速条件	<b>飛来40発生</b> が正対策	NATE (60 SC	計計模束物	1404		評価対象施設 原子炉補機冷却海水ポンプ	最大展連	発生防止対策	(外役となる施設) 竜巻飛来物防護対策設備	授来物 砂利	1.46.4	
		教司		新徐	,		作の事		<ul><li>原子知稿機沿却海水ポンプ 出口ストレーナ</li></ul>			· 电卷接来物防護対 策設備	- 8481	-		(配管、弁含む。) 高圧炉心スプレイ補機治却海			電差無來物防護対策設備	991	7.2	
		** -		7			4 40 40		<ul> <li>配管・弁 (原子炉補機冷却海 水系統)</li> </ul>							水ポンプ (配管, 弁含む。) 高圧炉心スプレイ補機冷却海 水系ストレーナ			竜老飛来物防護対策設備	000000	72	
N 1	米多	4		# X X	1	١,			<ul> <li>原子知補機沿却ホテージタンク他</li> </ul>		<ul> <li>残果物となる可能 性のある物(車両 含む)の仮縛、固</li> </ul>		-	-		資水貯蔵タンク		<ul><li> 図網</li><li> 図定</li></ul>		選製材		
新 科	設計所	御 勝 瀬 本 本 次 本 本 次 本 本 次 本 本 か か か か か か か か か	最	御御御			'		・配管・弁 (主募気管室内)	-	定、竜巻防護施設からの難隔又は撤	策政備				非常用ガス処理系 (局外配管)	100m/s	・		14 95 KB		
校	No.	e de de la	能振	AND AND 140	Sú.	ės.	$\vdash$		· 制御用空気系統配管	• 100m/s	去 ・ 車両の入構管理	設 ・電管模束物防護対	-	-		非常用ガス処理系(服务配官) 排気筒				砂利 鋼製材		
海	がな	福	施対		提	福				-	<ul> <li>竜巻襲来が予想される場合の車両の</li> </ul>	策設備	- M841			原子炉建屋				級利 鋼製材	_	
5	施設物防部	40	包寸之物防部	,	4	包十分			· 排気筒 (建矩外)		遊避又は固縛	-	<ul><li>解製バイブ</li><li>砂利</li></ul>	- 補佐		中央制御室換気空調系			施設を内包する施設	89 FU	-	
数	防護飛来	E	秦 本条		をから	を内容	'		· 雷執宝加熱器			<ul> <li>施設を内包する施設</li> </ul>	_	_								
設計竜巻から防護する施設及び竜巻対策等	\$61	設施	施設等等		製製	施設者						<ul> <li>竜巻模束物防護対 策設備</li> </ul>				第 1. 8. 2-2 表	設計電	巻から防護する評価対	象施設及び商巻防護対策等	(2/2)		
to	1/4	(10)	100 ME 800		-	#										設計電巻から防護する 評価対象施設	竜参の 最大風連	程 来物 発生防止対策	防護設備 (外報となる施設)	想定する 保楽物	手期等	
方簿	茶				等の											計測制御電源主換気空調系 原子炉補機室換気空調系			施設を内包する施設 施設を内包する施設	-	-	
2	米				固 対 車 避 練 策 両				設計竜巻から防護する施設	電告の最大 風速条件	预来物発生防止対策	防護施設	想定する 計量来物	于順等		原子炉棟給排気隔離弁(原子炉			施設を内包する施設	-	-	
参	张								<ul><li>使用済燃料ビット</li><li>使用済燃料ラック</li></ul>			・施設を内包する施	<ul><li>解製材</li><li>解製パイプ</li></ul>	_		建屋原子炉棟換気空調系) 軽油タンクA系 (燃料移送ボン ブ等含む。)			施設を内包する施設	-	12	
海 +	5#				- 98				<ul> <li>使用姿態料フック</li> </ul>			設 ・ 施設を内包する施	- (6-R) - (6-R)			軽油タンクB系(燃料移送ボン ブ等含む。)		- IZI 849	施設を内包する施設	-	-	
\$X 8	国連条件				100m/s				<ul><li>新燃料フック</li></ul>		<ul> <li>残余物となる可能</li> </ul>	設 - 竜巻探宋物防護対	<ul> <li>解製パイプ</li> <li>移利</li> </ul>	-		軽油タンクHPCS系 (燃料移 送ポンプ等含む。)	100m/s	・固定 ・外部事象防護対象	施設を内包する施設		275	
1 8	- M								· 燃料移送装置		性のある物 (車両 含む) の固縛、固	策設備 ・ 施設を内包する施	- MSHT	・竜巻襲来が予想される場合の		原子炉補機室換気空調系		施設等との離隔	或卷段末物防護対策設備	鋼製材 砂利	14	
第 1.9.2 表					設気御空空調調				<ul> <li>使用済燃料ビットクレーン</li> <li>100m</li> </ul>	- 100m/s	定、竜巻防護施設 からの離隔又は撤	R	<ul><li>解製/イプ</li><li>砂利</li></ul>	燃料取扱作業の中断		安全重要度分類のクラス1及び クラス2に属する施設のうち上 記以外の建量、構築物内の施設			施設を内包する施設	-	罪の閉止確認	
1.9						クラ番属			<ul><li> 排気筒 (建設内)</li><li> 換気空調設備 (アニュラス空</li></ul>		去 ・ 車両の入構管理					安全重要度分類のクラス3に属 する施設(下記以外の施設)			1-	323	代替設備の確保 補修,取替等	
0000	ex				净屋失換換気気化排耐気気空空	攻外のな			気浄化設備、格納容器空間装 置、補助建量空間装置、試料		<ul> <li>竜音襲来が予想される場合の車両の</li> </ul>					安全評価上期待する構 築物等			施設を内包する施設	1-2	-	
	る権限	空助、宝宝のの ス記気地中のの機機 11以					採取室空調装置、中央制御室 空調装置、電動補助給水ボン		迅避又は固棒	<ul> <li>施設を内包する施設</li> </ul>	-	-										
	(2)				ラ、茶門ン機機ス補統部が宝宝	ちかった			プ室換気装置、制御用空気圧 経株室換気装置、ディーゼル													
	から防護する合む。)				二系排機水圧発工統気開水縮電	金の種で	超能		発電機室換気装置及び安全 補機同同器室空潤装置)													
	香香,				内(排理全助空ゼ)ア気室補給気ル	東福度設	10															
	設 (配) と と と と と と と と と と と と と と と と と と と																					
	77	衛夫ストレ使用近然料	5 部		筒空格放接、、び、調料料度電影デ	様に登	K															
	衛大力	海 校用3	主蒸気管	推河部	排換備統空設設備備気気、、調備備及)	安ス四全の日の	7 7			竜巻の最大 風速条件	飛来物発生防止対策	防護施設	想定する 部計廃来物	于順等								
, L				1,595					- 安全機能の重要度分類ケラ		・ 残寒物となる可能 性のある物 (車両			・竜巻襲来が予想される場合の								
								ᅦ	ス1及びクラス2に属する 施設のうち上記以外の施設		含む)の図練。図 定。電管防護施設	<ul> <li>施設を内包する施設</li> </ul>	-	原子炉建型及びディーゼル発 電機建盟の厚閉止又は閉止状								
										• 100m/s	からの解解又は撤去			19 (th 25								
									<ul><li>クラス3に属する施設</li></ul>		<ul><li>・ 車両の入構管理</li><li>・ 竜巻製来が予想さ</li></ul>	_	_	<ul> <li>代替設備、予備品の確保及び 補修、取替等</li> </ul>								
											れる場合の車両の 退避又は困練											
														[908 1(2.), (4.), (6.)]								
															$\perp$							

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
(1975) (1975)	第1.5.2.1 表 電影的環境的に反抗的電子及び、再2000年 (	女川原子力発電所2号炉  第1.8.2-0 表 外部事業的漢対象股份には及の影響を及ぼし得る施設及び電管の漢才崇等    おおおけり   一	差異理由 対象施設の相違 ・



赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 第0米 外部が6の関挙による損骸の防止(电包 大飯発電所3/4号炉

## 大販免電所 3/4 (3) 適合性説明

# (外部からの衝撃による損傷の防止)

- 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。 次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損な わないものでなければならない。
- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすお それがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作 用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮した ものでなければならない。
- 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電 用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事 象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して 安全機能を損なわないものでなければならない。

# 適合のための設計方針

第1項について

# (3) 竜巻

安全施設は、最大風速100m/sの竜巻が発生した場合において も、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛

# (3) 適合性説明

# 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

1 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

泊発電所3号炉

- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすお それがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作 用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮した ものでなければならない。
- 3 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

## 適合のための設計方針

## 第1項について

発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。) については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風(台 風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、 生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定す るに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・ 基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である小樽 特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに寿都特別地 域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。ま た、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自 然現象も含める。

なお、自然現象を網羅的に抽出するために、国内外の基準等 や文献(18)~(30)に基づき事象を収集し、海外の選定基準(20)も考 慮の上、敷地又はその周辺の自然環境を基に、発電所敷地で想 定される自然現象を選定する。

安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。

原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、 自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設 計とする。

#### (3) 音巻

安全施設は、最大風速 100m/s の竜巻が発生した場合においても、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重

# (3) 適合性説明

## (外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地 震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても 安全機能を損なわないものでなければならない。

女川原子力発電所2号炉

- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれが あると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃 及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければ ならない。
- 3 安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

## 適合のための設計方針

#### 第1項について

## 記載内容の相違

・大飯では、(3)竜巻から記載

差異理由

## (3) 竜巻

安全施設は,設計竜巻の最大風速 100m/s による風圧力による荷重,気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷

外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	旧龙画月077 00 8年超日江 光秋久 1.	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻坊護対策を 行う。	及び飛来物の衝撃荷重を組合せた荷重等に対して安全機能を損なわないために,飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。 【別添1(3.(5)),(6.)】	重等に対し安全機能を損なわないために, 飛来物の発生防止対策及 び竜巻防護対策を行う。	
a. 飛来物の発生防止対策 竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、竜巻 防護施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を 行う。 ・飛来物となる可能性のあるものを固縛、建屋内収納又 は撤去する。	a. 飛来物の発生防止対策 竜巻により発電所敷地内の資機材等が飛来物となり、竜 巻防護施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を 行う。 ・飛来物となり竜巻防護施設に影響を及ぼす可能性のあ る物の固縛、固定、竜巻防護施設からの離隔又撤去を 行う。	a. 飛来物の発生防止対策	記載表現の相違 運用の相違
<ul><li>・車両の入構の制限、竜巻の襲来が予想される場合の車両の退避又は固縛を行う。</li></ul>	<ul> <li>・車両については上記に加え、車両の入構管理、竜巻襲来が予想される場合の車両の退避又は固縛を行う。</li> <li>【別添 1(6.(2)), (6.(4)~(5))】</li> </ul>		
b. 竜巻防護対策 固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。 ・竜巻防護施設を内包する施設及び竜巻飛来物防護対策設備により、竜巻防護施設を防護し構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 ・竜巻防護施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備又は予備品の確保、損傷した場合の取替又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なうことのない設計とする。 竜巻の発生に伴い、雹の発生が考えられるが、雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。 さらに、竜巻の発生に伴い、雷の発生も考えられるが、雷は電気的影響を及ぼす一方、竜巻は機械的影響を及ぼすものであり、竜巻と雷が同時に発生するとしても個別に考えられる影響と変わらないことから、各々の事象に対して	b. 竜巻防護対策 固縛等による飛来物の発生防止対策ができない物が飛来 し,安全施設が安全機能を損なわないために,以下の対策 を行う。 ・竜巻防護施設を内包する施設及び竜巻飛来物防護対策 設備により,竜巻防護施設を防護し構造健全性を維持 し安全機能を損なうことのない設計とする。 ・竜巻防護施設の構造健全性が維持できない場合には, 代替設備又は予備品の確保,損傷した場合の取替又は 補修が可能な設計とすることにより,安全機能を損な うことのない設計とする。 竜巻の発生に伴い,雹の発生が考えられるが,雹による 影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に 包絡される。 さらに,竜巻の発生に伴い,雷の発生も考えられるが,雷は電気的影響を及ぼす一方,竜巻は機械的影響を及ぼすものであり,竜巻と雷が同時に発生するとしても,個別に 考えられる影響と変わらないことから、各々の事象に対し	b. 竜巻防護対策 固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないように、以下の対策を行う。  ・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。  ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含される。	
安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。	て安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添 1(6.(3)~(4)), (6.(6))】		
参考文献	1.10 参考文献 (1) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準について」		記載内容の相違 ・参考文献の相違

総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 原子炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第0余 外部からの側撃による損傷の防止(电管) 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	安全小委員会,平成14年7月22日		
	(2) 「静的地震力の見直し (建築編) に関する調査報告書 (概要)」		
	(社) 日本電気協会 電気技術調査委員会原子力発電耐震設		
	計特別調査委員会建築部会 平成6年3月		
	(3) 「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」		
	(社) 日本電気協会 2010		
(1) 「電気盤内機器の防火対策実証試験(その2)」	(4) 「電気盤内機器の防火対策実証試験(その1)」		
三菱重工株式会社MHI-NES-1062 平成25年5月	MHI-NES-1061,三菱重工業,平成 25 年 5 月		
	(5) 「電気盤内機器の防火対策実証試験(その2)」		記載内容の相違
	MHI-NES-1062, 三菱重工業, 平成 25 年 5 月		・ 参考文献の相違
	(6) 「原子力プラント安全系監視操作システム火災防護実証試験		A TOTAL CONTRACTOR SECOND
	報告書」		
	JEJP-3101-6024, 三菱電機, 平成 28 年 1 月		
	(7) 「難燃性制御・計装ケーブルのトレイ内分離性実証試験」		
	MHI-NES-1058,三菱重工業,平成 25 年 5 月		
	(8) 「原子力プラント常用系監視操作システム火災防護実証試験		
	報告書」		
	JEJS-H3AM89,三菱電機,平成 29 年 3 月		
(2) 「雷雨とメソ気象」	(9) 「雷雨とメソ気象」大野久雄 東京堂出版 2001年		
大野久雄 東京堂出版 2001年	(a) Interest of the state of th		
(3) 「一般気象学」	(10) 「一般気象学」小倉義光 東京大学出版会 1984 年		
小倉義光 東京大学出版会 1984年			
(4) 「広域的な火山防災対策に係る検討会 (第3回) (資料2)」	(11) 「広域的な火山防災対策に係る検討会(第3回)(資料2)」		
	平成 24 年		
(5) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」	(12) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」 武若耕		
武若耕司、コンクリート工学、vol. 42、2004	司, コンクリート工学, vol. 42, 2004		
7,11,0, 1,,,,	(13) 「新編火山灰アトラス[日本列島とその周辺]. 第2刷」町田		
	洋ほか、東京大学出版会、2011		
	(14) 「理科年表 (2017)」国立天文台編		
(6) 「火山環境における金属材料の腐食」	(15) 「火山環境における金属材料の腐食」出雲茂人, 末吉秀一他,		
出雲茂人、末吉秀一他、防食技術Vol.39、1990	防食技術 Vol. 39, 1990		
(7) 「建築火災のメカニズムと火災安全設計」	(16) 「建築火災のメカニズムと火災安全設計」		
原田和典 財団法人日本建築センター	原田和典 財団法人 日本建築センター 平成 19年		
	(17) 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」		
	消防庁特殊災害室,平成25年3月		
(8) Specific Safety Guide No. SSG-3 "Development and	(18)Specific Safety Guide (SSG-3)" Development and		
Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for	Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment		
Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010	for Nuclear Power Plants" IAEA, April 2010		
(9) Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation for	atomity the same		
Nuclear Installations", IAEA, November 2003			
(10) NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC,	(19) NUREG/CR-2300 "PRA Procedures Guide", NRC, January		
January 1983	1983		
(11) NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the			
Individual Plant Examination of External Events (IPEEE)			
For Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991			
(12) ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008	(20)ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008		
(12) NOME/ NINO INTO A 2009 Addenda to NOME/ NINO INTO A 3-2008	(20) Nome/ And RA-38-2009 Addenda to Abme/ And RA-3-2008		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字	: 1	尼載箇所	又は	記載	内容	の相違	(記載)	方針の相違)	
緑字	: 1	记載表現	、設	備名	称の	日違(	実質的:	な相違なし)	

<i>第6条</i> 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		緑字:記載表現、設備名称の相違(	美質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
Standard for Level 1/Large Early Release Frequency	Standard for Level 1/Large Early Release Frequency		記載表現の相違
Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant	Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant		
Applications", February 2009	Applications"		
(13) NEI 12-06[Rev. 0] "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING	(21) DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX)		
STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI,	IMPLEMENTATION GUIDE (NEI-12-06 August 2012)		
August 2012			
(14) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の	(22)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備		
基準に関する規則の解釈」	の基準に関する規則の解釈」(制定:平成 25 年 6 月 19 日)		
原子力規制委員会 制定 平成25 年6 月19 日			
(15) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	(23)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規		
の解釈」	則の解釈」(制定:平成 25 年 6 月 19 日)		straktivalende en kriste
原子力規制委員会 制定 平成25 年6 月19 日	(24)「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998年		記載内容の相違
(16) 「日本の自然災害」 国会資料編纂会、1998 年	(24)「日本の日然火告」国芸資料編纂芸 1998年		・参考文献の相違
(17) 「産業災害全史」			
日外アソシエーツ, 2010 年1 月			
(18) 「日本災害史事典 1868-2009」			
日外アソシエーツ, 2010 年9 月			
(19) NEI 06-12 "B.5.b Phase2&3 Submittal Guideline", NEI,	(25)B. 5. b Phase 2 & 3 Submittal Guideline		
December 2006	(NEI-06-12 December 2006) -2011.5 NRC 公表		
2000	(26) 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関す		
	る実施基準: 2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014		
	年 12 月		
	(27) Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation		
	for Nuclear Installations", IAEA, November 2003		
	(28) NUREG -1407 "Procedural and Submittal Guidance		
	for the Individual Plant Examination of External		
	Events (IPEEE) for Severe Accident		
	Vulnerabilities", NRC, June 1991		
	(29)「産業災害全史」		
	日外アソシエーツ 2010 年 1 月		
	(30)「日本災害史辞典 1868-2009」		
	日外アソシエーツ 2010 年 9 月		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)  泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0  第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)				
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由	
1.3 気象等 9. 竜巻 9.1 竜巻 竜巻影響評価は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年	1.3 気象等 9. 竜巻 9.1 竜巻 9.1 竜巻 竜巻影響評価は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月19日原規技発第13061911号原子力規制委員会決定)(以下「ガイド」という。)に基づき実施する。 基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。 【別添1(3.(1)】	1.3 気象等 8. 竜巻 8.1 竜巻 竜巻影響評価は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(平成25年 6月19日原規技発13061911号原子力規制委員会決定)」(以下「ガイド」という。)に基づき実施する。	ALLYVALE	
9.1.1 竜巻検討地域の設定 大飯発電所が立地する地域と、 <mark>地形条件の類似性の観点及び</mark> 気象 条件の類似性の観点で検討を行い、竜巻検討地域を設定する。	9.1.1 竜巻検討地域の設定 泊発電所が立地する地域と、竜巻発生に関する気象条件の類似性の 観点及び局所的な地域性の観点から検討を行い、竜巻検討地域を設定 する。	8.1.1 竜巻検討地域の設定 発電所が立地する地域と, 気象条件の類似性の観点で検討を行い, 竜巻検討地域を設定する。	記載表現の相違 立地地域の相違 ・泊は竜巻集中地域に立 地しているため、局所 的な地域性の観点からも検討を実施。大飯 の立地地域は竜巻集 中地域とは異なるこ とから、別途、地形条 件による検討を実施	
(1) 地形条件の類似性 地形条件の類似性の観点では、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」(以下「東京工芸大学委託成果」という。)(1)において、竜巻の発生地点と竜巻が集中する19個の地域が示されている。これを第9.1.1図に示す。大飯発電所が立地する地域は竜巻が集中する地域とは異なっている。 大飯発電所の立地する地域は、狭隘形状を呈する複雑な地形であるリアス式海岸域である。一般的に、竜巻の渦は地表面粗度の影響を受けやすく、竜巻は狭隘な形状を呈する地形では、竜巻の移動に伴って竜巻を取り巻く渦が地形により遮蔽された結果、漏斗雲及び雲内の渦度の保持が難しくなることが考えられるため、竜巻の襲来数が少なく、F3規模の大きな竜巻が発生していないものと考えられる。 したがって、狭隘な海岸線地形を地域に関する類似条件として、狭隘形状である地形を有しかつ大飯発電所の周辺地域である福井県、京都府及び兵庫県の日本海側を大飯発電所が立地する地域の類似地域として選定する。	(1) 竜巻総観場の出現数に関する相関係数を用いた類似性の抽出 気象庁の予報区分図を基に国内全域を 16 に分類した地域区分 ごとの竜巻が発生した際の気象条件(総観場)の出現頻度を整理 したのち、泊発電所が立地する「北海道日本海側」と他の地域区 分間の総観場出現頻度に関する相関係数から 2 つの地域区分間の 総観場出現に関する関連性を評価し、泊発電所と類似の地域を抽 出する。第 9.1.1 表に地域区分ごとの総観場の集計結果を、また、 第 9.1.2 表に北海道日本海側と他の地域区分との間の各総観場の 出現頻度に関する相関係数を示す。求めた相関係数については無 相関検定を行い、有意水準 1%で無相関について確認した。 評価の結果、「北海道日本海側」と相関が認められた地域区分は、「北海道太平洋側」、「東北日本海側」、「北陸地方」、「近畿日本海側」及び「山陰地方」となった。 【別添 1(3.(2)a.(a))】	(1) 気候区分の確認 気象条件の類似性を確認するため,気候区分による確認を実施 する。 女川原子力発電所の立地地域は,第8.1-1 図に示す一般的な気 候区分 <sup>(1)</sup> によれば,区分IV3 に属する。	検討方法の相違 ・竜巻検討地域の設定に ついては、ガイドにて 「原子を地域にから、地域に でいる。 発生の観点が立地は、がならい地域に が発生の観ががない。 類似の地域が対している。 が発電が、対している。 が発電が、対している。 が発電が、対している。 が発電が、対している。 が発電が、対している。 が発電が、対している。 が発電が、対している。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は	
(2) 気象条件の類似性		(2) 気象総観場の分析	検討方法の相違	

# (2) 気象総観場の分析

気候区分の確認に加え気象条件の類似性の観点から、気象総観・大飯は泊とは異なる方 場ごとの竜巻発生位置を整理し,発電所と類似の地域を抽出する。 竜巻発生要因の総観場は、気象庁「竜巻等の突風データベース」 (2)を基に、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説」

## 検討方法の相違

法で気象総観場の観 点による検討を実施 している

気象条件の類似性の観点では、気象総観場ごとの竜巻発生場

所を整理し、大飯発電所と類似の地域を抽出する。気象総観場

は、気象庁「竜巻等の突風データベース」の総観場を基に、東

京工芸大学委託成果を参考に、台風、低気圧、寒冷前線、その

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	治な像託2県佐	ナ川原スカな母式 o 具板	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
他前線、寒気移流、暖気移流、局地性擾乱及びその他の8 つに		(3)を参考に、寒気の移流、低気圧、寒冷前線、その他前線、局地	
分類する。なお、寒冷前線には気圧の谷を、その他には高気圧		性, 暖気の移流, 台風及びその他の8つに分類する。第8.1-2 図	
を含めている。第9.1.2 図~ 第9.1.5 図に上記の総観場分類		に全国で発生した竜巻の総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布	
に基づいたF スケール別竜巻発生地点の分布を示す。		を示す。	
		ガイドでは,竜巻検討地域を設定する際に,IAEA の基準(4)が参	
太平洋側では台風起因の大きな竜巻が多く発生しているのに		考になるとされており、およそ 10 万 km² の範囲を目安とするこ	
対し、日本海側や北海道では全く発生していない。また、前線		とが挙げられている。	
や低気圧起因の竜巻は日本全国で発生しているが、規模的に		日本海側は太平洋側と気候的にも異なることを踏まえ、女川原	
は、太平洋側ではF2 を超える (F2~F3、F3) 竜巻が観測され		子力発電所を中心とする 10 万 km² (半径 180km) の範囲の太平洋	
ているのに対し、日本海側ではF2 が最大となっている。九州		側沿岸を確認したところ, 第8.1-3 図に示すとおり, 気候区分IV	
		The second of th	
の日本海側では台風起因の竜巻が発生しており、この地域で		3 及びIV2 にまたがった範囲が該当する。	
は、北海道の日本海側から本州の日本海側では多く発生してい		日本海側と太平洋側の気候的な類似性が無いことについては、	
る寒気移流起因の竜巻がほとんど発生していない。		以下に示す総観場の観点からも確認を行っている。	
		竜巻検討地域として, 第 8.1-3 図に示した 10 万 km² (半径	
竜巻発生の総観場の特徴を踏まえ、竜巻発生の気象条件を観		180km) の範囲が適切であるか,又はさらに広げたエリアを設定す	
点とした類似地域として、北海道から本州の日本海側及び北海		ることが適切であるかについて、総観場を用い、その類似性を確	
道の襟裳岬以西を選定する。		認することで評価を行う。	
		総観場の確認において,10 万 km² の範囲の北側に対しては,北	
		海道の竜巻集中地域を含む襟裳岬までを対象とした。また、南側	
		については、太平洋側における気候区分IV3 のエリアに当たる千	
		<b>葉</b> 県九十九里町までを対象とした。第8.1-4 図にエリアごとの総	
		観場の確認結果を示す。	
		(3) 総観場の分析に基づく地域特性の確認	
		全国で発生した童巻の総観場ごとのFスケール別童巻発生分布	
		(第8.1-2 図), 総観場ごとの確認結果 (第8.1-1 表) 及び地域	
		ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較結果(第8.1-4 図)よ	
		り発電所の立地地域より北側のエリア(竜巻集中地域を含んだ北	
		海道までの沿岸)は、総観場的に地域性が異なると明確に差別化	
		することはできず、また、南側のエリア(千葉県までの沿岸)に	
		ついては,発生数は少ないものの総観場的に類似性のあるエリア	
		として考慮する必要があると判断した。	A STATE OF THE SECOND
	(2) 抽出した地域を対象とした竜巻の発生頻度の分析		検討方法の相違
	北海道日本海側と相関が認められた地域区分のうち,北海道太		<ul><li>・泊では、(1)で相関が認</li></ul>
	平洋側の襟裳岬から東側の海岸線及び陸奥湾の海岸線において		められた地域に対し
	は、竜巻がほとんど発生していない。このため、この地域を竜巻		て,ハザードが過少評
	検討地域に含めた場合には、ハザード曲線評価において、竜巻発		価されないよう、竜巻
	生個数の増加に比べリスク評価対象面積の増加の割合が大きくな		検討地域を絞り込ん
	生		でいる
			(4.0
	検討地域から除く。更に、日本海側は同様の気候区分に分類され		
	ることを考慮し、「山陰地方」を山口県の日本海側までとする。		
	これにより、北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟		
	裳岬以西の海岸線を竜巻検討地域の候補地とする。第9.1.3 表に		
	北海道太平洋側の襟裳岬から東側及び陸奥湾から竜飛岬にかけて		
	の海岸線における竜巻発生数を示す。		
	【別添 1(3. (2)a. (b))】		
	[Manual (or (a) (a) (b) / ]		8

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		緑字:記載表現、設備名称の相違	(美質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	(3) 集中地域における竜巻発生頻度の確認 泊発電所は、第9.1.1図に示すように、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」(以下「東京工芸大学委託成果」という。)(1)に記載のある竜巻集中地域に位置していることから、この地域の竜巻の年発生頻度を、(2)で設定した竜巻検討地域候補地の年発生頻度と比較する。竜巻集中地域と竜巻検討地域候補地それぞれの竜巻発生頻度を第9.1.4表に示す。両地域の竜巻発生頻度はほぼ同一と見なせることから、竜巻発生個数を多く確保できる竜巻検討地域候補地の方が、竜巻検討地域に適していると判断できる。  【別添1(3.(2)b.)】	(4) 突風関連指数に基づく地域特性の確認 気候区分及び総観場での検討に加え、大きな被害をもたらす強 い竜巻の発生要因となる環境場の形成のしやすさについての地域 特性を確認するため、気象庁や米国気象局においても竜巻探知・ 予測に活用されており、竜巻の発生しやすさを数値的に示すことができる突風関連指数を用いて地域特性の確認を行った。 大きな被害をもたらす竜巻の親雲の多くはスーパーセルであり、スーパーセルが発生しやすい環境場として、大気下層の鉛直シア(異なる高度間での風向・風速差)と、強い上昇気流を発生させるきっかけとしての不安定な大気場が必要であることから、突風関連指数としては、竜巻の発生実態を解明する研究において国内外で広く利用され、大気の不安定度を表す指標である「CAPE」、鉛直シアに伴って発生する水平渦度が親雲に取り込まれる度合いを表す指標である「SReH」を採用し、両者の指標が同時に高くなる頻度について、地域的な特徴を確認する分析を実施する。また、両者をかけ合わせた指標「EHI」による分析も実施し、SReH 及びCAPE の同時超過頻度分析との比較を実施する(第 8.1-5 図、第 8.1-6 図)。 突風関連指数による、大規模な竜巻形成につながる環境場の発生頻度分析を行った結果、東北地方太平洋側及び日本海側は、茨	立地地域の相違 ・泊は竜巻集中地域に立 地していることによ る相違
(3) 竜巻検討地域 (1) 地形条件の類似性、(2) 気象条件の類似性とあわせて考え、福井県、京都府及び兵庫県の日本海側が地形条件及び気象条件として類似する地域として選定できる。第9.1.1表に1961年~2012年6月までの福井県、京都府及び兵庫県の竜巻の観測件数を示すが、当該地域は竜巻の発生数が少なく、竜巻規模も最大でF1である。そのため、寒気移流・寒冷前線要因での竜巻発生が多い気象条件が類似している地域において、発生数が多く、大きな竜巻(F1~F2、F2竜巻)が発生している地域を含めた北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西の海岸に沿った海側5kmと陸側5kmを竜巻検討地域に設定する(面積38,895km²)。第9.1.6図に竜巻検討	(4) 竜巻検討地域 気象条件の類似性の観点と局所的な地域性の観点から検討した 結果, 竜巻検討地域は, 北海道から本州の日本海側及び北海道の 襟裳岬以西の海岸に沿った海側 5km と陸側 5km を竜巻検討地域に 設定する(面積 38,895km²)。第 9.1.2 図に竜巻検討地域を示す。 【別添 1 (3. (2) c.)】	城県以西の太平洋側と地域特性の違いがあることを確認した。 (5) 竜巻検討地域 発電所に対する竜巻検討地域について、「気候区分の確認」、「総観場の分析に基づく地域特性の確認」及び「突風関連指数に基づく地域特性の確認」により地域特性を確認し、北海道から千葉県にかけての太平洋側沿岸の海岸線から海側及び陸側それぞれ5kmの範囲を竜巻検討地域に設定する(面積約18,800km²)。 第8.1-7 図に竜巻検討地域を示す。	なお、総観場の分析の 仕方は異なるものの、

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

9.1.2 基準竜巻の最大風速の設定

地域を示す。

基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最大風速 (Vm) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(VB2)のうち、大 きな風速を設定する。

大飯発電所 3 / 4 号炉

(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V<sub>BI</sub>)

過去に発生した竜巻による最大風速 (Va) の設定に当たっては、 現時点で竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の最大風速を十分な 信頼性のあるデータ等に基づいて評価できるだけの知見を有して いないことから、日本で過去に発生した竜巻の観測データを用い て設定する。なお、今後も地域特性に関する検討、新たな知見の 収集やデータの拡充等に取組み、より信頼性のある評価が可能な ように努力する。

日本で過去(1961年から2012年6月)に発生した最大の竜巻は、F3 スケールである。F3スケールにおける風速は、70m/s~92m/sであ ることから、過去に発生した最大の竜巻の最大風速VBIを92m/sと する。第9.1.2表に日本におけるF3の竜巻発生リスト(1961年~ 2012年6月)を示す。

(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V<sub>R</sub>)

竜巻最大風速のハザード曲線は、ガイドにしたがい、既往の算 定方法に基づき、具体的には、東京工芸大学委託成果を参照して 算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び 被害長さの確率密度分布及び相関係数の算定並びにハザード曲 線の算定によって構成される。

竜巻最大風速のハザード曲線の算定は、竜巻検討地域 (海岸線 から陸側及び海側それぞれ5km全域の範囲) での評価及び竜巻検 計地域を海岸線に沿って1km範囲ごとに細分化した評価の2とお りで算定し、そのうち大きな風速を設定する。

- a. 海岸線から陸側及び海側それぞれ5km全域の評価 本評価では、竜巻検討地域外で発生して竜巻検討地域内に 移動した陸上発生童巻も発生数にカウントする。被害幅及び 被害長さは、それぞれ被害全幅及び被害全長を用いる。

気象庁の「竜巻等の突風データベース」を基に、1961年から 2012年6月までの51.5年間の統計量をF スケール別に算出す る。第9.1.7図に気象庁の「竜巻等の突風データベース」によ る1961年~2012年までの童巻年別発生確認数を示す。なお、 観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、 以下の(a)~(c)の基本的な考え方に基づいて整理を行う。

9.1.2 基準竜巻の最大風速の設定

基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最大風速 (V<sub>BI</sub>) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (VB2) のうち、大 きな風速を設定する。

泊発電所3号炉

(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V<sub>81</sub>)

過去に発生した竜巻による最大風速 (Val) の設定に当たっては、 現時点で竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の最大風速を十分な 信頼性のあるデータ等に基づいて評価できるだけの知見を有して いないことから、日本で過去に発生した童巻の観測データを用い て設定する。なお、今後も地域特性に関する検討、新たな知見の 収集やデータの拡充等に取り組み、より信頼性のある評価が可能 なように努力する。

日本で過去(1961年から2012年6月)に発生した最大の竜巻 は、F3 スケールである。F3 スケールにおける風速は、70m/s~92m/s であることから、過去に発生した竜巻の最大風速 VBI を 92m/s と する。第9.1.5表に日本におけるF3の竜巻発生リスト(1961年 ~2012年6月)を示す。

【別添 1(3.(3)a.)】

(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V<sub>P</sub>)

竜巻最大風速のハザード曲線は、ガイドに従い、既往の算定方 法に基づき, 具体的には, 東京工芸大学委託成果を参照して算定 する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害 長さの確率密度分布及び相関係数の算定並びにハザード曲線の算 定によって構成される。

竜巻最大風速のハザード曲線の算定は、竜巻検討地域(海岸線 から陸側及び海側それぞれ 5km 全域の範囲) での評価及び竜巻検 討地域を海岸線に沿って 1km 範囲ごとに細分化した評価の 2 通り で算定し、そのうち大きな風速を設定する。

【別添 1(3, (3)b,)】

a. 海岸線から陸側及び海側それぞれ 5km 全域の評価

本評価では、竜巻検討地域外で発生して竜巻検討地域内に 移動した陸上発生竜巻も発生数にカウントする。被害幅及び 被害長さは、それぞれ被害全幅及び被害全長を用いる。

【別添 1 (3. (3) c.)】

b. 竜巻の発生頻度の分析

気象庁の「竜巻等の突風データベース」<sup>(2)</sup>をもとに、1961 年から 2012 年 6 月までの 51.5 年間の統計量を F スケール別 に算出する。第9.1.3 図に気象庁の「竜巻等の突風データベ ース」による 1961 年~2012 年までの音巻年別発生確認数を 示す。なお、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつ きを踏まえ、以下の(a)~(c)の基本的な考え方に基づいて整

8.1.2 基準竜巻の最大風速(V<sub>B</sub>)の設定

基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最大風速(Va) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(Vg)のうち、大き な風速を設定する。

女川原子力発電所2号炉

(1) 過去に発生した竜巻による最大風速(VBI)

過去に発生した竜巻による最大風速の設定に当たっては、

記載表現の相違

差異理由

日本で過去に発生した最大の竜巻はF3であり、Fスケールと風速 の関係より風速は  $70m/s\sim92m/s$  であることから、日本で過去に 発生した最大竜巻F3の風速範囲の上限値92m/sをVB1とする。

第8.1-3表に日本で過去に発生したF3 竜巻の観測記録を示す。

(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V<sub>B</sub>)

竜巻最大風速のハザード曲線は、ガイドに従い、既往の算定方法 に基づき、具体的には「竜巻による原子力施設への影響に関する調 査研究」(5)を参照して、算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜 巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布の算定、相関係数の算 定、並びにハザード曲線の算定によって構成される。

竜巻最大風速のハザード曲線の算定は、竜巻検討地域(海岸線か ら陸側及び海側それぞれ5km の範囲)の評価及び竜巻検討地域を海 岸線に沿って1km 範囲ごとに短冊状に細分化した場合の評価の2 とおりで算定し、そのうち大きな風速を設定する。

a. 海岸線から陸側及び海側それぞれ 5km 全域の評価

本評価では、竜巻検討地域外で発生して竜巻検討地域内に移動し た陸上発生童巻も発生数にカウントする。被害幅及び被害長さは、 それぞれ被害全幅及び被害全長を用いる。

b. 竜巻の発生頻度の分析

気象庁「竜巻等の突風データベース」(2)をもとに、1961 年~2012 記載方針の相違 年6月までの51.5年間の統計量をFスケール別に算出する。なお、 観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下の (a)~(c)の基本的な考え方に基づいて整理を行う。

大飯は9.2参考文献で は、「気象庁竜巻等の 突風データベース」を 記載していないこと による相違

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

(a)	被害が小さくて見過ごされやすいF0及びFスケール不明
	竜巻に対しては、観測体制が強化された2007年以降の年
	間発生数や標準偏差を用いる。

大飯発電所 3 / 4 号炉

- (b) 被害が比較的軽微なF1竜巻に対しては、観測体制が整備 された1991年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。
- (c) 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられる F2竜巻は、観測データが整備された1961年以降の全期間 の年間発生数や標準偏差を用いる。

また、F スケール不明竜巻については、以下の取扱いを行う。

陸上で発生した竜巻(以下「陸上竜巻」という。) については、被害があって初めてそのF スケールが推定されるため、 陸上でのF スケール不明竜巻は、被害が少ないFO竜巻と見なす

海上で発生した竜巻(以下「海上竜巻」という。) については、その竜巻のスケールを推定することは困難であることから、「海岸線から海上5kmの範囲における海上竜巻の発生特性が、海岸線から内陸5kmの範囲における陸上竜巻の発生特性と同様である。」という仮定に基づいて各Fスケールに分類する。

上記の考え方に基づく各年代別の竜巻発生数の分析結果を 第9.1.3表に示す。

また、同表の分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の第出に使用する竜巻の発生数を第9.1.4表に示す。

なお、分析結果はFスケール不明の海上竜巻の取扱いにより、観測実績に対して保守性を高めた評価としている。

### c. 年発生数の確率密度分布の設定

ガイドにて、VB2算定の参考になるとされている東京工芸大学委託成果によれば、Wen and Chu<sup>(2)</sup>が、竜巻に遭遇しかつ竜巻風速がある値以上となる確率モデルの推定法を提案し、竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定した場合、竜巻の年発生数の確率分布はポアソン分布若しくはポリヤ分布に従うとしている。

ポアソン分布は、生起確率が正確に分からないが稀な現象の場合に有用な分布である。一方、ポリヤ分布は、発生状況が必ずしも独立でない稀現象(ある現象が生ずるのは稀であるが、一旦ある現象が発生するとその周囲にもその現象が生じやすくなる性質)の場合に有用な分布である(例えば伝染病の発生件数)。台風や前線により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられるため、ポリヤ分布の方が実現象をより反映できると考えられる。

泊発電所 3 号炉

理を行う。

- (a) 被害が小さくて見過ごされやすい FO 及び F スケール 不明竜巻に対しては、観測体制が強化された 2007 年以 降の年間発生数や標準偏差を用いる。
- (b) 被害が比較的軽微な F1 竜巻に対しては、観測体制が 整備された 1991 年以降の年間発生数や標準偏差を用 いる。
- (c) 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられる F2 竜巻は、観測データが整備された 1961 年以降の 全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。

また, F スケール不明竜巻については, 以下の取扱いを行う。

陸上で発生した竜巻(以下「陸上竜巻」という。) については、被害があって初めてそのFスケールが推定されるため、 陸上でのFスケール不明竜巻は、被害が少ないFO竜巻と見なす。

海上で発生した竜巻(以下「海上竜巻」という。)については、その竜巻のスケールを推定することは困難であることから、「海岸線から海上 5km の範囲における海上竜巻の発生特性が、海岸線から内陸 5km の範囲における陸上竜巻の発生特性と同様である。」という仮定に基づいて各Fスケールに分類する。

上記の考え方に基づく各年代別の竜巻発生数の分析結果を 第9.1.6表に示す。

また、同表の分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の算出に使用する竜巻の発生数を第9.1.7表に示す。

なお、分析結果はFスケール不明の海上竜巻の取扱いにより、観測実績に対して保守性を高めた評価としている。

【別添1(3.(3)d.)】

### c. 年発生数の確率密度分布の設定

ガイドにて、 $V_{\mathbb{R}}$ 算定の参考になるとされている東京工芸大学委託成果によれば、Wen and  $Chu^{(3)}$ が、竜巻に遭遇しかつ竜巻風速がある値以上となる確率モデルの推定法を提案し、竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定した場合、竜巻の年発生数の確率分布はポアソン分布若しくはポリヤ分布に従うとしている。

ポアソン分布は、生起確率が正確に分からないが稀な現象の場合に有用な分布である。一方、ポリヤ分布は、発生状況が必ずしも独立でない稀現象(ある現象が生ずるのは稀であるが、一旦ある現象が発生するとその周囲にもその現象が生じやすくなる性質)の場合に有用な分布である(例えば伝染病の発生件数)。台風や前線により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられるため、ポリヤ分布の方が実現象をより反映できると考えられる。

(a) 被害が小さくて見過ごされやすいF0及びFスケール不明竜巻 に対しては、観測体制が強化された2007年以降の年間発生数及

び標準偏差を用いる。

女川原子力発電所2号炉

- (b) 被害が比較的軽微なF1竜巻に対しては、観測体制が整備された 1991年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。
- (c) 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられるF2及びF3竜巻に対しては、観測記録が整備された1961年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。

また、Fスケール不明の竜巻については、以下の取扱いを行う。

陸上で発生した竜巻(以下「陸上竜巻」という。)及び海上で発生 して陸上へ移動した竜巻については、被害があって初めてそのFス ケールが推定されるため、陸上でのFスケール不明の竜巻は、被害 が少ないF0 竜巻とみなす。

海上で発生し、その後上陸しなかった竜巻(以下「海上竜巻」という。)については、その竜巻のスケールを推定することは困難であることから、「海岸線から海上5km の範囲における海上竜巻の発生特性が、海岸線から内陸5km の範囲における陸上竜巻の発生特性と同様である。」という仮定に基づいて各Fスケールに分類する。

その結果, Fスケール不明の海上竜巻の取扱いにより, 第8.1-4 表のとおり観測実績に対して保守性を高めた評価としている。

### c. 年発生数の確率密度分布の設定

ハザード曲線の評価に当たっては、竜巻は気象事象の中でも極めて稀に発生する事象であり、発生数の変動(標準偏差)が大きい分布であることから、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」(5)にならって竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定し、使用する竜巻年発生数の確率密度分布はポリヤ分布を採用する。

竜巻年発生数の確率分布の設定には、ポアソン分布とポリヤ分布 が考えられる。

ポアソン分布は、生起確率が正確に分からないまれな現象の場合に有用な分布である。一方、ポリヤ分布は、ガイドにおいて推奨されているポアソン分布を一般化したものであり、発生状況が必ずしも独立でないまれな現象(ある事象が生ずるのはまれであるが、一旦ある現象が発生するとその周囲にもその現象が生じやすくなる性質)の場合に有用な分布である(例えば、伝染病の発生件数)。台風や前線により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられるため、ポリヤ分布の方が実現象をより反映で

第6条	外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	间元电/JOJ/W DD 盆中超日江 元秋久 I.	緑字:記載表現、設備名称の相違(	実質的な相違なし)
	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	なお、国内を対象とした竜巻の年発生数の分布の適合性に関する検討結果は、東京工芸大学委託成果に示されており、陸上竜巻及び海上竜巻の両方の発生数について、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れているとしている。今回、竜巻検討地域で発生した竜巻を対象に、発生数に関するポアソン分布及びポリヤ分布の適合性を検討した結果を第9.1.8図に示す。同図より竜巻検討地域においても、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れている。以上より、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巻の年発生数の確率密度分布は、ポリヤ分布を採用する。	なお、国内を対象とした竜巻の年発生数の分布の適合性に関する検討結果は、東京工芸大学委託成果に示されており、陸上竜巻及び海上竜巻の両方の発生数について、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れているとしている。今回、竜巻検討地域で発生した竜巻を対象に、発生数に関するポアソン分布及びポリヤ分布の適合性を検討した結果を第9.1.4 図に示す。同図より竜巻検討地域においても、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れている。以上より、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巻の年発生数の確率密度分布は、ポリヤ分布を採用する。 【別添1(3.(3)d.)】	きると考えられる。 また、国内を対象とした竜巻の年発生数の分布の適合性に関する検討結果は、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」(©に示されており、陸上及び海上竜巻の両方の発生数について、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れているとしている。発電所の竜巻検討地域で発生した竜巻を対象に、発生数に関するポアソン分布及びポリヤ分布の適合性を評価した結果、竜巻検討地域においても、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れていることを確認している。 なお、ポリヤ分布は、年発生数の年々変動の実態をポアソン分布よりも適合性が高い形で表現できることを確認している。	
d	竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率分布並びに相関係数 竜巻検討地域における51.5年間の竜巻の発生数、被害幅及 び被害長さを基に、確率密度分布については、ガイド及びガ イドが参考としている東京工芸大学委託成果を参照し、対数 正規分布に従うものとする。第9.1.9図~第9.1.11図にそれぞ れ風速、被害幅、被害長さの確率密度分布と超過確率を示す。	d. 竜巻風速,被害幅及び被害長さの確率分布並びに相関係数 竜巻検討地域における51.5年間の竜巻の発生数,被害幅及 び被害長さを基に,確率密度分布については,ガイド及びガ イドが参考としている東京工芸大学委託成果を参照し,対数 正規分布に従うものとする。第9.1.5図~第9.1.7図にそれ ぞれ風速,被害幅,被害長さの確率密度分布と超過確率を示 す。	竜巻検討地域における 51.5 年間の竜巻の発生数,被害幅及び被 害長さを基に,確率密度分布についてはガイド及びガイドが参考と している「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」 (5)を 参照し、対数正規分布に従うものとする(第8.1-8 図~第8.1-13	
	なお、擬似的な竜巻の作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与えている。その際は、被害幅又は被害長さが大きいほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように工夫しているとともに、被害幅又は被害長さ0のデータについては計算に用いておらず、保守的な評価を行っている。	なお、擬似的な竜巻の作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与えている。その際は、被害幅又は被害長さが大きいほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように工夫しているとともに、被害幅又は被害長さ0のデータについては計算に用いておらず、保守的な評価を行っている。	なお、疑似的な竜巻の作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与えている。その際は、被害幅又は被害長さが大きいほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように工夫しているとともに、被害幅又は被害長さ0のデータについては計算に用いておらず、保守的な評価を行っている。	
	このように、前述のFスケール不明の竜巻の取扱い等も含め、データについては保守的な評価となる取扱いを行っている。また、1961年以降の観測データのみを用いて、竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める。竜巻風速、被害幅及び被害長さの相関係数を第9.1.5表に示す。	このように、前述のFスケール不明の竜巻の取扱い等も含め、データについては保守的な評価となる取扱いを行っている。また、1961年以降の観測データのみを用いて、竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める。その結果を第9.1.8表に示す。  【別添1(3.(3)e.)】	このように、前述のFスケール不明の竜巻の取扱い等も含め、データについては保守的な評価となる取扱いを行っている。また、1961 年以降の観測データのみを用いて、竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める(第8.1-5表)。	記載表現の相違
	6. 竜巻影響エリアの設定 竜巻影響エリアは、大飯発電所3号炉と4号炉はツインプラントであり建屋及び設備が隣接しているため、3号炉と4号炉の合計値として評価することとする。保守的に竜巻防護施設を包絡する円形エリアを竜巻影響エリアの面積及び評価対象施設を包絡する円形エリア(直径350m、面積96,212m²)として設定する。第9.1.6表に評価対象施設の面積、第9.1.12図に評価対象施設を包絡する竜巻影響エリアを示す。	e. 竜巻影響エリアの設定 竜巻影響エリアは、保守的に竜巻防護施設を包絡する円形 エリアを竜巻影響エリアの面積及び評価対象施設を包絡する 円形エリア (直径425m,面積約142,000m²) として設定する。 第9.1.9表に評価対象施設の面積、第9.1.8図に評価対象施設 を包絡する竜巻影響エリアを示す。	e. 竜巻影響エリアの設定 竜巻影響エリアは、発電所の評価対象施設等の面積及び設置位置 を考慮して、評価対象施設等を包絡する円形のエリア (直径 725m, 面積約 413,000㎡)として設定する (第8.1-14 図)。	評価対象施設の相違 ・発電所の評価対象施設 の位置,面積が異なる ことによる竜巻影響 エリアの相違
	なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向に は依存性は生じない。	なお,竜巻影響エリアを円形とするため,竜巻の移動方向 には依存性は生じない。 【別添 1(3.(3)f.)】	なお, 竜巻影響エリアを円形とするため, 竜巻の移動方向には依 存性は生じない。	

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

大飯発電所3/4号炉

# f. ハザード曲線の設定

東京工芸大学委託成果によれば、Wen and Chuが竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がある値以上となる確率モデルの推定法を提案している。竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定した場合、竜巻の年発生数の確率分布は、(a)式に示すポリヤ分布の適合性が良いとされている。本ハザード曲線の算定においても、東京工芸大学委託成果にならって適合性の良いポリヤ分布により設定する。

$$P_{T}(N) = \frac{(\nu T)^{N}}{N!} (1 + \beta \nu T)^{-(N+1/\beta)} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k)_{-}$$
 (a)

ここで、Nは竜巻の年発生数、 $\nu$ は竜巻の年平均発生数、Tは年数である。 $\theta$ は分布パラメータであり、式(b)で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{\nu} - 1\right) \times \frac{1}{\nu}$$
(b)

ここで、σは竜巻の年発生数の標準偏差である。

Dを対象とする構造物が風速V<sub>0</sub>以上の竜巻風速に遭遇する 事象と定義し、竜巻影響評価の対象構造物が1つの竜巻に遭遇 し、その竜巻の風速がV<sub>0</sub> 以上となる確率をR(V<sub>0</sub>)とした時、T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がV<sub>0</sub>以上と なる確率は、以下の式(c)となる。

$$P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta \nu R(V_0)T]^{-1/\beta}$$
(c)

この $R(V_0)$ は、竜巻影響評価の対象地域の面積 $\epsilon A_0$  (つまり竜巻検討地域の面積=38,895km²)、1つの竜巻に遭遇し、竜巻風速が $V_0$ 以上となる面積 $\epsilon DA(V_0)$ とすると、式(d)で示される。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \tag{d}$$

ここで、E[DA(V<sub>0</sub>)]はDA(V<sub>0</sub>)の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして、 $DA(V_0)$ の期待値を算出し、式(d)により、 $R(V_0)$ を推定して、式(c)により、 $P_{VO,T}(D)$ を求める。風速をV、被害幅をw、被害長さを1、移動方向を $\alpha$ 及び構造物の寸法をA,Bとし、f(V,w,1)等の同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$ の期待値は式(e)で示される (Garson et al.  $^{(0)}$ )。

# f.ハザード曲線の設定

東京工芸大学委託成果によれば、Wen and Chuが竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がある値以上となる確率モデルの推定法を提案している。竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定した場合、竜巻の年発生数の確率分布は、(a)式に示すポリヤ分布の適合性が良いとされている。本ハザード曲線の算定においても、東京工芸大学委託成果にならって適合性の良いポリヤ分布により設定する。

泊発電所3号炉

$$P_T(N) = \frac{(\nu T)^N}{N!} (1 + \beta \nu T)^{-(N+1/\beta)} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k)$$
 (a)

ここで、N は竜巻の年発生数、 $\nu$  は竜巻の年平均発生数、T は年数である。 $\beta$  は分布パラメータであり、式(b) で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{\nu} - 1\right) \times \frac{1}{\nu}$$
(b)

ここで, σは竜巻の年発生数の標準偏差である。

D を対象とする構造物が風速  $V_0$ 以上の竜巻風速に遭遇する 事象と定義し、竜巻影響評価の対象構造物が 1 つの竜巻に遭 遇し、その竜巻の風速が  $V_0$ 以上となる確率を  $R(V_0)$ とした時、 T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速が  $V_0$ 以上 となる確率は、以下の式(c)となる。

$$P_{\nu, T}(D) = 1 - [1 + \beta \nu R(V_0)T]^{-1/\beta}$$
(c)

この  $R(V_0)$ は,竜巻影響評価の対象地域の面積を  $A_0$  (つまり竜巻検討地域の面積=38,895 $km^2$ ),1 つの竜巻に遭遇し,竜巻風速が  $V_0$ 以上となる面積を  $DA(V_0)$ とすると,式(d)で示される。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A}$$
(d

ここで、E[DA(V<sub>0</sub>)]はDA(V<sub>0</sub>)の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして、 $DA(V_0)$ の期待値を算出し、式(d)により、 $R(V_0)$ を推定して、式(c)により、 $P_{VO,T}(D)$ を求める。風速を V、被害幅を w、被害長さを 1、移動方向を  $\alpha$ 、及び構造物の寸法を A、B とし、f(V,w,1)等の同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$ の期待値は式(e)で示される(Garson et al.  $^{(4)}$ )。

## f.ハザード曲線の算定

T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速が V₀以上となる確率を求め、ハザード曲線を求める。

女川原子力発電所2号炉

前述のとおり、竜巻の年発生数の確率密度分布としてポリヤ分布 の適合性が高い。ポリヤ分布は式(1)<sup>®</sup>で示される。

$$P_T(N) = \frac{(\nu T)^{N}}{N!} (1 + \beta \nu T)^{-N-1/\beta} \prod_{i=1}^{N-1} (1 + \beta k)$$
 (1)

ここで.

N: 竜巻の年発生数

ν:竜巻の年平均発生数

T: 年数

βは分布パラメータであり式 (2) で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{\nu} - 1\right) \times \frac{1}{\nu} \tag{2}$$

ここで.

## σ: 竜巻の年発生数の標準偏差

竜巻影響評価の対象となる構造物が風速V。以上の竜巻に遭遇する事象をDと定義し、竜巻影響評価の対象構造物が1つの竜巻に遭遇し、その竜巻の風速がV。以上となる確率をR(V。)としたとき、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がV。以上となる確率は式(3)で示される。

$$P_{V_{-}}(D) = 1 - [1 + \beta v R(V_0) T]^{-1/6}$$
(3)

この  $R(V_0)$ は, 竜巻影響評価の対象地域の面積を  $A_0$  (つまり竜巻検討地域の面積約  $18,800 \, \mathrm{km}^2$ ), 1 つの竜巻の風速が  $V_0$  以上となる面積を  $DA(V_0)$  とすると式(4) で示される。

$$R(V_0) = \frac{B[DA(V_0)]}{4}$$
(4)

ここで、E[DA(V<sub>0</sub>)]は、DA(V<sub>0</sub>)の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして  $DA(V_0)$  の期待値を算出し、式(4) により  $R(V_0)$  を推定して、式(3)により  $Pv_{0,T}(D)$  を求める。風速を V、被害幅 w、被害長さ 1、移動方向  $\alpha$  及び構造物の寸法を A, B とし、f(V, w, 1) 等の同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$  の期待値は式(5)  $^{(0)}$  で示される。

得子: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	
$E[DA(V_0)] = \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) l f(V, w, l) dV dw dl$	
$+ \int_{0}^{2\pi\omega} \int_{V_0}^{\infty} H(\alpha) i f(V,l,\alpha) dV dl d\alpha$	
$+ \int_{0}^{2\pi\omega} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0)G(\alpha) f(V, w, \alpha) dV dw d\alpha$	<u>(e)</u>
$+AB\int\limits_{V_0}^{\infty}f(V)dV$	

ここで、式(e)の右辺第1項は、竜巻の被害幅と被害長さの 積、つまり被害面積を表しており、いわゆる点構造物に対す る被害、第2項及び第3項は、被害長さ・被害幅と構造物寸 法の積、つまり構造物の被害面積を表す。第4項は構造物面 積ABに依存する項を示す。

また、 $H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被客長さ及び被客幅方向に沿った面に竜巻影響評価対象構造物を投影した時の長さである。

e 項にて竜巻影響エリアを円形で設定しているため、H、G共に竜巻影響エリアの直径350mで一定(竜巻の移動方向に依存しない)となる。Sは第9.1.12図に示す竜巻影響エリアの面積(直径350mの円の面積:96,212m²)を表す。円の直径をLとした場合の計算式は式(f)で示される。

$$\begin{split} E[DA(V_0)] &= \prod_{i=0}^{n} \prod_{i=0}^{n} \widetilde{W}(V_0) i f(V, w, l) dV dw dl \\ &+ L \prod_{i=0}^{n} \prod_{k=0}^{n} [f(V, l) dV dl] + L \prod_{i=0}^{n} \widetilde{W}(V_0) f(V, w) dV dw + S \prod_{k=0}^{n} f(V) dV \end{split}$$

また、W(Va)は、竜巻の被害幅のうち風速がVa を超える部分の幅であり、式(g)で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布があることが考慮されている(Garson et al. (3)、Garson et al. (4))。

$$\begin{split} E\big[DA(V_0)\big] &= \int\limits_0^\infty \int\limits_0^\infty W(V_0) \, I \, f(V,w,l) \, dV \, dw \, dl \\ &+ \int\limits_0^{2\pi\alpha} \int\limits_{V_0}^\infty H(\alpha) \, I \, f(V,l,\alpha) \, dV dl \, d\alpha \\ &+ \int\limits_0^{2\pi\alpha} \int\limits_0^\infty W(V_0) \, G(\alpha) f(V,w,\alpha) \, dV dw \, d\alpha \end{split} \tag{e}$$

泊発電所3号炉

ここで、式(e)の右辺第1項は、竜巻の被害幅と被害長さの 積、つまり被害面積を表しており、いわゆる点構造物に対す る被害、第2項及び第3項は、被害長さ・被害幅と構造物の寸 法の積、つまり構造物の被害面積を示す。第4項は構造物面積 ABに依存する項を示す。

また、 $H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面に竜巻影響評価対象構造物を投影した時の長さである。

e項にて竜巻影響エリアを円形で設定しているため、H, Gともに竜巻影響エリアの直径425mで一定(竜巻の移動方向に依存しない)となる。Sは第9.1.8図に示す竜巻影響エリアの面積(直径425mの円の面積:約142,000㎡)を表す。円の直径をLとした場合の計算式は式(f)で示される。

$$\begin{split} E[DA(V_0)] &= \prod_{0=0}^{\infty} \prod_{V_0} W(V_0) I f(V, w, I) dV dw dI \\ &+ L \prod_{0=0}^{\infty} \prod_{V_0} I f(V, I) dV dI + L \prod_{0=0}^{\infty} W(V_0) f(V, w) dV dw + S \prod_{V_0}^{\infty} f(V) dV \end{split} \tag{f}$$

なお, 風速の積分範囲の上限値は, ハザード曲線の形状が 不自然にならない程度に大きな値として 120m/s に設定する。

また、 $W(V_0)$ は、竜巻の被害幅のうち風速が $V_0$ 以上となる部分の幅であり、式(g)で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布があることが考慮されている (Garson et al.  $^{(4)}$ , Garson et al.  $^{(5)}$ )。

$$\begin{split} E[DA(V_0)] &= \int\limits_0^\infty \int\limits_{V_0}^\infty W(V_0) f(V,w,l) dV dw dl \\ &+ \int\limits_0^{2\alpha} \int\limits_{V_0}^\infty H(\alpha) f(V,l,\alpha) dV dl d\alpha + \int\limits_0^{2\alpha} \int\limits_{V_0}^\infty W(V_0) G(\alpha) f(V,w,\alpha) dV dw d\alpha \\ &+ AB \int\limits_{V_0}^\infty f(V) dV \end{split} \tag{5}$$

女川原子力発電所2号炉

ここで、 $W(V_0)$ は竜巻風速が  $V_0$ 以上となる幅であり、式(6)(7)(8)で示される。

 $H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面にリスク評価対象構造物を投影した時の長さであり、式(7)で示される。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{\alpha i r}}{V_0}\right)^{2A.1} w \tag{6}$$

ここで,

V<sub>min</sub>:被害幅w内の最小竜巻風速 V<sub>o</sub>:被害が発生する最小風速

$$H[\alpha] = B |\sin \alpha| + A |\cos \alpha|$$
  
 $G[\alpha] = A |\sin \alpha| + A |\cos \alpha|$ 
(7)

本評価ではリスク評価対象構造物を円形構造物(竜巻影響エリア)で設定しているため、 $H(\alpha)$ 、 $G(\alpha)$ ともに竜巻影響エリアの直径 725mで一定(竜巻の移動方向に依存しない)となる。円の直径を $D_0$ とした場合の計算式は式(8)で示される。

$$\begin{split} E[DA(V_0)] &= \int_{0}^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w, t) dV dw dI \\ &+ D_0 \int_{0}^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} I f(V, t) dV dI + D_0 \int_{0}^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w) dV dw \\ &+ \left( D_0^2 \pi / 4 \right)_{V_0}^{\infty} f(V) dV \end{split} \tag{8}$$

また,風速の積分範囲の上限値はハザード曲線の形状が不自然 にならない程度に大きな値として 120m/s に設定する。

# 記載表現の相違

# 評価対象施設の相違

差異理由

・発電所の評価対象施設 の位置,面積が異なる ことによる竜巻影響 エリアの相違

# 記載方針の相違

・大飯も、補足説明資料 「<参考6>竜巻風速 の積分範囲(~ 120m/s)について」の とおり、積分範囲の上 限値に相違はなし

#### 記載表現の相違

記載表現は異なるが、評価条件に相違なし

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1/1.6	
$W(V_0) = \left(\frac{V_{\min}}{V_0}\right)^{1/1.6} w$	<u>(g)</u>

大飯発電所 3 / 4 号炉

ここで、係数の1.6について、既往の研究では例えば0.5や 1.0等の値も提案されている。ガイドにて参照しているGarson et al. 4では、観測値が不十分であるため1.6を用いることが 推奨されており、本検討でも1.6を用いる。また、大飯発電所 の竜巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布 に基づいて設計竜巻の特性値等を設定している。ランキン渦 モデルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、 地表から上空まで式(g)を適用できる。なお、式(g)において 係数を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。

また、Vminは、Gale intensity Velocityと呼ばれ、被害が発 生し始める風速に位置づけられる。米国気象局NVS (National Weather Service) では、34~47ノット (17.5~24.2m/s) と されている。なお、日本の気象庁が使用している風力階級で は、風力8 が疾強風 (gale: 17.2~20.7m/s)、風力9 は大強 風 (strong gale: 20.8~24.4m/s) と分類されており、風力 9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める。」とされてい

以上を参考に、Vmin=25m/sとする。なお、この値はFO(17~ 32m/s) のほぼ中央値に相当する。

海岸線から陸側及び海側それぞれ5km全域を対象に算定し たハザード曲線より、年超過確率10<sup>-5</sup>における竜巻風速V<sub>E2</sub>を 求めると、58m/sとなる。第9.1.13図に海岸線から陸側及び海 側それぞれ5km全域における竜巻最大風速のハザード曲線を 示す。

## g. 1km範囲ごとに細分化した評価

1km範囲ごとの評価は、1km 幅は変えずに順次ずらして移動 するケース (短冊ケース) を設定して評価する。評価の条件 た竜巻である通過竜巻も発生数としてカウントしている。被 害幅及び被害長さは、それぞれ1km範囲内の被害幅及び被害長 さを用いている。上記評価条件に基づいて、海岸線から陸側 及び海側それぞれ5km全域の評価と同様の方法で算定したハ ザード曲線より、年超過確率10°における竜巻風速V<sub>82</sub>を求め ると、海側0~1kmを対象とした場合の70m/sが最大となる。第 9.1.14図に1km範囲ごとに細分化した評価における竜巻最大 風速のハザード曲線を示す。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{\min}}{V_0}\right)^{11.6} w$$
 (g)

泊発電所3号炉

ここで、係数の1.6について、既往の研究で例えば0.5や1.0 等の値も提案されている。ガイドにて参照しているGarson et al. (5)では、観測値が不十分であるため1.6を用いることが推 奨されており、本検討でも1.6を用いる。また、泊発電所の竜 巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布に基 づいて設計竜巻の特性値等を設定している。ランキン渦モデ ルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、地表 から上空まで式(g)を適用できる。なお、式(g)において係数 を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。

また、Vminは、Gale intensity Velocityと呼ばれ、被害が 発生し始める風速に位置付けられる。米国気象局NWS (National Weather Service) では、34~47ノット (17.5~ 24.2m/s) とされている。なお、日本の気象庁が使用している 風力階級では、風力8が疾強風 (gale: 17.2~20.7m/s), 風 力9は大強風 (strong gale: 20.8~24.4m/s) と分類されてお り、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める。」と されている。

以上を参考に、Vmin=25m/sとする。なお、この値はFO(17~ 32m/s) のほぼ中央値に相当する。

海岸線から陸側及び海側それぞれ5km全域を対象に算定し たハザード曲線より、年超過確率10<sup>-5</sup>における竜巻風速V<sub>E2</sub>を 求めると、59m/sとなる。第9.1.9図に海岸線から陸側及び海 側それぞれ5km全域における竜巻最大風速のハザード曲線を 示す。

【別添1(3.(3)g.)】

## g. 1km範囲ごとに細分化した評価

1km範囲ごとの評価は、1km幅は変えずに順次ずらして移動 するケース (短冊ケース) を設定して評価する。評価の条件 た竜巻である通過竜巻も発生数としてカウントしている。ま た、Fスケール不明の上陸竜巻はF0としている。被害幅及び 被害長さは、それぞれ1km範囲内の被害幅及び被害長さを用 いている。上記評価条件に基づいて、海岸線から陸側及び海 側それぞれ5km全域の評価と同様の方法で算定したハザード 曲線より、年超過確率10<sup>-5</sup>における竜巻風速V<sub>E2</sub>を求める と、海側0~1kmを対象とした場合の65m/sが最大となる。第 9.1.10図に1km範囲ごとに細分化した評価における竜巻最大 風速のハザード曲線を示す。

【別添1(3.(3)h.)】

Vmin は、竜巻被害が発生する最小風速であり、Garson は gale intensity velocity と呼んでいる (Gale とは非常に強い風の意)。 米国の気象局 (National Weather Service) では、34~47 ノット (17.5~24.2m/s) とされている。日本の気象庁では、気象通報に も用いられている風力階級において、風力8が疾強風(gale, 17.2) ~20.7m/s), 風力9は大強風 (strong gale, 20.8~24.4m/s) と分 類されており、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始め る」とされている。

女川原子力発電所2号炉

以上より、これらの風速を包括するよう、Vmin=25m/sとした。 この値は、FO (17~32m/s) のほぼ中央値に相当する。海岸線か ら陸側及び海側それぞれ5km 範囲を対象に算定したハザード曲 線より、年超過確率 10<sup>-5</sup> における風速を求めると、77.6m/s とな | 評価結果の相違 る (第8.1-15図)。

## g. 1km 範囲に細分化した評価

1km 範囲ごとに細分化した評価は、1km幅は変えずに順次ず らして移動するケース(短冊ケース)を設定して評価する。評価 の条件として、被害幅及び被害長さは、それぞれ1km 範囲内の被 害幅及び被害長さを用いている。上記評価条件に基づいて、海岸 線から陸側及び海側それぞれ 5 km 範囲の評価と同様の方法でハ ザード曲線を算定する。

これら算定したハザード曲線より、年超過確率10%における風 速を求めると、陸側0km~1kmを対象とした場合の86.7m/s が最 | 評価結果の相違 大となる (第8.1-16図)。

・ 「 音巻影響エリア而稿 の相違」によるハザー ド結果の相違

差異理由

#### 評価条件の相違

海上で発生した後、陸 上に上陸してFスケー ルが不明と判断され た上陸竜巻は、陸上で 顕著な被害が見られ なかったことから、陸 上のF不明音巻と同様 にFO としている

・「竜巻影響エリア面積 の相違」および「Fス ケール不明上陸竜巻 の扱いの相違」による ハザード結果の相違

条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	No. 1900 Allendra - Inc. Lond	林子: 記載表現、設備名称の相違(	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
h. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V <sub>B2</sub> ) 海側及び陸側それぞれ5km 全域の評価と、1km範囲ごとの評価を比較して、竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速V <sub>B2</sub> は、ガイドを参考に年超過確率10 <sup>-5</sup> に相当する風速とし、70m/sとする。第9.1.15図に海岸線から陸側及び海側それぞれ5km全域における竜巻最大風速のハザード曲線と1km範囲ごとに細分化した評価における竜巻最大風速のハザード曲線のうち、最も風速が大きくなる海側0-1kmのハザード曲線を示す。	h. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V <sub>B2</sub> ) 海側及び陸側それぞれ5km全域の評価と、1km範囲ごとの評価を比較して、竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速V <sub>B2</sub> は、ガイドを参考に年超過確率10 <sup>-5</sup> に相当する風速とし、65m/sとする。第9.1.11図に海岸線から陸側及び海側それぞれ5km全域における竜巻最大風速のハザード曲線と1km範囲ごとに細分化した評価における竜巻最大風速のハザード曲線のうち、最も風速が大きくなる海側0~1kmのハザード曲線を示す。	h. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V <sub>B2</sub> ) 海岸線から陸側及び海側それぞれ5km 全域(竜巻検討地域)の 評価と1km 範囲ごとに細分化した評価を比較して、竜巻最大風速 のハザード曲線により設定する最大風速 V <sub>E2</sub> は,ガイドを参考に年 超過確率 10 <sup>-5</sup> に相当する風速とし,86.7m/sとする(第8.1-17図)。	評価結果の相違 ・V∞の評価結果の相
基準竜巻の最大風速(V <sub>B</sub> ) 過去に発生した竜巻による最大風速V <sub>B1</sub> =92m/s及び竜巻最大 風速のハザード曲線による最大風速V <sub>B2</sub> =70m/sより、大飯発電所 における基準竜巻の最大風速V <sub>B</sub> は92m/sとする。	【別添 1 (3. (3) i.)】  (3) 基準竜巻の最大風速 過去に発生した竜巻による最大風速V <sub>B1</sub> =92m/s及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速V <sub>B2</sub> =65m/sより,泊発電所における基準竜巻の最大風速V <sub>B</sub> は92m/sとする。 【別添 1 (3. (3) j.)】	(3) 基準竜巻の最大風速 (V <sub>B</sub> ) 過去に発生した竜巻による最大風速 V <sub>B1</sub> =92m/s 及び竜巻最大風速 のハザード曲線による最大風速 V <sub>B2</sub> =86.7m/s より,発電所における 基準竜巻の最大風速 V <sub>B</sub> は92m/s とする。	評価結果の相違 ・V∞の評価結果の相
	【別称 1 (3. (3) j. ) 】		

際、竜巻旋回流の強さは粗度の影響を受けて減衰するため、大

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 経字・記載表現 設備名称の相違(実質的な相違な)

なるため

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		緑字:記載表現、設備名称の相違(	(実質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
9.1.3 設計竜巻の最大風速の設定 発電所が立地する地域の特性として、周辺の地形や竜巻の移動 方向を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計 竜巻の最大風速を設定する。	9.1.3 設計竜巻の最大風速の設定 発電所が立地する地形の特性として,周辺の地形や竜巻の移動 方向を考慮して,基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し,設計 竜巻の最大風速を設定する。 【別添 1(3,(4))】	8.1.3 設計竜巻の最大風速(VD)の設定 発電所が立地する地域の特性として、周辺の地形や竜巻の移動方 向を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計竜巻 の最大風速を設定する。	
		8.1.3.1 地形効果による竜巻風速への影響 地形効果が竜巻強度に及ぼす影響に関する知見として,(1)地形起 伏による影響,(2)地表面粗度による影響,について既往の研究にお いて示されており,その知見を踏まえ,発電所周辺の地形効果によ る竜巻の増幅可能性について検討する。  (1) 地形起伏による影響 竜巻のような回転する流れでは,角運動量保存則により「回転の 中心からの距離」及び「周方向の回転速度」の積が一定になるとい う性質がある。そのため,竜巻の渦が上り斜面を移動する時,基本	
		り性質がある。そのため、電客の個が上り時間を移動する時、基本的に渦は弱まり、下り斜面を移動する時には強まる。  (2) 地表面租度による影響 風は地表面の細かな凸凹が与える摩擦抵抗の影響を受けやすく、 風速は、地表面において 0 となり上空に向かうにつれて増加する。 地表面租度は竜巻の旋回流を減衰させる効果を有し、地表面租度の 構成物が飛来物として運動することで風速が減衰することも示唆されている。	
(1) 大飯発電所周辺の地形 大飯発電所の立地する地形は、三方を山に囲まれ北東が開かれた狭隘な地形である。 竜巻の渦は地表面粗度の影響を受けやすい。力学的な知見か	(1) 泊発電所周辺の地形 泊発電所敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地前面(北西 ~南西方向)は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く 標高 40m から 130m の丘陵地である。泊発電所周辺の地形図を第 9.1.12 図に示す。 竜巻の渦は地表面粗度の影響を受けやすい。力学的な知見からは、	8.1.3.2 発電所周辺の地形 発電所周辺の地形を第8.1-18 図,発電所周辺の地表面粗度を第 8.1-19 図,発電所周辺の標高及び防潮堤高さを第8.1-20 図に示 す。発電所が立地する敷地は、北東が太平洋に面し、三方を山及び 森林に囲まれた狭隘な地形である。	・発電所の敷地形状が異
らは、風洞を用いた竜巻状流れ場の可視化実験(松井・田村 (5) 等において、旋回流のパラメータの一つであるスワール比(上昇流の運動量に対する角運動量の比)に応じて、地表面粗度が旋回流速度の低下に影響を与えることが分かっている。最近の知見として、ラージ・エディー・シミュレーション(以下「LES」という。)による非定常乱流解析(Lewellen. D. C., and Lewellen. W. S. (6) で得られたスワール比に依存した竜巻の渦構造に関する知見が妥当であることが実際の竜巻近くで行った観測結果から示唆されている(Karstens et al. (7))。 LES を用いた非定常乱流場の数値解析結果では、スワール比が下がるのと同様の効果として、地表面粗度が旋回流の接線風速を弱める効果を有することが示唆されている(Natarajan and	風洞を用いた竜巻状流れ場の可視化実験(松井・田村(6))等において、旋回流のパラメータの一つであるスワール比(上昇流の運動量に対する角運動量の比)に応じて、地表面粗度が旋回流速度の低下に影響を与えることが分かっている。最近の知見として、ラージ・エディー・シミュレーション(LES)による非定常乱流解析(Lewellen, D. C., and Lewellen W. S.(7))で得られたスワール比に依存した竜巻の渦構造に関する知見が妥当であることが実際の竜巻近くで行った観測結果から示唆されている(Karstens et al. (8))。LESを用いた非定常乱流場の数値解析結果では、スワール比が下がるのと同様の効果として、地表面粗度が旋回流の接線風速を弱める効果を有することが示唆されている(Natarajan and Hangan (9))。		記載表現の相違
Hangan <sup>(8)</sup> )。 したがって、地表面粗度が大きい陸上部・山岳部を通過する	したがって,地表面粗度が大きい丘陵地を通過する際,竜巻旋回		記載表現の相違 ・発電所の敷地形状が異

流の強さは粗度の影響を受けて減衰するため、泊発電所の立地する

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		緑字:記載表現、設備名称の相違(	(実質的な相違なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
飯発電所の立地する地形では、竜巻が発生したとしても竜巻が増幅することを考慮する必要はないと考えられる。 一方、斜面における竜巻の増幅については、下り斜面で増幅するという知見と、上り斜面で増幅するという知見の両方が存在しており、現時点で、地形効果による竜巻増幅を十分に評価できるだけの信頼性を有する知見は存在しない。大飯発電所の場合、敷地の南西側に山が存在することから、敷地南西側の山から発電所に進入する場合には、Forbes <sup>(9)</sup> やLewellen <sup>(10)</sup> が増幅するとしている下り斜面に該当する。 そこで、敷地南西側の山から竜巻が発電所に進入することについては、地表面租度が大きい山間部を越えてくることは考えにくいものの、下り斜面で増幅する可能性があることから、竜巻の移動方向について分析を行う。	地形では、竜巻が発生したとしても竜巻が増幅することを考慮する 必要はないと考えられる。 一方、斜面における竜巻の増幅については、下り斜面で増幅する という知見と、上り斜面で増幅するという知見の両方が存在しており、現時点で、地形効果による竜巻の増幅を十分に評価できるだけの信頼性を有する知見は存在しない。泊発電所の場合、背後に急峻な傾斜地をもつ地形に立地しており、山側から進入する竜巻については、Forbes (10) や Lewellen (11) が増幅するとしている下り斜面に該当する。 そこで、敷地東側の山側から竜巻が泊発電所に進入することについては、地表面粗度が大きい丘陵地を越えてくることになるので考		記載表現の相違 ・発電所の敷地形状が異 なるため
(2) 大飯発電所周辺で過去に発生した竜巻の移動方向 大飯発電所の近傍エリアとして、鳥取県から石川県での竜巻 の移動方向を調査した結果を第9.1.16図と第9.1.17図に示す。 35個の発生竜巻の内、竜巻の移動方向が海上から陸側へ向かう 方向(北方向以外)が32個で91%を占めている。以上より、大 飯発電所付近の竜巻は、海上から陸側へ向かう方向が卓越して いる。 竜巻の移動方向の分析結果から、大飯発電所への竜巻の進入 ルートは、地形が平坦な海側からとなる可能性が高い。	方向の傾向を整理した。 観測されている発生竜巻の実績は全 206 個であり、そのうち 143 個の竜巻について移動方向が判明しており、これらを整理した結果 を第 9. 1. 13 図に示す。 その結果、東側方向に向けて移動する竜巻が大半を占めており、	の移動方向を確認した結果 (第8.1-21 図), 多くが海側から陸側の	設計方針の相違 ・調査エリアとする範囲 が異なるが、泊では敷 地周辺のデータ数が 少ないことから信頼 性の観点で、より広い 範囲でのデータにて 傾向を確認している

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		禄子:記載表現、設備名称の相違(	夫負的な相選なし)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
(3) 設計竜巻の最大風速	(3) 設計竜巻の最大風速	8.1.3.5 設計竜巻の最大風速 (VD)	
大飯発電所では、海上で発生した竜巻が発電所敷地に進入す	<b>泊発電所では竜巻</b> は地形が平坦な海側から <b>発電所敷地に進入</b> して	発電所では,地形効果による竜巻の増幅を考慮する必要はないと	記載表現の相違
<b>る可能性が高く、</b> 知見にある下り斜面における増幅について	くる <b>可能性が高く,</b> 発電所を含む敷地も平坦なため,地形効果によ	考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、	・発電所の敷地形状が異
は、海上で発生した竜巻は上り勾配と下り勾配で相殺されるた	る竜巻風速の増幅を考慮する必要はないと考えられることから, <b>基</b>	設計竜巻の最大風速 VD は,基準竜巻の最大風速 92m/s を安全側	なるため
め、地形効果による竜巻の増幅を考慮する必要はないと考えら	準竜巻の最大風速に対する割り増しは行わず、設計竜巻の最大風速	に切り上げた 100m/s とする。	- 100.00
れる。	V₀は 92m/s とする。		
したがって、基準竜巻の最大風速に対する割り増しは行わ			
ず、設計竜巻の最大風速VD は92m/sとする。			
なお、今後も継続的に新たな知見等の収集に取組み、必要な	なお,今後も継続的に新たな知見等の収集に取組み,必要な事項		
事項については適切に反映を行う。	については適切に反映を行う。		
	【別添 1 (3. (4) d. )】		
		8.1.4 設計竜巻の特性値	
		竜巻風速場として Fujita Workbook (10) の竜巻工学モデルを用いた	
		飛来物評価手法(以下「フジタモデル」という。)で用いる設計竜巻	
		の特性値は、第8.1-6表のとおり設定する。	
		なお、最大気圧低下量と最大気圧低下率は、数値解析によって計	
		算する。	
		(1) 引引 本米の砂锅 本庫 (11)	
		<ul><li>(1) 設計竜巻の移動速度 (V<sub>T</sub>)</li><li>*********************************</li></ul>	
		設計竜巻の移動速度 (V <sub>T</sub> ) は, ガイドに基づき, 「竜巻による原子 力施設への影響に関する調査研究」 <sup>(5)</sup> による風速場モデルに依存し	
		ない日本の竜巻の観測記録に基づいた竜巻移動速度(平均値)と最 大風速との関係を参照して設定されている以下の算定式を用いて,	
		Property of the Control of the Contr	
		V <sub>D</sub> から V <sub>T</sub> を算定する。 V <sub>T</sub> =0.15・V <sub>D</sub>	
		ν <sub>1</sub> —0. 15 · ν <sub>0</sub>	
		(2) 設計竜巻の最大接線風速 (V <sub>Rm</sub> )	
		設計竜巻の最大接線風速(Vgn)は、ガイドに基づき、米国 NRC の	
		基準類 <sup>®)</sup> を参考に設定されている風速場モデルに依存しない以下の	
		式を用いて算定する。	
		$V_{Rm} = V_D - V_T$	
		VKm — VD V1	
		(3) 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (Rm)	
		設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (Rm) は、ガイド	
		に基づき、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」(5)に	
		よる日本の竜巻の観測記録を基に提案された風速場モデルに準拠し	
		て以下の値を用いる。	
		Rm=30 (m)	
		(4) 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔPmax)・最大気圧低下率 ((dp/dt)	
		max)	
		フジタモデルにおける設計竜巻の最大気圧低下量・最大気圧低下	
		率については、速度分布が既知である場合、流れの連続式と運動量	
		保存式から導出される以下の圧力ポアソン方程式を解くことによ	
		り、圧力を求めることができる。	

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		$\frac{1}{\rho} \left( \frac{\partial^{2} \mathbf{p}}{\partial \mathbf{x}_{1}^{2}} + \frac{\partial^{2} \mathbf{p}}{\partial \mathbf{x}_{2}^{2}} + \frac{\partial^{2} \mathbf{p}}{\partial \mathbf{x}_{3}^{2}} \right) = -\sum_{i=1}^{3} \sum_{i=1}^{3} \frac{\partial}{\partial \mathbf{x}_{i}} \left( \mathbf{U}_{i} \frac{\partial \mathbf{U}_{i}}{\partial \mathbf{x}_{i}} - \mathbf{v} \frac{\partial^{2} \mathbf{U}_{i}}{\partial \mathbf{x}_{i} \partial \mathbf{x}_{i}} \right)$	
		(5) 流入層高さ (Hi)  Hi は飛散評価に影響を与えることから,適切な流入層高さにて評価する必要がある。そのため,設定にあたっては Fujita の Workbook <sup>(10)</sup> の提案式だけではなく,最新の研究成果や文献等 ( <sup>11)</sup> ( <sup>12)</sup> (について幅広く確認し,飛散評価結果が厳しくなるように,感度解析における流入層高さの上限を考慮し,Hi=17.5m と設定した。 フジタモデルでは物体を竜巻中心方向に引き込む流れとして,第8.1-22 図に示すようなモデル化をしている。	
9.2 参考文献	9.2 参考文献	8.2 参考文献 (1) 関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告 (1959) (2) 気象庁 竜巻等の突風データベース (3) 井上博登, 福西史郎, 鈴木哲夫, 2013:原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説, 独立行政法人原子力安全基盤機構, JNES-RE-2013-9009 (4) IAEA Safety Standards, Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations,	
(1) 東京工芸大学 (2011): 平成21~ 22 年度原子力安全基盤調査研究 (平成22年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究、独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究報告書	(1) 東京工芸大学 (2011) : 平成21~22年度原子力安全基盤調査研究 (平成22年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究,独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究報告書 (2) 気象庁 竜巻等の突風データベース	Specific Safety Guide No. SSG-18, 2011 (5) 東京工芸大学 (2011): 平成 21~22 年度原子力安全基盤調査研究 (平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究, 独立行政法人原子力安全基盤機構	記載方針の相違
(2) Wen. Y. K and Chu. S. L. (1973): Tornado Risks and Design Wind Speed. Journal of the Structural Division, ASCE, Vol. 99, No. ST12, pp. 2409-2421.	(3) Wen. Y. K and Chu. S. L. (1973): Tornado Risks and Design Wind Speed. Journal of the Structural Division, ASCE, Vol. 99, No. ST12, pp. 2409-2421.	(6) Wen. Y. K and Chu. S. L. (1973): Tornado Risks and Design Wind Speed, Journal of the Structural Division, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Vol. 99, No. ST12, pp. 2409-2421	・大飯も本文にて,文献 (2)気象庁竜巻等の突 風データベースを参 照していることから
(3) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C.A. (1975): Tornado DesignWinds Based on Risk. Journal of the Structural Division, ASCE, Vol. 101, No. ST9, pp. 1883-1897.	(4) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C.A. (1975): Tornado Design Winds Based on Risk. Journal of the Structural Division, ASCE, Vol. 101, No. ST9, pp. 1883-1897.	(7) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C.A. (1975): Tornado Risk Evaluation Using Wind Speed Profiles, Journal of the Structural. Division, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Vol. 101, No. ST5, pp. 1167-1171	相違なし
(4) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C.A. (1975): Tornado Risk Evaluation using Wind Speed Profiles. Journal of the Structural Division, ASCE, Vol.101, No. ST5, pp. 1167-1171.	(5) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C.A. (1975): Tornado Risk Evaluation using Wind Speed Profiles. Journal of the Structural Division, ASCE, Vol.101, No. ST5, pp.1167-1171.	(8) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C.A. (1975): Tornado Design Winds Based on Risk, Journal of the Structural Division, Proceedings of the American Society of Civil Engineers, Vol. 101, No. ST9, pp. 1883-1897	
(5) 松井正宏、田村幸雄(2005): 竜巻状流れ場の可視化実験および 流速計測によるスワール比, 粗度の影響、東京工芸大学工学部紀 要、28、pp. 113-119.	<ul><li>(6) 松井正宏,田村幸雄(2005):竜巻状流れ場の可視化実験および 流速計測によるスワール比,粗度の影響,東京工芸大学工学部紀 要,28,pp.113-119.</li></ul>		
(6) Lewellen. D. C., and Lewellen. W. S. (2007): Near-surface intensification of tornado vortices. J. Atmos. Sci., 64, 2176-2194.	(7) Lewellen. D. C., and Lewellen W. S. (2007): Near-surface intensification of tornado vortices. J. Atmos. Sci., 64, 2176-2194.		
(7) Karstens. C. D., Samaras. T. M., Lee. B. D., Gallus Jr. W.	(8) Karstens. C. D., Samaras T. M., Lee B. D., Gallus Jr W.		

第0余 外部からの側撃による損傷の防止(电管) 土低な標式2/4号に	治惑電託 2.早后	ナ川原スカ政争式の見信	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
A., and Finley. C. A. (2010): Near-ground pressure and wind	A., and Finley C. A. (2010): Near-ground pressure and wind		
measurements in tornadoes. Mon. Wea. Rev., 138, 2570-2588.  (8) Natarajan. D., and Hangan. H. (2012): Large eddy	measurements in tornadoes. Mon. Wea. Rev., 138, 2570-2588.  (9) Natarajan. D., and Hangan H. (2012): Large eddy simulations		
simulations of translation and surface roughness effects on			
	of translation and surface roughness effects on tornado-		
tornado-like vortices, journal of wind engineering and	like vortices, journal of wind engineering and industrial		
industrial aerodynamics, 104-106, pp. 577-584.	aerodynamics, 104-106, pp. 577-584.		
(9) Forbes. G. S. (1998): Topographic Influences on Tornadoes in Pennsylvania, 19th Conference on Severe Local Storms,	(10) Forbes. G. S. (1998) : Topographic Influences on Tornadoes in Pennsylvania, 19th Conference on Severe Local		
American Meteorological Society, Minneapolis, MN, pp. 269-	Storms, American Meteorological Society, Minneapolis, MN,		
272.	pp. 269–272.		
(10) Lewellen. D. C. (2012): Effects of Topography on Tornado Dynamics: A Simulation Study, 26th Conference on Severe	(11) Lewellen. D. C. (2012): Effects of Topography on Tornado Dynamics: A Simulation Study, 26th Conference on Severe		
Local Storms, American Meteorological Society, Nashville,	Local Storms, American Meteorological Society, Nashville,		
TN, 4B. 1.	TN, 4B.1.		
IN, 4D. 1.	114, 40.1.		
		(9) U.S. Nuclear Regulatory Commission, Regulatory Guide 1.76:	
		Design- Basis Tornado and Tornado Missiles for Nuclear Power	
		Plants, Revision 1, March 2007.	
		(10) Fujita, T. T., "Workbook of tornadoes and high winds for	
		engineering applications" (1978), U. Chicago.	
		(11) Y. Eguchi, S. Sugimoto, H. Hattori and H. Hirakuchi, "Tornado	
		Pressure Retrieval from Fujita's Engineering Model, DBT-	
		77", Proceedings of the 6th International Conference on	
		Vortex Flows and Vortex Models (ICVFM Nagoya2014),	
		November17-20, 2014, Nagoya, Japan.	
		(12)江口 譲,服部康男,流速場情報に基づく圧力場計算法の提案,第	
		72 回ターボ機械協会 大分講演会 (2014. 10. 3)	
		(13) Karen A. Kosiba and Joshua Wurman: The Three-Dimensional	
		Structure and Evolution of a Tornado Boundary Layer. Weather	
		and Forecasting, 28, 1552-1561, 2013.	
		and rorecasting, 20, 1002 1001, 2010.	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		第 8.1-1 表 総親場の分類と特徴 総裁場 気象庁 DB の分類 特徴	
		大気上部に寒気が成入することで大気 が不安定になり竜参の模葉を形成する 寒気の移送 寒気の移送 寒気の多送 寒気の多送 寒気の多送 を 変の変なる発達を使すため、F3竜巻 も見られる。	
		新春佐気圧(台風以外), 海岸 参気と彼がが使し傾圧不安定による組 低気圧, 日本海底気圧、二つ 縁めな変を形成する環境場。前からの 延気圧 来ノナ海底気圧、一下 陽の硬度がある場合。横貫の皮 ポーンク海低気圧、その他 低気圧)	
		大気上層への寒気の移派と、それにと もなり風密的な前線の形成により観客 を形成する環境場。前からの平穏の吸 超減ぶから待合、視覚の更なら発症を 似すため、F3を着も見られる。	
		この他前機、関係前線、停用制 第合前線以外の前線により装置を形成 機、指前前線、前線前、不安 十つ環境場。 財産成が主要因となる場 定線、その他(前線)	
		局地性委乱、国用(禁育)、富 地域的な大省情報により規葉を形成す (熱言を除く)、地形効果、 る療技術、 視質の形成に地形的な影響 助地性指水 も受けることも多い。	
		大気下解に帰復液が洗入することで電 型の観覚を形成する環境施、上筋の準 気の移成にある場合。 観雲の更なる発 達を収す、 通常を行っ	
		台風により電巻の概葉を形成する環境 場。 台風中心の北東方向では、南東からの 強い販係制度があるため、非常に高発 な横直震が発生しやすいため、F3電 参も多くみられる。	
		移動性高気圧、中線度高気 圧、太平部蒸気圧、大端高気 上配に当てはまらない環境場。気圧配 モ、オニーンタ海高気圧、毎 最の変わり目が多いが、全体の製設は ・ 本高、大瀬霧異常、その他 ・ なった。	
		第 8.1-2 表 総観場ごとの竜巻発生分布の傾向 総戦場 傾向	
		<ul> <li>大平洋側で多く発生しており日本紫偏では確認されているい、機械的には、開東以西の太平洋側ではF3を含む機構の大きな竜竜が発生しているが、東北地方太平洋側ではF1が1件発生しているのみである。</li> <li>関東地方、中部地方の太平洋側及び九州地方の太平洋側では発生が集中しており、これらの地域は太平洋側の竜竜集中地域に整理されている。</li> <li>台級は北上(低線度から中高線に移動)するに従い減衰するため、東北地方や北海面など、北部での発生数は少なく、規模も小さくなると考えられる。本州に接近・上陸する台級の減衰は、地長距降機の増大による風速の減衰には、海末線が低下するとか。含成2時待、発</li></ul>	
		達に必要な締から供給される水敷気量が減少し減減する。 日本海側での発生数は少なく、主に太平洋側の関東以西で発生している。 板切には、関東以西の太平洋側ではF3を含む規模の大きな電管が多く発生しているが、東北地方太平洋側ではF3を指揮の大きな電管が多く発生しているが、東北地方太平洋側ではF1が1件発生しているのみである。 本半洋側では、暖間流が大気下層に抱入することが多いため、関東以西で発生数が多くなる。特に関東平野では太平洋側から成入する暖気が適られずに内陸微くまで流入するため、内陸版でも発生が集中している。	
		<ul> <li>北海道を含む日末海側で多く発生しているが、東北地方太平洋側での発生実績はない。</li> <li>形成 日本海側は北からの準気が山岳等に造られずに直接流入するため、発生数が多いと考えられる。</li> <li>主に太平洋側の間東以間で多く発生している。</li> <li>大半洋側では、大気下層に流入する前からの吸気の移痕と上層の準</li> </ul>	
		気が視雲の更なる発達を使すため、関東以西の太平洋側で発生極度 が高くなる。 - 日本海側の沿岸部及び関東以西の太平洋側で多く発生している。 - 太平洋側では、大気下層に流入する市からの観気の移成による影響も 青みするため、太平洋側で強い電節の基本数が多くなる。	
		- 日本海側での発生数は少なく、主に太平岸側の関東以西で多く発生しており、関東平野で発生が集中している。 市線 - 太平洋側では、大気下端に渡入する前からの観気の移流による影響も 密タするため、関東の平野郎では発生数が多くなる。 同地性 - 地形的な影響によるものであり、全国で発生している。	
		その他 ・全国的に発生数は少なく、地域並はみられない。	

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
			記載方針の相違
	第9.1.1表 地域区分毎の総観場の集計		・大飯は第 9.1-2 図~第
	別成以中   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		9.1.5 図にて、総観場
	生		ごとの竜巻発生地点
	主義選集子計劃 6 0 2 0 13 2 0 0 1 13 2 0 0 1 13 2 0 0 1 0 1 0 1 1 7 4 46 万 単分子基準 0 0 14 0 20 2 0 4 2 20 0 5 0 0 1 0 1 1 7 4 46 万		の分布を示している
	東京大学   2   0   1   4   2   1   1   2   2   2   2   2   2   2		が, 泊は竜巻検討地域
	東本地方   27 4 11 9 3 3 0 1 7 70 2 11 1 3 0 0 1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1		の検討において「竜巻
	選出主義則 1 0 1 0 1 5 1 0 0 0 1 1 3 0 0 0 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1		総観場の発生数に関
	議権的 1 0 0 0 1 1 0 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0		する相関係数を用い
	ARRENT 4 1 0 0 4 1 11 1 4 12 0 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		た類似性の抽出」を実
	(注)総観場の分類は、気象庁(出典:気象庁HP 竜巻等の突属データベース (2013年9月)) に		施しているため、地域
	従った。		
	全地域の出現が10個未満の総観場は集計から除外し、35種類の総観場の中から21種類を対		区分毎の総観場の集
	象とした。 【別繇1(3, (2)a, (a))】		計を表に纏めている
	[#jqs1\0, \2/d, \d//]		THE PARTY OF THE P
	Atto a code all Marship I and the laboratory and a second		評価方法の相違
	第9.1.2表 北海道日本海側と他地域区分間の相関係数一覧		・竜巻検討地域の検討方
	北海道日本海側との相関 地域区分 有意水準196		法の相違
	地域区分 相関係数 有意水準1% 相関の有〇、無×		(泊は、泊発電所が立
	北海道日本海側 1.00 -		地する地域区分と他
	北海道オホーツク海側 0.04 ×		地域区分間の相関係
	北海道太平洋側 0.73 O		数の確認を実施)
	東北日本海側 0.75 O 東北太平洋側 0.54 ×		C-27/C-1-27/C600-9
	関東甲信地方 0.47 ×		
	北陸地方 0.90 〇		
	東海地方 0.07 ×		
	<u>近畿日本海側 0.70 ○</u> 近畿太平洋側 0.20 ×		
	山陰地方 0.81		
	山陽地方 -0.17 ×		
	四国地方 0.10 ×		
	九州北部地方 0.22 ×		
	九州南部地方     -0.10     ×       沖縄地方     0.32     ×		
	【別添1(3. (2)a. (a))】		
	[mimil (5. (2/a. (a))]		
I .			I

- 40

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)		林子, 心喉衣死、 欧洲石桥 少怕 建	
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
第 9.1.1 表 福井県、京都府及び兵庫県の竜巻の観測件数			立地地域の相違
(1961年~2012年6月)			・大飯は竜巻集中地域
観測場所   F0   F1   F2   不明			に該当しないため、
福井県 1 2 0 10			別途,大飯発電所が
京都府 1 0 0 4			立地する地域の類似
兵庫県 0 0 5			地域を選定し、「地形
7,471			条件の類似性」の検
			討を実施
	第9.1.3表 襟裳岬から東側の海岸線等における竜巻発生数		
	・襟裳岬から知床半島までの海岸線における竜巻の発生実績		評価方法の相違
	番号 発生日時 発生場所 藤田スケール		・泊では、相関が認めら
	1 1969/10/11 09:25 北海道根室支庁(海上) 不明		れた地域区分のうち,
	・竜飛岬までの陸奥湾西側海岸線における竜巻の発生実績		竜巻発生数の少ない
	番号 発生日時 発生場所 藤田スケール		地域を保守的に除い
	1 1966/10/05 16:02 青森県 青森市 —		ており, その地域区分
	※詳細な発生場所データがないことから、海岸 10km 範囲での発生かどうか不明		の竜巻発生実績を纏
	(出典: 気象庁 IP 竜巻等の突風データベース (2013 年 9 月)) 【別添 1 (3. (2) a. (b))】		めている
	[为9錄 1 (3. (2) a. (b) )]		
			11000 - 2110 Da - 1 - 2200
	第9.1.4表 竜巻集中地域及び竜巻検討地域候補地の竜巻発生頻度の比較		立地地域の相違
	対象面積(km²) 竜巻発生個数(個) 発生頻度(個/km²/年)		・泊は竜巻集中地域に立
	(観測期間 51.5年)		地しているため, 集中
	竜巻集中地域 3.850 19 9.6×10 <sup>-5</sup>		地域における竜巻発
	竜卷検討地域候補地 38,895 206 1.1×10 <sup>-4</sup>		生頻度の確認を実施
	【別添 1(3. (2)b.)】		
		1	l

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉

	第 9 1 2 表	F3 の 音巻 発	生リスト (	1961年~2012年6	月)
--	-----------	-----------	--------	--------------	----

発生日時	発生揚所緯度	発生揚所経度	発生揚所
1971年07月07日 07時50分	35度 52分 45秒	139度 40分 13秒	埼玉県 浦和市
1990年12月11日 19時13分	85度25分27秒	140度17分19秒	千葉県 茂原市
1999年09月24日 11時07分	34度42分4秒	137度23分5秒	愛知県 豊橋市
2006年11月07日 13時23分	43度58分39秒	143度 42分 12秒	北海道網走支庁 佐呂間町
2012年05月06日 12時35分	36度6分38秒	139度 56分 44秒	茨城県 常絲市

## 第 9.1.3 表 竜巻発生数の分析結果

电密検对电域	発生教	小計	- 1	<b>竜巻スケ</b> ・	- N.	- 3	不	81	総数			
(沿岸±5km)	の統計	の統計	の統計	の統計	45.85	F0	F1	F2	F3	陸上	商上	含む不明
	期間内総数	90.	80	47	13	0	8	118	206			
1961~ 2012/6	平均被 (年)	1.748	0.588	0.913	0.252	0	0.058	2.194	4.000			
(61.5年間)	標準偏差 (年)	2.526	2.003	1.020	0.522	0	0.209	5.862	7.687			
	期間內総數	60	20	27	3	0	3	112	175			
1991~ 2012/6	平均値 (年)	2.791	1.395	1.256	0.140	0	0.140	6.209	8.140			
(21.5年間)	標準偏差 (年)	3,467	2.956	1.124	0.856	0	0.478	8.294	10.688			
	期間內総数	32	26	6	0	0	0	98	125			
2007~ 2012/6	平均值(年)	5.818	4.727	1.091	0.000	0	0.	16.909	22.727			
(6.6年間)	標準偏差 (年)	6.087	4.814	1.887	0.000	0	0	10.661	14,700			
	期間内総数	322	244	65	13	0	0	871	1193			
疑 似 51.5 年 間	平均 値 (年)	6.236	4.727	1.256	0.252	0	0	16.909	23.145			
(陸上竜巻)	標準偏差 (年)	4.970	4.814	1.124	0.522	0	0	10,661	11.762			
	期間内卻數	1195	905	241	49	0	0	0	1195			
羅 似 51.5 年間	平均值(年)	28.102	17.514	4.658	0.935	0	0	0	28,102			
(全電卷)	標準偏差 (年)	9.567	9.265	2.163	1.004	0	O	D	9.567			

注1:切り上げの関係で総計数が一致していない箇所がある。

注 2:色塗り部分については、竜巻発生頻度の分析に用いるデータを示 している。

# 第9.1.4表 同表の分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の算

# 出に使用する竜巻の発生数

Barren Control	統計	F0	F1	F2	F3	F不明	小計
挺 似	期間内総数	905	241	49	0	0	1195
51.5 年間	平均值(年)	17.573	4.680	0.951	0	0	23.204
(全竜巻)	標準偏差 (年)	9.265	2.163	1.004	0	0	9.567

## 第9.1.5表 竜巻風速、被害幅及び被害長さの相関係数

相関係数(対数)	風速(m/s)	被害幅(m)	被害長さ(m)
風速(m/s)	1.000	0	0.301
被害幅(m)	=	1.000	0.458
被害長さ(m)	=	=	1.000

# 第9.1.5表 F3の竜巻発生リスト (1961年~2012年6月)

発生日時	発生場所緯度	発生場所経度	発生場所
1971年07月07日07時50分	35度52分45秒	139度40分13秒	埼玉県 浦和市
1990年12月11日19時13分	35度25分27秒	140度17分19秒	千葉県 茂原市
1999年09月24日11時07分	34度42分4秒	137度23分5秒	愛知県 豊橋市
2006年11月07日13時23分	43度58分39秒	143度42分12秒	北海道網走支庁 佐呂間町
2012年05月06日12時35分	36度6分38秒	139度56分44秒	茨城県 常総市

【别添 1(3.(3)a.)】

## 第9.1.6表 竜巻発生数の分析結果

竜岩榆計池城	発生数	小計		竜巻スケ	ール		不明	fl .	総数
(沿岸±Bcm)	の統計	294F	F0	F1	F2	F3	陸上	海上	含む不明
	期間内総数	90	30	47	13	- 0	3	113	206
1961~ 2012/6	平均値 (年)	1, 748	0,583	0, 913	0.252	0	0.058	2, 194	4, 000
(51.5 年間)	標準偏差 (年)	2, 526	2,003	1,020	0,522	0	0,309	5, 862	7, 687
	期間内総数	60	30	27	3	0	3	112	178
1991~ 2012/6	平均値 (年)	2, 791	1,395	1.256	0.140	0	0.140	5, 209	8.140
(21.5年間)	標準偏差 (午)	3, 467	2,956	1, 124	0,356	0	0.473	8, 294	10, 683
	期間内総数	32	26	6	0	-0	0	93	125
2007~ 2012/6	平均値 (年)	5, 818	4.727	1.091	0.000	0	0	16, 909	22, 727
(5.5年間)	標準偏差 (年)	6, 087	4.814	1.337	0.000	0	0	10. 661	14, 700
	期間内総数	322	244	65	13	0	0	871	1193
疑似 51,5年間	平均値 (年)	6, 236	4.727	1, 256	0, 252	0	0	16, 909	23, 145
(陸上竜巻)	標準偏差 (年)	4, 970	4.814	1. 124	0.522	0	0	10, 661	11.762
	期間內総数	1196	906	241	49	-0	0	0	1198
疑似 51.5年間	平均値 (年)	23, 102	17. 514	4, 653	0.935	0	0	0	23, 102
(全竜巻)	標準偏差 (年)	9. 567	9. 266	2, 163	1,004	0	0	0	9, 567

注1:切り上げの関係で総計数が一致していない箇所がある。

注2:色塗り部分については、竜巻発生頻度の分析に用いるデータを示している。

【別添1(3.(3)d)】

## 第9.1.7表 分析結果に基づいて整理した竜巻の発生数

	統計	F0	F1	F2	F3	F不明	小計	
疑似 51.5 年間	期間内総数	905	241	49	0	0	1195	
	平均値(年)	17. 573	4.680	0.951	0.000	0.000	23. 204	
(全竜巻)	標準偏差 (年)	9. 265	2, 163	1. 004	0.000	0.000	9. 567	

【別添1(3,(3)d,)]

## 第9.1.8表 竜巻風速、被害幅及び被害長さの相関係数

相関係数(対数)	風速 (m/s)	被害幅 (m)	被害長さ (m)
風速 (m/s)	1.000	0	0.301
被害幅(m)	-	1.000	0.458
被害長さ (m)	-	-	1.000

#### 第8.1-3表 日本で過去に発生したF3竜巻 (気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

女川原子力発電所2号炉

Fスケール	発生日時	発生場所緯度	発生場所経度	発生場所
F 3	1971年07月07日07時50分	35度52分45秒	139度40分13秒	埼玉県浦和市
F 3	1990年12月11日19時13分	35度25分27秒	140度17分19秒	千葉県茂原市
F 3	1999年09月24日11時07分	34度42分4秒	137度23分5秒	爱知県豊橋市
F 3	2006年11月07日13時23分	43度58分39秒	143度42分12秒	北海道網走支 庁佐呂間町
F 3	2012年05月06日12時35分	36度6分38秒	139度56分44秒	灰城県常総市

# 第8.1-4表 竜巻発生数の分析結果

竜卷検討地域	発生数	30.70		竜巻スク	ル		不	総数	
(沿岸 ±5 km)	の統計	小計	F0	F1	F2	F3	(陸上)	(海上)	(含む不明)
1961~	期間内総数	23	2	13	7	- 1	3	3	29
2012/6	平均値(年)	0.45	0.04	0.25	0.14	0.02	0.06	0.06	0.56
(51.5年間)	標準偏差(年)	0.67	0.20	0.56	0.35	0.14	0.31	0.31	0.81
1991~	期間内総数	14	2	10	2	0	1	3	11
2012/6	平均値(年)	0.65	0.09	0.47	0.09	0.00	0.05	0.14	0.84
(21.5年間)	標準偏差(年)	0.80	0.30	0.75	0.30	0.00	0.22	0.47	0.97
2007~	期間内総数	3	1.	2	0	0	0	2	
2012/6	平均値(年)	0.55	0.18	0.36	0.00	0.00	0.00	0,36	0.91
(5.5年間)	標準偏差(年)	0.58	0.43	0.55	0.00	0.00	0.00	0.86	0.80
疑似	期間内総数	42	10	24	7	- 1	0	19	6
51.5年間	平均値(年)	0.80	0.18	0.47	0.14	0.02	0.00	0.36	1.17
(陸上竜巻)	標準偏差(年)	0.93	0.43	0.75	0.35	0.14	0.00	0.86	1.27
提供	期間内総数	63	15	35	11	2	0	0	(
51.5年間	平均値(年)	1.17	0.26	0.68	0.20	0.03	0.00	0.00	0.00
(全竜巻)	標準偏差(年)	1.13	0.52	0.90	0.42	0.17	0.00	0.00	0.00

第8.1-5表 竜巻風速,被害幅,被害長さの相関係数(単位無し)

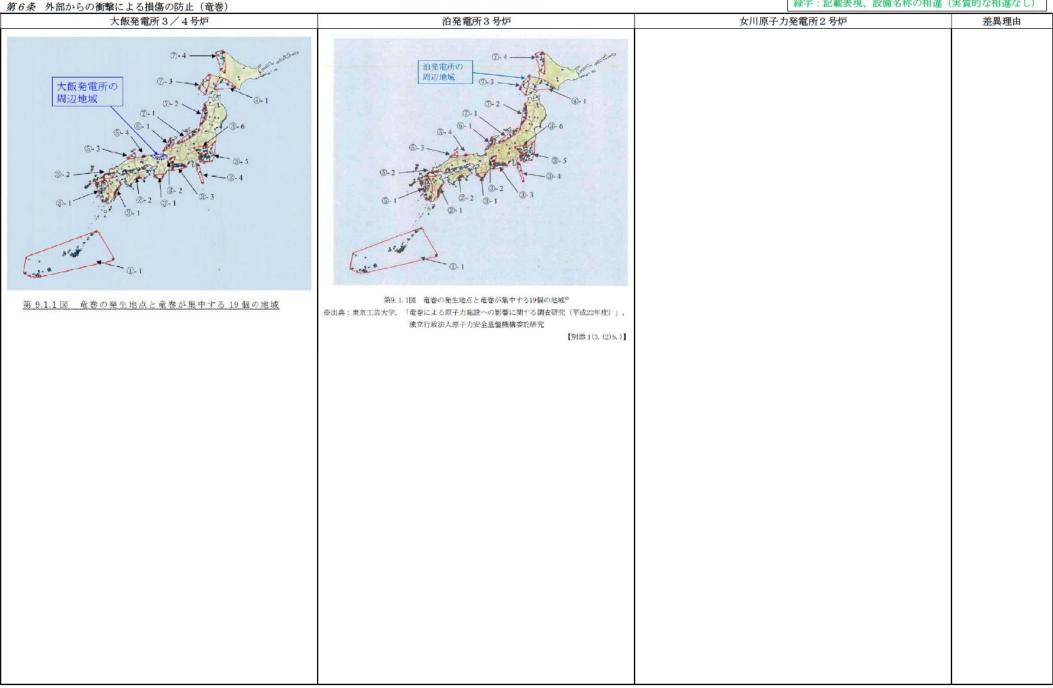
データ数	風速	被害幅	被害長さ
風速	1.000	-0.073*	0.590
被害幅	-0.073*	1,000	0.173
被害長さ	0.590	0.173	1.000

【別添 1(3.(3)e.)】 \*風速と被害幅は無相関との知見が得られたため、ハザード算定の際には、相関係 数0として計算

泊発電所3号炉 DB基準通 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

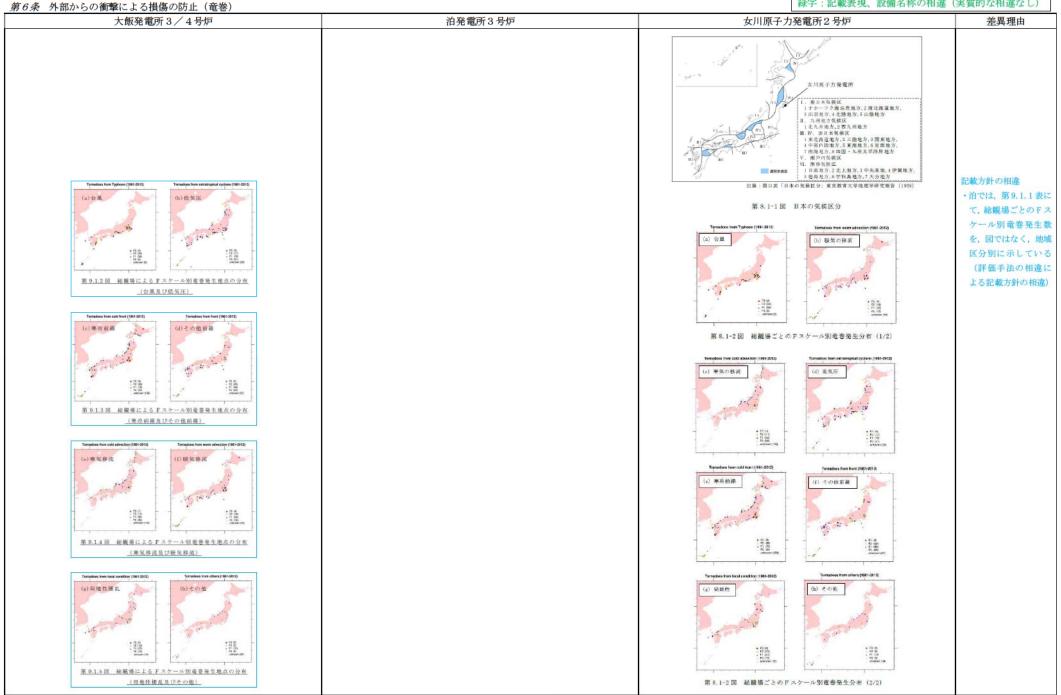
	大飯発電所	〒3/4号炉	i		泊発	電所3号炉		女川原子力発電所2号炉	差異理由
100	第 9.1.6 表 評(				第9.1.9表 評価対				評価対象施設の相違
	施設名	3号炉	4 号炉	小計	評価対象施設	設置面積 (m²)			・発電所の評価対象施設
		( m 2)	( m 2)	( m 2)	原子炉建屋 (R/B)	4, 889			の位置,面積が異なる
	原子炉格納容器	7,113	7.298	14,411	原子炉補助建屋 (A/B)	3, 689			ことによる相違
建屋	原子炉周辺建屋	200,011			ディーゼル発電機建屋 (DG/B)	493			
	制御建屋	3,	066	3,066	タービン建屋 (T/B)	5, 225			
構築物	廃棄物処理建屋	3,	038	3.038	電気建屋 (EL/B)	1, 214			
物	タービン建屋	12.	.267	12,267	出入管理建屋 (AC/B)	1,603			
	永久構台	2,	948	2,948	循環水ポンプ建屋 (CWP/B)	2,748			
100000					合 計	19, 861			
設備	海水ポンプ	1,	204	1.204		【别添	1(3.(3)f.)]		
	合 計	l.		36,934					

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	旧 光電 所 3 号炉 D B 基準 適合性 C 比較表 1	(4.0	(実質的な相違なし)	
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由	
		第8.1-6表 設計竜巻の特性値		
		最大風速 移動速度 最大接線風速 最大接線風速 最大気圧低下量 最大気圧低下率		
		[m/s] [m/s] [m] [hPa] [hPa/s]		
		100 15 85 30 76 53		



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

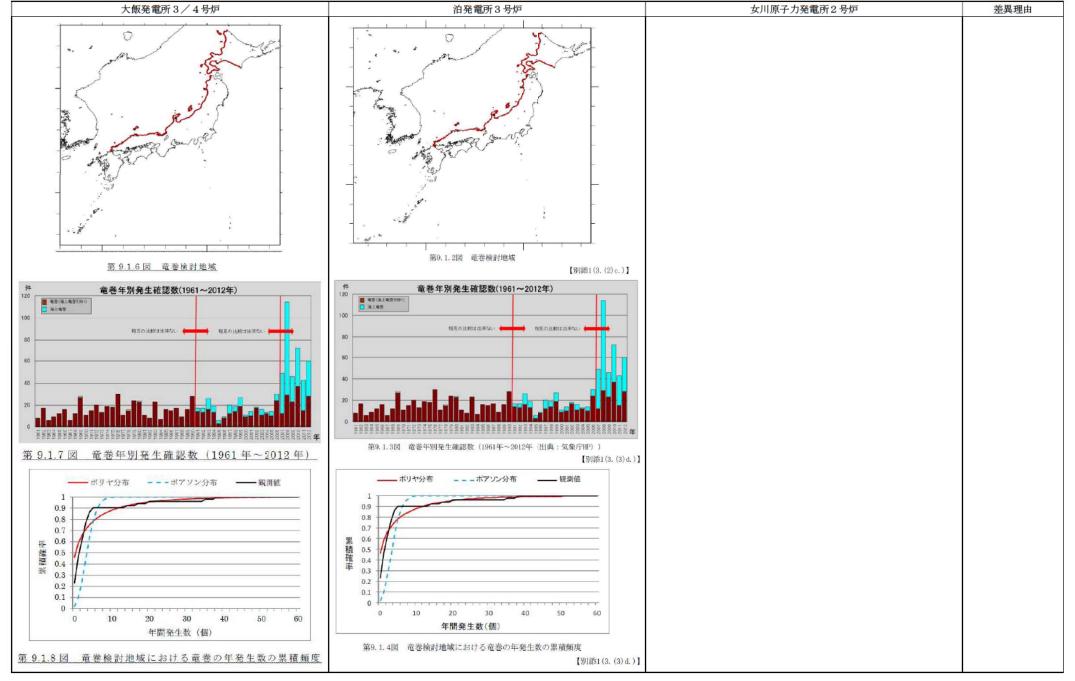
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)



大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	第 S. 1-3 図 女川原子力発電所を中心とする10 万 km² の範囲	差異理由
		第 8. I-5 図 F 3 規模以上を対象とした Skeil, CAPE 同時担適組度分布  0.1 0.5 0.005 0.005 0.001 0.0005 0.001 0.0001 [%]  第 8. I-6 図 EHI の超過頻度分布(関値 3. 3)	

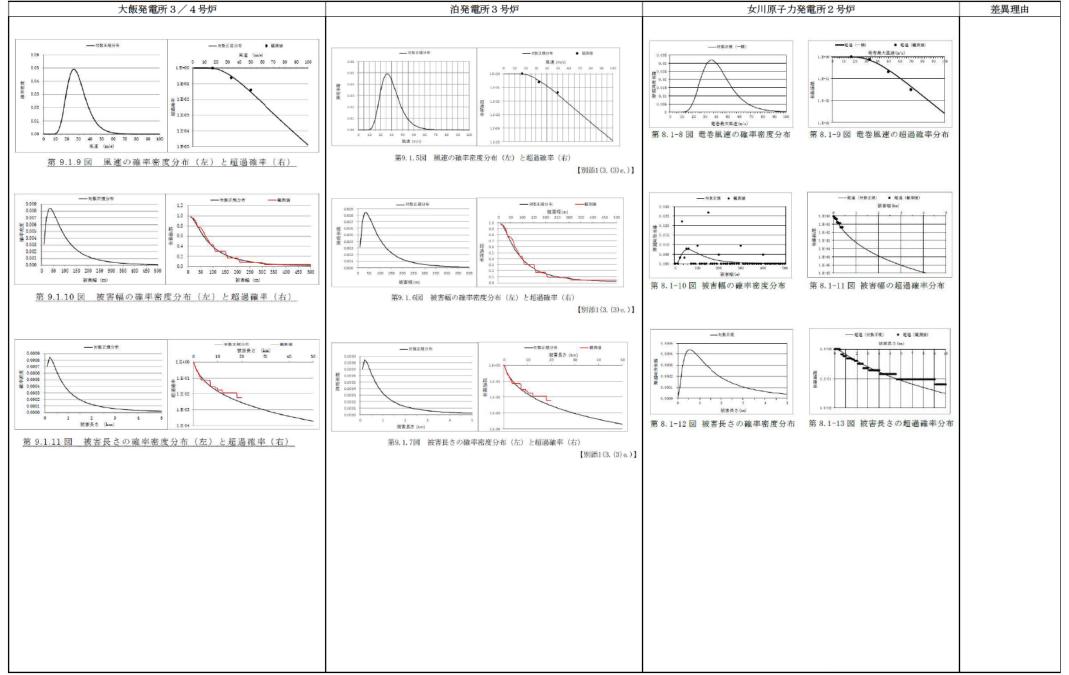
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

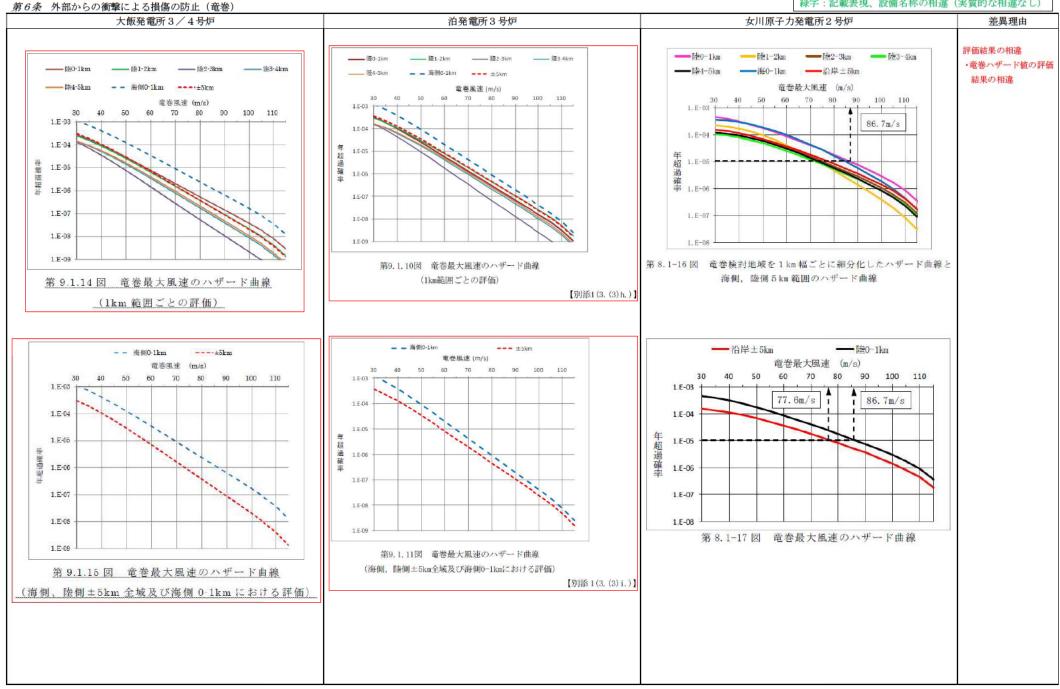
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

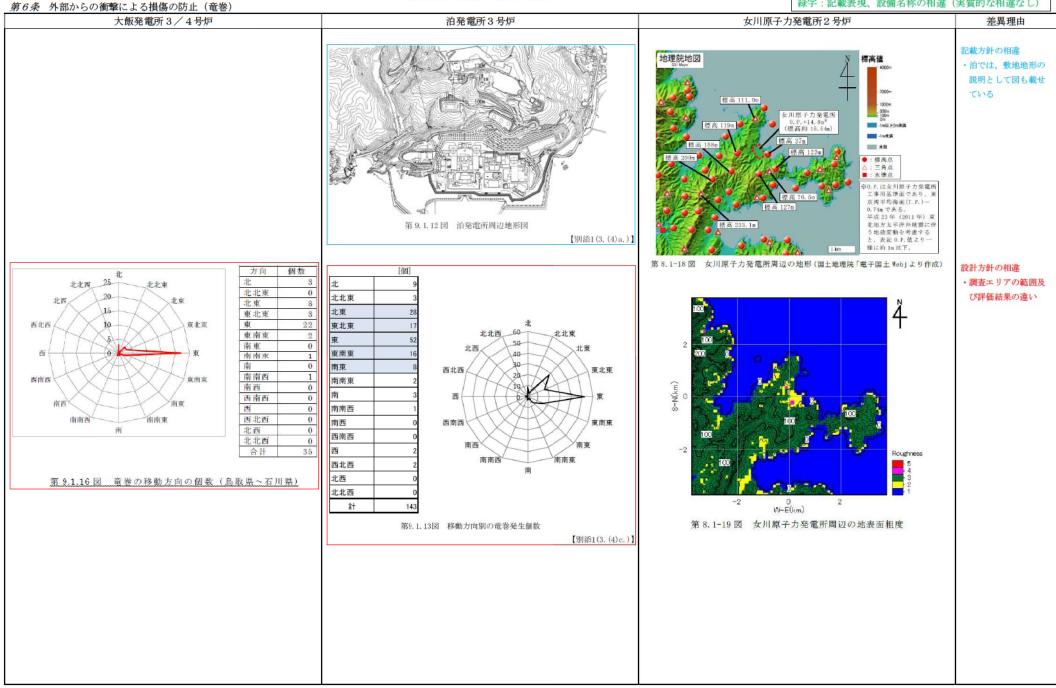


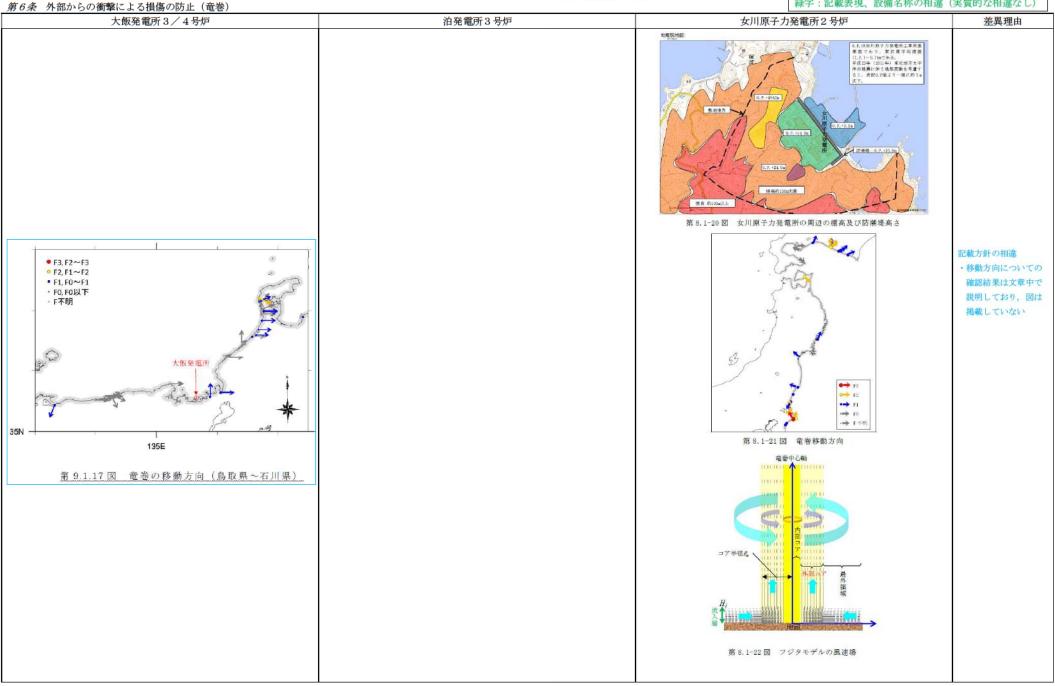
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)









テロデ 外部からの側撃による損傷の例正 (电巻: 所称1) 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉	差異理由
別添 1		別添 1	別添資料 1	
大飯3号炉及び4号炉 外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻に対する防護	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (竜巻影響評価について)		女川原子力発電所 2 号炉 竜巻影響評価について	
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	第6条:外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)			
<目次>	<目 次>		目 次	
1 竜巻に対する防護 1.1 概要 1.2 評価の基本方針	<ol> <li>1. 竜巻に対する防護</li> <li>2. 評価の基本方針</li> </ol>		別添資料-1 1. 竜巻に対する防護 1.1 概要 1.2 評価の基本方針	構成の相違
1.3 基準竜巻・設計竜巻の設定	3. 基準竜巻・設計竜巻の設定		1.3 評価の基本的な考え方 2. 基準竜巻・設計竜巻の設定 2.1 概要 2.2 発送検討せばの設定	
<ol> <li>1.4 竜巻影響評価</li> <li>1.5 竜巻随伴事象に対する評価</li> <li>1.6 飛来物対策</li> </ol>	<ol> <li>6. 竜巻随伴事象に対する評価</li> <li>6. 竜巻対策</li> </ol>		<ul> <li>2.2 竜巻検討地域の設定</li> <li>2.3 基準竜巻の最大風速(VB)の設定</li> <li>2.4 設計竜巻の最大風速(VD)の設定</li> <li>2.5 設計竜巻の特性値</li> <li>3. 竜巻影響評価</li> <li>3.1 評価概要</li> <li>3.2 評価対象施設等</li> <li>3.3 設計荷重の設定</li> <li>3.4 評価対象施設等の設計方針</li> <li>3.5 竜巻随伴事象に対する評価</li> </ul>	
添付1:大飯3号炉及び4号炉 竜巻影響評価について 補足説明資料	(添付資料) 1. 泊発電所3号機 竜巻影響評価結果 補足説明資料		添付資料 1.1 重大事故等対処施設に対する考慮について 1.2 評価対象施設の抽出について 1.3 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出 について 2.1 気候区分について 2.2 数値気象解析にもとづく竜巻検討地域の設定について	
			2.3 竜巻検討地域及び全国で発生した竜巻 2.4 竜巻最大風速のハザード曲線の求め方 2.5 地形効果による竜巻風速への影響について 2.6 設計竜巻の特性値の設定 2.7 米国及び関東平野の竜巻の類似性 3.1 竜巻影響評価の概要及び保守性について 3.2 竜巻影響評価及び竜巻対策の概要	
			3.3 設計飛来物の選定について 3.4 竜巻随伴事象の抽出について	

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻:別添1)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 縁字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		3.5 飛来物化する可能性がある物品等の管理について	
		3.6 設計竜巻荷重と積雪荷重との組み合わせについて	
		3.7 竜巻防護ネットの構造設計について	
		90.	
			<u> </u>

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

る構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス1,クラス2 及び安全評価※上その機能に期待するクラス3に属する構築物,系統

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻:別添1)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 1	ボチ: 設備、連用又は体制の相逢 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 緑字: 記載表現、設備名称の相違	基(記載方針の相違)
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
1. 竜巻に対する防護 1. 1 概要 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻の影響を挙げている。 原子炉施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風・強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって原子炉施設	位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないと規定されており、この自然現象の一つとして竜巻が挙げられている。  このため、原子炉施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、	1. 竜巻に対する防護 1.1 概要 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「設置許可基準規則」という。)」第六条において,外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻の影響を挙げている。 発電用原子炉施設の供用期間中に極めてまれに突風・強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって発電用原子炉	記載表現の相違
の安全性を損なうことのない設計であることを評価するための「原子力発電所の電巻影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発13061911号原子力規制委員会決定)」(以下「ガイド」という。)を参照し、竜巻影響評価以下について実施し、安全機能が維持されること確認する。 ・設計竜巻及び設計荷重(設計竜巻荷重及びその他の組み合わせ荷重)の設定 ・大飯発電所における飛来物に係る調査 ・飛来物防止対策 ・考慮すべき設計荷重に対する竜巻防護施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認	原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることを確認するための「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(平成25 年6 月19 日原子力規制委員会決定)」(以下、「評価ガイド」という。)を参照して竜巻影響評価を以下について実施し、竜巻防護施設の安全機能が維持されることを確認する。 ・設計竜巻及び設計荷重(設計竜巻荷重及びその他組合せ荷重を適切に組合せた荷重)の設定 ・泊発電所における飛来物に係る調査 ・飛来物発生防止対策 ・飛来物に対する竜巻防護施設の防護対策 ・考慮すべき設計荷重に対する竜巻防護施設の構造健全性等の評価を	施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、原子力規制委員会の定める「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド (平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」(以下「ガイド」※という。)を参照し、竜巻影響評価として以下を実施し、発電用原子炉施設の安全機能が維持されることを確認する。	記載内容の相違
	確認また、第43条の要求を踏まえ、設計竜巻によって、設計基準対象施設の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殼となる建屋による防護に期待できるといった観点から、代替手段により必要な安全機能を維持できることを確認する。(補足説明資料36参照)	ことの確認 また、第四十三条の要求を踏まえ、設計竜巻によって、設計基準対 象施設の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれるこ とがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失 した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殼となる建屋に よる防護に期待できるといった観点から、代替手段により必要な安全 機能を維持できることを確認する。【添付資料 1.1】 ※「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説(平成25年10月,独立 行政法人原子力安全基盤機構)」を含む。	記載内容の相違 ・重大事故等対処設備 の竜巻に対する対応 を記載
1.2 評価の基本方針	2. 評価の基本方針	1.2 評価の基本方針 1.2.1 竜巻から防護する施設の抽出 竜巻から防護する施設は、安全施設が竜巻の影響を受ける場合においても発電用原子炉施設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定される重要度分類(以下「安全重要度分類」という。)のクラス1、クラス2及びクラス3の設計を要求される構築物、系統及び機器とする。その上で、上記構造物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能をは異常の影響緩和の機能を有す	

1.2.1 竜巻影響評価の対象施設

施設とする。

大飯発電所 3 / 4 号炉

以下の(1)、(2)及び(3)に示す施設を竜巻影響評価の対象

評価対象施設の抽出フローを図1.2.1に示す。

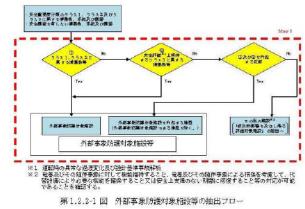
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 及び機器(以下「外部事象防護対象施設」という。)とし、機械的強度 を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。 ※ 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析 また、外部事象防護対象施設を内包する建屋(外部事象防護対象施 設となる建屋を除く。) は、機械的強度を有すること等により、内包す る外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防 護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象 防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外 部事象防護対象施設等という。 上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随伴事象 に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損 傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障 のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わ せることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 1.2.2 竜巻影響評価の対象施設 以下の(1)外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び(2)外部 事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に示す施設を竜巻 影響評価の対象施設(以下「評価対象施設等」という。)とする。 最新知見の反映 外部事象防護対象施設等の抽出フローを第1.2.2-1 図に示す。 記載方針の相違 なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分 泊では女川2号機の審 類における耐震Sクラスの設計を要求される施設についても、外部事 査実績を踏まえ,外部 象防護対象施設等として抽出すべきものがないことを確認した。【添付 事象全般に対する防護 資料 1.2] 対象施設として,外部 事象防護対象施設を定

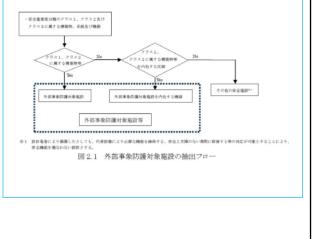
## (1)評価対象施設の抽出

以下の a. 項~ c. 項に示す施設を竜巻影響評価の対象施設とす

外部事象防護対象施設及び評価対象施設の抽出フローを図2.1及 び図2.2 に示す。

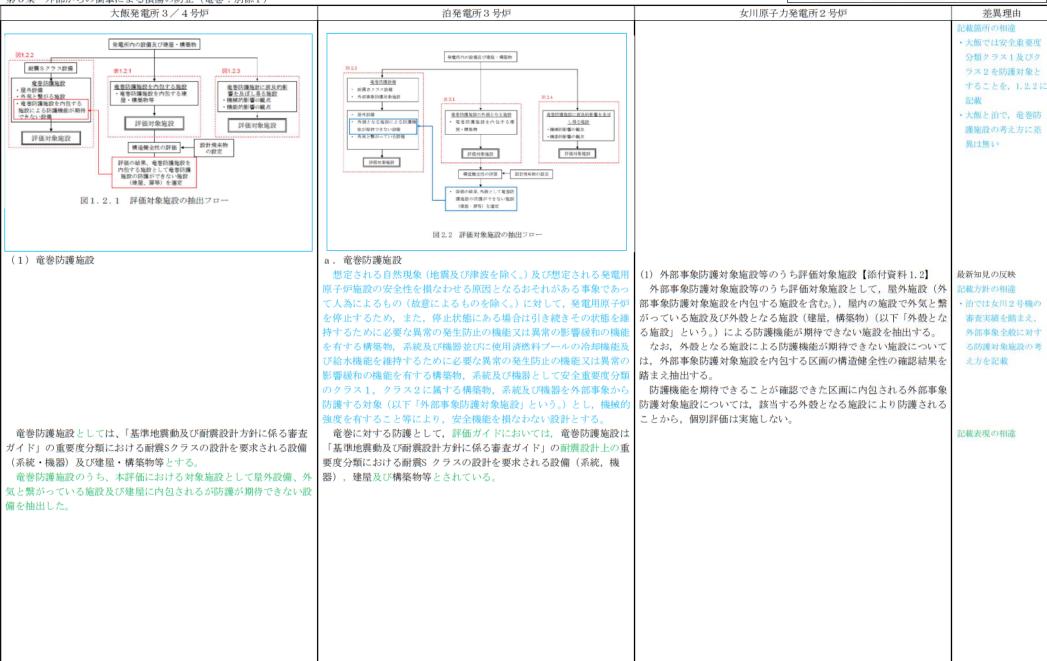


- 義した
- 外部事象防護対象施設 は、安全重要度分類の クラス1, クラス2に 属する構築物。系統及 び機器



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻:別添1) 「終子:記載表現、設備名称の相違(			
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
【内容比較のための再掲(2)】			記載箇所の相違
(1) 竜巻防護施設			記載表現の相違
( × ) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以上を踏まえ、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」		・大飯では安全重要度
	の耐震設計上の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される		分類クラス1及びク
	設備(系統、機器)及び建屋、構築物に加え、外部事象防護施設を竜		ラス2を防護対象と
設計竜巻から防護する施設としては、「発電用軽水炉型原子炉施	巻防護施設とする。		することを, 1.2.2
設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている	なお、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関す		に記載
クラス1,2及び3に該当する構築物、系統及び機器とする。	る審査指針」で規定されているクラス3に属する構築物、系統及び機		<ul><li>・大飯で、耐震Sクラ</li></ul>
設計竜巻から防護する施設のうち、クラス3に属する施設は損	器については、設計竜巻により損傷したとしても、代替設備により必		ス設備を竜巻防護施
傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保するこ	要な機能を確保する、安全上支障のない期間に修復する等の対応が可		設とすることは前頁
と、安全上支障のない期間に修復すること等の対応が可能な設計	能とすることにより、安全機能を損なわない設計としていることか		に記載
とすることにより、安全機能を損なわない設計としていることか	ら,竜巻防護施設として抽出しない。		・大飯と泊で, 竜巻防
ら、クラス1及び2に属する施設を竜巻防護施設とする。			護施設の考え方に差
り、ノノハイスの名に属する地域と电子が設地域とする。			異は無い
26, 36 photo: 46 str. 23 1, ride of str. 66 (25 t. 20 2 at 22 at 22 b) ride (25 t. 20 2 at 22 b)	de la contrata de esta de contrata de contrata de la contrata de c		and the state of the state
津波防護施設、浸水防止設備(海水ポンプエリア浸水防止蓋)、津	また、耐震Sクラスの設計を要求される設備である津波防護施設、		記載表現の相違
	浸水防止設備及び津波監視設備については、竜巻は気象現象、津波は		
構築物及び設備ではあるが、竜巻は気象現象、津波は地震または海底	地震、地滑り等を原因とする事象であり、同時に発生することは考え		
地すべりにより発生し、発生原因が異なり、偶発的に同時に発生する			
ことは考え難いことから、竜巻防護施設として抽出しない。	出しない。		Schildhada eta en Jeristo
	竜巻防護施設の評価対象施設については、評価ガイドの解説2.1 に		記載内容の相違
	おいて, 竜巻防護施設の外殻となる施設等(竜巻防護施設を内包する 建屋・構築物等)による防護機能によって, 設計竜巻による影響を受		<ul><li>泊では、評価対象施 設に関する説明を記</li></ul>
	産産・併棄物等)による防護機能によって、 設計電管による影響を受けないことが確認された施設については、 設計対象から除外できる旨		載
	記載されていることを踏まえ、屋外設備、建屋内の施設で外気と繋が		IIIX
	っている設備及び外殼となる施設による防護機能が期待できない設備		
	として、以下を抽出し評価を実施する。		
なお、建屋に内包されるが防護が期待できない設備については、	なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない設備について		記載表現の相違
「1.4.4 施設の構造健全性の確認」の結果に基づいて抽出する。	は、「4. (4) 施設の構造健全性の確認」の結果に基づいて抽出し		III THE STATE OF T
・1.4.4 心臓や肝湿に上はや臓臓」や加水に出って同山(る。	ている。		
	また、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、		記載内容の相違
	A1, A2-燃料油貯油槽タンク室, B1, B2-燃料油貯油槽タンク室, 取水ビ		・泊では、防護施設を
	ットポンプ室及びストレーナ室については、竜巻防護施設を内包する		内包する建屋・構築
	建屋・構築物であり、後述の「c. 竜巻防護施設の外殻となる施設」		物に関する説明を記
	として抽出する。		載
図1.2.2に竜巻防護施設のうち評価対象施設の抽出フローを示	竜巻防護施設の評価対象施設抽出フローを図2.3 に示す。(補足説	第1.2.2-2 図に、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽	0720
す。	明資料10参照)	出フロー及び抽出された評価対象施設を示す。	
		また、第1.2.2-2 図において抽出した評価対象施設のうち、屋外施	
		設の配置を第1.2.2-3 図に示す。	
(屋外設備)	(屋外設備)		
・海水ポンプ(配管、弁含む)		a. 屋外施設(外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。)	対象施設の相違
・海水ストレーナ		(a) 原子炉補機冷却海水ポンプ (配管, 弁含む。)	・屋外に設置している
<ul><li>排気筒(建屋外)</li></ul>	・排気筒 (建屋外)	(b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(配管,弁含む。)	評価対象施設の相違
		(c) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ	Call III Common Base 1
		(d) 復水貯蔵タンク	
		(e) 非常用ガス処理系 (屋外配管)	